

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和8年3月6日（金）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（17名）

委員長	山田	ひろこ
副委員長	岡崎	義 顕
理事	ほかり	吉 紀
理事	依田	翼
理事	高山	かずひろ
理事	浅川	のぼる
理事	田中	香 澄
理事	金子	てるよし
理事	上田	ゆきこ
理事	山本	一 仁
委員	のぐち	けんたろう
委員	松平	雄一郎
委員	千田	恵美子
委員	田中	としかね
委員	品田	ひでこ
委員	海津	敦 子
委員	関川	けさ子

4 欠席議員

な し

5 委員外議員

議長	市村	やすとし
副議長	高山	泰 三

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	副区長
丹羽 恵玲奈	教育長
新名 幸男	企画政策部長
竹田 弘一	総務部長
榎戸 研	防災危機管理室長
高橋 征博	区民部長
長塚 隆史	アカデミー推進部長
鈴木 裕佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢島 孝幸	地域包括ケア推進担当部長
多田 栄一郎	子ども家庭部長
鵜沼 秀之	都市計画部長
小野 光幸	土木部長
木幡 光伸	資源環境部長
松永 直樹	施設管理部長
宇民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉田 雄大	教育推進部長
渡邊 了	監査事務局長
川崎 慎一郎	企画課長
菊池 日彦	政策研究担当課長
岡村 健介	用地・施設マネジメント担当課長
進 憲司	財政課長
横山 尚人	広報戦略課長
野苺家 貴之	情報政策課長
畑中 貴史	総務課長
山田 智	総務部副参事
熊倉 智史	ダイバーシティ推進担当課長
中川 景司	職員課長
木口 正和	契約管財課長

増田 密佳子	税務課長
齊藤 嘉之	防災危機管理課長
横山 勲	安全対策推進担当課長
木村 健	区民課長
内宮 純一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
高橋 肇	戸籍住民課長
吉本 眞二	アカデミー推進課長
阿部 遼太郎	観光・都市交流担当課長
矢部 裕二	スポーツ振興課長
篠原 秀徳	福祉政策課長
瀬尾 かおり	高齢福祉課長
鈴木 仁美	地域包括ケア推進担当課長
永尾 真一	障害福祉課長
坂田 賢司	生活福祉課長
佐々木 健至	介護保険課長
佐藤 祐司	事業者支援担当課長
後藤 容子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
鈴木 大助	子育て支援課長
富沢 勇治	子ども施策推進担当課長
奥田 光広	幼児保育課長
足立 和也	子ども施設担当課長
大戸 靖彦	子ども家庭支援センター所長
佐藤 武大	児童相談所副所長（児童相談課長）
中島 一浩	生活衛生課長
大武 保昭	健康推進課長
小島 絵里	予防対策課長
市川 健一郎	保健対策担当課長
大塚 仁雄	保健サービスセンター所長
真下 聡	都市計画課長
前田 直哉	地域整備課長

村 田 博 章	住環境課長
川 西 宏 幸	建築指導課長
橋 本 淳 一	管理課長
村 岡 健 市	道路課長
高 橋 彬	みどり公園課長
武 藤 充 輝	環境政策課長
有 坂 和 彦	リサイクル清掃課長
石 川 浩 司	文京清掃事務所長
阿 部 英 幸	施設管理課長
寺 崎 寛	保全技術課長
大 畑 幸 代	整備技術課長
熱 田 直 道	教育総務課長
宮 原 直 務	学務課長
内 山 真 宏	教育推進部副参事
山 岸 健	教育指導課長
藤 咲 秀 修	教育施策推進担当課長
日比谷 光 輝	児童青少年課長
木 内 恵 美	教育センター所長
猪 岡 君 彦	真砂中央図書館長
宮 部 義 明	選挙管理委員会事務局長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査担当	玉 村 治 生

8 本日の付議事件

議案第67号 令和8年度一般会計予算

ア 一般会計歳入

- ・ 1 款「特別区税」
- ・ 2 款「利子割交付金」 ～ 1 1 款「交通安全対策特別交付金」

- ・ 12款「分担金及び負担金」 ～ 13款「使用料及び手数料」
- ・ 14款「国庫支出金」～15款「都支出金」
- ・ 16款「財産収入」～21款「特別区債」

イ 一般会計歳出

- ・ 1款「議会費」
 - ・ 2款「総務費」
-

午前 9時58分 開会

○山田委員長 それでは、予算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者は、関係理事者に御出席いただいております。

矢内保健衛生部長は、病気療養のため欠席です。

それでは、昨日に引き続き、予算審査を行います。

一般会計歳入の1款「特別区税」、予算事項別明細書の44ページから53ページまでの部分です。

それでは、松平委員の質問から開始いたします。お願いいたします。

松平委員。

○松平委員 おはようございます。昨日の特別区税についての質問、質疑の続きをさせていただきたいと思います。

昨日最後、特別区民税のところ、外国籍の納税義務者の方の詳細は把握することはできないけれども、外国籍の方を含む納税者の方の課税標準額が高い層の方々の上昇の傾向というのは令和7年度も続く傾向にあるし、それが一定、特別区民税、特別区税の増収に寄与しているということを確認させていただきました。

その項目は終わりにさせていただいて、続きまして、51ページの特別区たばこ税について御質問させていただきたいと思います。昨日の千田委員のところでも質疑がございました。たばこ税、令和7年度の税制改正において、たばこ税の増税の方針が示されまして、今年の4月から段階を踏んで順次増税をするということでございます。区としては歳入が増えるということで、歳入の確保が重要というところではありますけれども、非常に歳入が増えるということに関してはいい反面、喫煙者のほうにとってはまた、また増税が、値段が上がるといって負担が増えるという話なのかなというふうに思います。

これ、大きく増税の目的としては、今まで加熱式たばこ紙巻きたばこの部分の税負担の差が、加熱式のほうが低く設定されたということで、まず、これを令和8年度そろえるということで、そこからさらに令和9年度から3年間かけて上げていくということでございます。

たばこ税、国税と地方税の2種類がありますけれども、消費税も入れたら1箱当たり6割ぐらいというふうに、以上が税金で賄われているものになりますけれども、地方税、特別区たばこ税は当然一般財源ということでございますが、国たばこ税においては昨日も御答弁にありましたが、日本の防衛力の抜本的な強化を行うための安定的な財源を確保するための増税だと政府は説明しております。

国際情勢、日に日に悪化しておりますし、先行きも不透明な状況が続いています。昨日、千田委員のほうからは大軍拡という言葉がございましたけれども、そこは自分たち、日米安保に基づいて一定はあるものの、やっぱり自分たちの国は自分たちの力でしっかり守っていくという観点から国民の命、安全、暮らしを守るためのたばこ税の、国たばこ税の増税というふうに理解をしておりますので。

○山田委員長 何か話がずれている。

○松平委員 国民の中には当然、共産党の皆さんの御家族も入っておりますので、しっかりこのたばこ税は防衛力の強化に役立ててほしいというふうに思います。

○山田委員長 何か、優しくなりましたね。

○松平委員 関連でした。

○山田委員長 金子委員。

○金子委員 今、松平委員から昨日の私どもの千田委員のね、議論に触れて御発言がありました。昨日の答弁では3,150万余りがもう防衛増税、これは大軍拡の増税のね、一環だということで指摘をいたしましてね、千田委員は今の国際情勢から鑑みてね、戦争を本当心配して人がたくさんいると、そういう趣旨の発言をしました。

それでね、今もまたそのことに触れられていただきましたけども、今、軍拡をね、心配しているのは何も千田委員だけじゃないんですよ。例えば国連のグレテス事務総長が今年の新年のメッセージでこう言っているんですよ。より安全な世界は貧困との戦いへの投資を増やし、その次です、戦争への投資を減らすことから始まると。

今、世界の軍事費が2.7兆ドル、422兆円ぐらい、一昨年の中の数字ですけども、そういうことになっていることに対して心配のね、声を上げている。文京区は何ですか、1,700ぐらいある自治体の中で、珍しいですね、国連の事務所がある庁舎があるわけですね。もしね、

この戦争の問題、防衛費の問題、軍拡の問題に触れるんだったら、この区議会でそういう発言するんだったら、国連の事務総長が今年の新年に何言ったかぐらい把握して御発言があってもいいんじゃないかなと思いました。

それで1点聞きますけども、このたばこ増税、たばこ税ね。地方税としてどうなのかというのは今、課長ね、どうなっているんですか。地方税の原則というのは普遍性、安定性、応益性とかね、あと、できるだけ多くの住民が負担できるようにすると。こういうのは、4つの原則があるというふうに従来、言われていますね。昨日、入湯税のところでも税務課長会でいろいろ議論あるっていつて紹介ありましたけども、たばこ税のね、喫煙率が非常に下がっているわけね。だからこの地方税のいわゆる4原則との関係で、こういう課税の妥当性とか推移というのは今どんな議論になっているんですか。ちょっと紹介していただけますか。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 ただいまいいただきました地方税の原則に基づく議論についてですが、現時点、金子委員がおっしゃられた観点での税務課長会ですとか、そういったところの議論は特段なされておられません。

○山田委員長 松平委員、戻ります。

○松平委員 ありがとうございます。決して今の政権、特に他国を大軍拡で侵略をするということは申しておりませんので、あくまで防衛力の強化ということで、このたばこ税を活用していくということを申しているところでございます。

その地方税、特別区たばこ税のところのどれぐらい、この増税で影響が出るかというところで昨日、3,040万円の増という御答弁がございました。予算書見ると、昨年度ベースで見ると1,200万円の増ということでございますが、そこ、予算書の1,200万増と3,040万円増というところの、どういう意味を持つのかということをお伺いしたいのと。

あと、総務区民委員会の方にこのたばこ税の話もありましたが、令和8年度におきましては3,500万ほどの増収になるという見込みですというお話がございました。そこから御答弁、少し下がったと思うんですけれどもその辺り、見込みが減った理由は何かあるのかということをお伺いしたいと思います。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 まずですね、こちらのそもそも当初、条例改正をさせていただく、昨年6月時点で条例改正をさせていただくに当たって増税の影響、どれくらいかということで3,500万ということで申し上げていたところです。

ただ、先段の2月の補正の方で500万円ほど減額補正をさせていただいた、つまり実際ですね、たばこの本数が減っているという状況がございます。そうした状況を踏まえて令和8年度の予算立てをさせていただいたときに、今般、予算書にお示しをさせていただいている本数であったというところでございます。

こちら、増税がなかった場合はですね、本数としては15万7,232千本という形になります。そこから今回の予算書の示している本数を差引きしますと、これが増税分になるのかなということで約4,640、千本単位なので千本ということで、ここから地方たばこ税は千本単位で6,552円になりますので、こちらを掛けさせていただいて、昨日申し上げた3,040万1,280円、端数のほうはちょっと昨日、切りましたので、3,040万円ほどと申し上げておりますが、そういう計算をさせていただいているところでございます。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。たばこの本数が減少するということも想定して、さらに歳入が増えることも想定して予算上は1,200万円の増になっているというところでございます。

令和9年度からは国たばこ税が1本当たり0.5円ずつ増えて、3年かけて1.5円増えていくということでございます。これ、国たばこ税の話なんですけど、販売価格としてはやっぱり上がってくると思います。そうなると特別区たばこ税の税収が別に上がるわけじゃないんですけども、単価が上がるということで令和9年度以降、その特別区たばこ税の販売本数が減少するということが、可能性もあるし、そこは影響が出る可能性があるんじゃないのかなと思うんですけども、その辺りいかがでしょうか。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 こちら、今おっしゃられたとおり、令和9年から令和11年にこの3か年で1年ごとに1本当たり0.5円、増税という形になります。おっしゃるとおり国たばこ税に対しての増税になりますので、区の歳入となります地方たばこ税については特段、変化がないと。

ただ、先ほどの答弁にもありましたとおり、本数自体は年々減ってきている状況がございますので、こちらの増税の影響でさらに本数は減る可能性も否めないんですが、もともとの減少傾向もございますので、それは引き続き令和8年度の状況を見ながら令和9年度以降の予算も見積もっていったらと考えているところでございます。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。

たばこの本数は年々減ってきているけれども、増税の影響でずっと何となく税収としても地方たばこ税に関しては一定程度、歳入が入ってきているということでございます。貴重な歳入の財源だと思います。文京区、そうはいつでも10億の貴重な財源が入ってきておりますので、しっかり引き続き活用していただきたいというふうに思います。

最後に、毎年総務省から税制改正の留意事項についてという資料がございます。これ、ちょっと以前も御質問したんですけども、税務課長にはお伺いしたことがありませんでしたのでお伺いしたいと思うんですが、総務省から来ている税制改正の留意事項の中に屋外分煙施設等の整備の促進ということで項目がございます。望まない受動喫煙対策の推進や地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前、商店街、公園等の場所における屋外分煙施設等の整備について地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、より一層促すこととするところがございます。

望まない受動喫煙対策、安定的なたばこ税の確保、こういった観点で喫煙所整備について所管の環境政策課との連携であったり、税務課としてどのように考えているのか、最後にお伺いしたいと思います。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 こちらの税制改正に伴って国から示される留意事項なんですけども、私ども、入のところの担当させていただく部署でございます。適切に関係所管のほうにこうした国の留意事項をお伝えすることです。分煙施設整備をしていただく中で適切に国の意向が反映されるよう、情報共有させていただいているところでございます。

○山田委員長 いいですか。

それでは、岡崎副委員長。

○岡崎副委員長 44ページの特別区民税ですけども、歳入の根幹の大きな一つでもあります特別区民税ですが、令和8年度も課税所得水準の堅調な推移と納税義務者数の増加により、昨年より約23億円増ということで445億円というふうに見込まれました。総括質問でもありましたけども。一方で、マイナスの要因としては、やはり税制改正と、ふるさと納税の影響が大きいのかなというふうにも思います。

ふるさと納税は昨日もちょっと議論もありましたけども、令和7年度の税制改正ではいわゆる年収の壁、103万円の壁が160万円に引き上げられまして、昨日の品田委員の総括質問でもありましたが、その影響額は1億5,300万円という答弁もありました。区にとっては影響

がありますけども、該当する区民にとってはありがたいことでもあります。年収別にもなってくると思いますけども、この該当する区民は何人ぐらいいらっしゃるのか、お分かりになれば教えていただければと思います。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 令和7年度の税制改正による令和8年度予算への減収影響というところでの御質問です。

こちらの給与所得控除の見直しによるものでございますので、そちらのですね、給与所得控除の見直しは190万円までの方に対して今般、行われるものでございます。

実際、今年度どれぐらいの人数の方になるのかというところはなかなか難しいところではございますが、予算策定に基づいてはですね、その時点での想定の人数を算出させていただきました、金額といたしましては、失礼いたしました、人数といたしましては約2万912人という人数で、こちらのほうは見込んでいるところでございます。

○山田委員長 岡崎副委員長。

○岡崎副委員長 分かりました約2万900、2万人ぐらいのほうが該当するという。納税義務者の方、義務者数は14万人ぐらいだったと思うんで約15%ぐらいの方がこれに該当するというので、国の税制改正ですのでそういった形になっていくわけですが、これがこのまま文京区の約1億5,300万というのがやっぱり文京区が全て負担するのか、また今後、いわゆる交付金みたいな形で国から来るのか、その辺はどうなのでしょう。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 こちらの部分につきましてはですね、定額減税のように国から特例交付金が出るものではございません。名目賃金の上昇によって、こちらのほうの税収が上がっているということで、今般このですね、所得の見直しによつての補填はございません。

○山田委員長 岡崎副委員長。

○岡崎副委員長 はい、分かりました。まあ、そうですね。定額減税はね、聞きましたけど、今回はそういった形で、文京区で全て持ち出すということでは、区としては該当する区民はいいですけど、区としてはちょっと大きな影響になるかなというふうにも思います。

もう1点、税金の収納手段についてお伺いさせていただきます。これまでも予算、決算でもクレジット収納など様々提案させていただきましたが、令和6年度からいわゆるQRコードを使つての収納方法が始まりましたけども、今年度の状況はどうかということと、また、何か新たな取組について何かありましたら教えていただければと思います。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 普通徴収のほうにe L-Q Rコードを付すことですね、納付のほうはQRコード、利便性が、銀行に行かなくてもというような形で利便性が向上しているというところは、以前の答弁でもお答えをさせていただいているところがございます。今年度のほうもまだ数値のほうは出ておりませんが、QRコードで納付をさせていただいている方は順調に増えていると認識をしているところがございます。

ただですね、今年度の10月から安定的な収納についてのですね、新たな対応といたしましては、ウェブ口座での口座振替のお申込みを10月1日から開始をさせていただいたところがございます。やはり安定的な収入ということ、税収の納付というのは口座振替が一番安定的でございます、で確実でございます。ただ、その口座の御登録については、お届けのお口座、紙でやり取りをさせていただいているところがございました。送っていただいて、その口座の銀行のお届け印を私どものほう、その先方の銀行に送ってというような、かなり手間の部分がございますので、税務概要にも載っているんですけども年々口座の登録数はちょっと減ってきているところがございました。

ただ、10月1日から口座振替のお申込みにつきましては、ウェブ上、L o G oフォームを活用しまして始めさせていただいているところがございます。10月から現時点ですね、1月末時点でございますが、お申込みとしては166件のウェブ上のお申込みがございます。今後はこちらのほうを御活用いただいて、口座振替の御登録が増えるように周知に努めてまいりたいと考えております。

○山田委員長 岡崎副委員長。

○岡崎副委員長 分かりました。ありがとうございます。10月からウェブ口座も、いわゆる紙を使わない口座振替ができるというような形で、やはり今、さっき課長もおっしゃっていましたがけれども銀行のATMとか口座振替が主流にはなっているのが現実ですけども、もう今、やはりキャッシュレスの時代にもなって、やっぱりこういった形のウェブ口座を使ったり、もっと言えば、例えばP a y P a yなどの決済アプリを使っても収納できれば、さらにいいかなと思ってもおります。

そういった意味ではやはりさっき課長も言っていましたけど、やはり利便性の向上、税金を払ってお支払いしていただく上では、やはりそういった利便性の向上というのも非常に大事になってくると思いますけども、改めてその辺はいかがでしょうか。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 利便性の向上といたしましては、収納上の利便性の向上とともにですね、私ども窓口対応における利便性の向上も図らせていただいているところでございます。書かない窓口、全庁を通じてですね、情報政策課さんの取りまとめで進めているところでございますが、私どもの税務課の窓口におきましてもですね、令和7年にはちょっとお弁当箱ぐらいの大きいものがあるんですけども、書かないで申請書を作成する、例えばマイナンバーカードですとか、そういった情報をですね、申請のほうに転記ができる。

やはり窓口にいらっしゃる方、御高齢の方やですね、障害がある方もいらっしゃいますので、書くことがかなりお時間かかっているというところがございます。そういったことでこちらの書かない申請書作成機器を使うことで窓口の受付時間も短く、また、相手方にも負担を課すことなく対応ができているところでございます。そういったですね、小さなDXからも進めさせていただいて、利便性の向上に引き続き努めてまいりたいと思っております。

○山田委員長 岡崎副委員長。

○岡崎副委員長 分かりました。ありがとうございます。書かない窓口、本当に全庁的にDX化も進めていただいておりますけども、さらにそういった形で利便性向上に努めていただければと思います。

本当に文京区の税金の収入率、昨日もどなたかおっしゃっていましたがけれども、毎年トップクラスで本当に文京区民の皆様の本当に納税意識の高さと、また、税務課さんの御努力に改めて敬意を表したいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○山田委員長 以上で、1款特別区税の質疑を終了させていただきます。

理事者の移動がございますので、少々お待ちください。

それでは、続きまして、2款利子割交付金から11款交通安全対策特別交付金までの質疑に入ります。事項別明細書の52ページから61ページまでの部分になります。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、2款から11款までの御説明をいたします。

52ページを御覧ください。

中段から、2款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金4億円、100.0%の増でございます。

3款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金14億円、70.7%の増でございます。

す。

54ページをお開きください。

4款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金24億円、200.0%の増でございます。

5款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金1,000円、科目存置でございます。

56ページをお開きください。

6款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金5,400万円、30.8%の減でございます。

7款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税6,200万円、前年同額でございます。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税2億400万円、4.6%の増でございます。

58ページをお開きください。

3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税2,600万円、7.1%の減でございます。

8款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金84億円、18.3%の増でございます。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金6,500万円、11.0%の減でございます。

60ページをお開きください。

10款特別区交付金、1項特別区財政調整交付金、1目普通交付金266億円、1.5%の増でございます。

2目特別交付金40億円、166.7%の増でございます。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金1,500万円、11.8%の減でございます。

2款から11款までの説明は以上でございます。

○山田委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

それでは高山委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。今、最後、御説明いただいた60ページですね、特別交付金、こちらについてちょっと触れたいと思うんですが、特別区財政調整交付金、一般財源にこれ組入れられますので、区の財源としては非常に重要なものだと私も考えている。

過去、調べさせていただいたところ、令和5年度が文京区では27億、それから令和6年度で28億であったと推察するんですが、考えると増えている。

まず、要因をちょっとお尋ねしたいと思うんですが、この交付金はですね、固定資産税あるいは法人住民税など、等が課税徴収して、その一部が再配分されている交付金です。現在、この物価高騰など様々の要因考えると、配分を受ける側の判断基準ですね。また、評価基準はどのようなことを想定して交渉を行っているのかということ。それから災害の特定の分野に使われる財源ですが、使われる本区でのケース、また、頻度、どの程度あるのかというのをまずお尋ねいたします。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 特別交付金につきましては、委員、今、おっしゃっていただいたとおり年々増額となっております。

8年度当初予算につきましては、算出に当たっては過去の実績ベースをもとに、そこに足し上げていくんですけども、8年度は土地の購入が3件ほどありまして、例えば大塚四丁目、それから最高裁判所土地、それから藍染保育園の関係の土地、そういったところと、あとシステム改修にかかる経費、それから公共施設整備にかかる経費、こういったところを勘案しまして一応40億円と大きく見込んだところとなっております。

これらの財源につきましては一般財源なので、どの事業に充てるというものでもないんですけども、一般的には行政サービス全体の財源として充てられるものとなっております。

○山田委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。等価の配分されますが、一方で実際、行政サービスを区民に提供しているのは我々特別自治区、自治体で、そうするとその財源配分の在り方についてですね、特別区側が取り分が、これでもある意味、十分なんだろうかという指摘も多分考えられると思うんですが、本区としてこの財源の配分の結果についてどのように認識分析をされているのでしょうか。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 配分割合というのは全体のことの配分割合の御質問かと思いますが、一応7年度都区財政調整協議の中におきまして配分割合の変更がございました。それまでは都が44.9、区が55.1、これは全体の話ですけど、それが大きく変わりました。都が44、区が56、この影響につきまして大体208億円が23区に対しては増額となっております。そのうち、この208億円がまた普通交付税と特別交付金に分かれるんですけど、普通交付金につきまして

は68億円の増で、特別交付金につきましては140億円の増という状況になっております。

○山田委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 先ほど40億、ちょっと先ほど岡崎委員も触れられていますけど、偶然か、今、ふるさと納税の流出額が44億で、ほぼ近い匹敵している金額になっていると思うんですね。

ただ、今申し上げた一方で恒常財源ではやっぱりありませんので、この交付金、現在、交付金がどの程度、本区の財政に依存しているのか。交付金への依存度が高まることで例えば今後、減額とかされた場合に財政的なリスク、それから交付金に依存し過ぎていけない、その財政運営というのをどう考えられているのかというのをお尋ねいたします。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 こちらも委員おっしゃるとおり、特別交付金につきましては特に都の裁量が大きい部分でして算定される、されない、それから対象となるものも当年度である、ない、あります。それに加えて、ほかの交付金ですね。例えば利子割交付金とか配当割、株式市場の動向によったり経済状況によったり、そういったところに影響する交付金もございます。

本区としましては、やはりこれまでのトレンドを見ながら今後どうなっていくかというのを見ておまして、一応ここ数年の状況を見ますと年々上昇傾向にあるというところで、決して楽観視するわけではないんですけども、現時点では引き続き上昇傾向にあっていくものだろうと見込んでおります。

○山田委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。財源の在り方ですね。やっぱり自治体が、やっぱり政策運営に進めていく上では非常に財源ってやっぱり重要です。だからこそ、この制度をやっぱり受入れつつも、何ていうんですかね、依存せず常に検証を行って、区民の利益につながる形になっていくことを問いかけ続けるということがやっぱり大切だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 すいません、1点補足になりまして、その特別交付金のルールを実はですね、7年度、すいません、8年度財調協議で行っておりました。配分割合の変更に伴って特別交付金が140億円に増えておりますので、やはり透明性とか、公平性の確保が重要だろうというところで、7年度、様々などといった区がどういう算定をされて、今後どういった算定ルールで都が判断していくかというのを23区全体でいろいろ検討していたんですね。

ただ、結論ですね、都側からの意見としては、やはり今回の増えた分についての結果を見てからまた引き続きルールづくりをしたいという提案がございまして、一方で23区全体でも、やはりそれぞれの区同士の情報共有とか、あと、算定の在り方についての考えが少しやっばりばらつきがありましたので、引き続き今度はまた次の財調協議の中で、そのルールづくりについては進めていく予定となっております。

○山田委員長 よろしいですか。

それでは山本委員。

○山本委員 ちょっと総括がないものですから全体的なところなんですけれども、しいて言えば今、言った特別交付金のところになるかなと思います。一般代表質問でもちょっと触れさせていただきました。不測の事態、緊急な対応で生ずるときに使えるお金ということで基金についてなんですけれども、一定、その一般質問では御答弁いただいているところなんですけれども、現在というか、ここずっと予算が過去最高額、最高額と言っています。

○山田委員長 基金が、この項目じゃない、まだ質問。ここじゃないですかね。ここじゃなかったみたいですか。え、何の質問を。19款だそうです、基金は。はい、失礼しました。

それでは上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。まず、52ページの2款利子割交付金、53ページの3款配当割交付金、54ページ、4款株式譲渡所得割交付金について一体的に伺います。

これらは、いずれも資産の運用等に伴う所得に係る税を基礎として、都を通じて区市町村に交付される財源であり、近年の金融環境や株式市場の動向を背景に本区においても増加が見られます。さらに、これらは都区財調フレームにおいて特別区全体の規模が示されるものの、区として直接把握し得ない要素に左右されるため、見込みには不確実性がある財源です。まず、それぞれの増収要因について分析をお聞かせください。

次に、これらの財源は市場動向に左右されやすく、年度間の変動が大きいという共通の特性がありますが、増収を一時的なものとして捉えているのか、それとも一定程度、持続するものとして見込んでいるのか、財政運営上、どのように位置付けているのかを伺います。

さらに都税収に依存する性格も踏まえ、今後の金融環境の変動や税制改正の影響を含めた減収リスクをどのように認識し、中長期の財政見通しにどのように織り込んでいるのかをお聞かせください。特に利子割交付金については、インターネット銀行の本店が都心部に集中していることにより、利子割に係る税収が東京都に偏在しているとして、国は都道府県間で税収を調整する新たな仕組みの導入を検討すると令和8年度税制改正大綱において公表して

います。利子割交付金の清算制度については昨年9月の決算総括質問において、AGORAの浅田議員からも指摘があったとおり、特別区の財政に少なからぬ影響を及ぼし得る重要な論点です。確かに規模としては都税収全体での影響は限定的ですが、論点の本質はその規模の多寡にあるのではなく、この見直しを契機として、ほかの税目まで調整措置が波及する可能性がある点です。

そこで利子割を含む令和8年度税制改正大綱で示された税制改正の影響額と積算根拠、今後の把握及び対応の方向性について伺います。

また、株式譲渡所得割交付金については本区においても年々増加しており、令和8年度は歳入全体に占める割合が約1.5%と決して小さくなく、財源としての重要性が増しております。ちなみに港区では約2.1%とより高く、歳入構成比のグラフにおいてもその他財源に含めず主要財源として明記しています。一方で、市場動向は不確実性が高く見通しの難しい面もあり、今後は投資行動の変化などの要因も踏まえながら分析の精度をさらに高めていく必要があると考えますが、御認識を伺います。

次に、58ページの地方消費税交付金、9款地方特例交付金について伺います。地方消費税交付金については物価高の影響などもあり本区では84億円、昨年度比18.3%の増となっております。

一方、国では消費税減税や給付付税額控除などについて、社会保障と税の一体改革を議論する社会保障国民会議で議論を進めようとしています。消費税は社会保障財源の柱であると同時に、地方消費税交付金を通じて地方財政にも大きく影響する基幹的な税目であり、制度設計によっては極めて複雑な仕組みとなる懸念があります。また、それで税率の見直しや制度変更が行われた場合の影響額はどれくらいになると試算しているのか、これまでの清算基準の見直しと比べたインパクトはどうか、また、令和8年度は清算基準の見直しによる影響額はどれくらいになっているのか、今後の国における消費税制度をめぐる議論について、区としてどのように動向を把握していくのか、お聞かせください。

また、仮に消費税減税等により地方財政への影響が生じる場合には、地方特例交付金等による減収補填が必要になると考えますが、国に対する要望の考え方についても伺います。

さらに続けて60ページ、10款の特別区交付金について伺います。続けて税制改正の動向についてなんですけれども、令和8年度税制改正大綱では東京都が課税する特別区内の土地に係る固定資産税について、税収の偏在を理由とする措置を検討し、令和9年度以降の税制改正で結論を得るとされています。これを受け、特別区長会は昨年12月、不合理な税制改正に

対する緊急声明を発出し、断固反対の声を上げています。

御存じのとおり固定資産税は調整税の一つで都区財調の主要な原資であり、その影響は極めて大きいものとなります。そこで固定資産税を含む今後の税制改正が都区財調や特別交付金にどのような影響を及ぼす可能性があるかと認識しているのか、また、仮に調整税の原資に影響が生じた場合、本区財政や区民サービスにどのような影響が想定されるか、教えてください。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 まず、利子割交付金と配当割交付金についてですけれども、こちら、例年8月と12月を3月の年3回に分けて交付されます。

8年度当初予算につきましては、例年は8月と12月の状況を見て前年からどれぐらい増えたか、それから都が出す案の財調フレームですね。こちらを基に算出するんですけど、ちょっと暦の関係で8年度は8月分だけを把握して、伸び率を勘案するとともに、東京都が実際にですね、利子割につきましては42.7%、前年から。それから配当割につきましては、23.7%の伸びを示したため、これに直近の2月補正で見込んだ額を掛け合わせて8年度予算の額を算出しております。

株式譲渡所得割交付金につきましては、年に1回、年度末3月にしか入ってきませんので、なかなか見込みは難しいんですが、直近2月補正で示した、見込んだ数字にやはり都が大きく55.4%の増と出してきましたので、それを掛け合わせるとともに、過度に楽観的に歳入見込みとならないよう15%の安全率を見て、本来は28億円ぐらいになるんですが24億円で計上しております。

それから、あと今回の増収を一時的な要因だと捉えているかどうかなんですけど、やはりこういった景気の影響を受けやすい不安定な財源というのは認識しております。ただ、現時点では先ほど申し上げましたが、増加傾向が続いておりますので、引き続き増加していくものと現時点では見込んでおります。

それから都税収の関係のリスクですね。どのように認識して中長期的な財政にどのように織り込んでいるかですけど、中長期的な財政見通しにつきましては文の京財政状況で10年見込みを出しておりますけども、一定、その過去実績をもとに作成していますので、過去の不合理な税制改正の影響は含まれているものと考えております。

ただし、将来的な数字につきましては、やはり不確実な要素として数字で示すのはなかなか適当ではないと考えておりますので、ただしですね、毎年度の予算とか近年の税制改正の

状況を見ますと、やはり都心部からの財源流出というのは大きな問題かと捉えておりますので、やはり毎年度の予算編成においては引き続き十分に考慮していきたいと思っております。

それから、あと利子割交付金での税制改正の影響額ですけども、一応、都から示されておりました、今回、利子割交付金につきましては8年度4億円で見ているところ、そこから約3,000万円ほどの減収になるかなと見込んでおります。

それに加えて8年度税制改正で環境性能割の廃止と、あと、地方揮発油譲与税、こちらの影響もございまして、こちらの2つにつきましては両方とも全額特例交付金で措置されるというふうに、ということになっております。

それから、あと株式譲渡所得割交付金の不確実性ですけども、やはり例えばもう御承知かと思いますが、例えば2月10日時点で5万8,000円の日経平均株価、それがもう1か月後、3月5日だと5万5,000円、やはり上下幅が大きいので、なかなか区独自でそういったところを把握していくのは難しいと考えておりました、やはり基本的には都が示す統一的な税収動向、これを前提としてフレームを立て、予算見込みを立てていきたいと考えております。

それからあと、国における消費税の動向をめぐる議論ですけども、これも御承知のとおり2月下旬からの社会保障国民会議が始まっております。結論、今後のスケジュールとしましては夏までに中間取りまとめを行いまして、秋の臨時国会で法案提出が目指されております。この中で消費税の在り方のいかに、内容いかにおきましては本区の地方消費税交付金に影響が出てくることは間違いないことを考えておりますので、やはり特別区長会とも連携しながら、まずは情報収集に当たっていききたいと考えております。

それから実際にこの消費税減の議論によって、食料品に係る8%が0%になった場合の影響額ですけども、一応、本区独自の試算でいくと大体10億から12億程度の影響が出てくると。今、84億円で当初予算、地方消費税交付金、見込んでいますけども、そこから10億から12億円の減収になるかなと考えております。

それから、あとは特例交付金。特例交付金、どこだったかな。それとあれですね、8年度税制改正で言われた固定資産税の関係ですかね。こちらにつきましては、固定資産税はやはり特別区交付金における調整3税として、8年度当初予算フレームでもやはり1兆5,400億円の財源となっております。その配分の56%が23区全体に来る貴重な財源と認識しておりました、かつての法人住民税の一部国税化、ああいったように固定資産税が広域調整財源として組み込まれれば同様に流出額が大きくなって、結果、その行政サービスの財源となる原資がやっぱり流出していく大きな課題と思っております。

こちらは委員、言っていただいたとおり、12月の末に特別区長会が緊急声明を出しておりますけれども、引き続き具体的な内容が出るのを見ながら、こちらやはり税制改正の動きに対しては注視をしていきたいと考えております。

○山田委員長 上田委員。

○上田委員 すいません。清算基準の見直しによる影響額、今年の、をまず、この12億円とか10億円とかという話ですよ。この消費税減税の場合は。インパクトがどれぐらいなのかというのを比較してもらいたかったです。

特例交付金については、今後要望してくださいという要望で結構です。分かりますか。お願いします。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 清算基準の見直しですけれども、一応8年度の地方消費税清算基準の見直しでは、一応、文京区がマイナス10億円と出ておりまして、全体で、23区でいくとマイナス410億円で、区独自の試算でもやはり文京区だけで10から12億円ですので、23区全体でも同規模程度の影響がやはり出ると考えております。これらに対しては、やはり区長会通じて要望、特例交付金で措置できるように要望していくべきと考えております。

○山田委員長 ありがとう、はい、関連で依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。私も54と55の株式譲渡所得割交付金のところをちょっとお尋ねしたいんですけれども、これ、今年度の予算、当初予算が8億円だったものが新年度の予算では24億円になっているということなんですけれども、2月の補正の段階では18.2億円ぐらいになっているので、その前提で先ほどおっしゃった都の試算で55%増をすると28億円ぐらいなんだけど、安全率を見込んで24億円にしているということだというふうに理解いたしました。

この都の試算のつくり方みたいなのところも、ちょっと分かれば教えていただきたいというのが一つと、それから、株式相場自体は何か、今年度に関すると非常にただただ右肩上がりという感じの相場で、逆に前年度、2024年度はひたすら横ばいという感じの何か、何とも言えない単純な相場に結果的になってはいるわけなんですけれども、そういう中で何かね、各個人の方がどういう段階で株式を売って含み益を出して、この税金を払うのかというのはなかなか、何か分かるような分からないようなところがありましてですね。だからどういふふうに東京都が考えているのかというところと、それから、その前の段階の8億円という見通しは結果的に全然外れて18.2億円になっているわけなんですけれども、これの8億円の作り

方自体も東京都の示したものに從ってつくって、結果的に全然違う数字になっているのかというところをちょっと教えていただけますでしょうか。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 おっしゃるとおりですね、その見込みがやはりずれるときは、都のやっぱり基礎とするのは都が出す財調フレームに基づいてやっぱり試算することとしております。なかなか都がどうやってそれを算出しているかというのは、実は分析はできておりません。ただし、今の財政課の考え方としましては、地方税法に歳入の見込み方の考え方がありまして、あらゆる資料を使って現実の経済に即した計算でやりなさいと、そこが幾ら将来動く想定があっても今の現実の即して計算をし、それ以降、例えばですね、増減幅があれば、それは通常では2月補正で修正をしていく、そういう考え方でおります。

○山田委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。何ともそれにコメントしづらいところではあるんですけども、なので多分ね、そのまま横置きにはせずにちゃんと現下の経済情勢を踏まえて増やしましたよということだと思いますし、先ほど安全率15%って言っていましたが、その根拠が何なのかよく分かりませんが、そういうふうにつくって増えるということを想定しつつも課題にならないようにしたということだと思いますし、最終的には年度末に調整するというので、本当にコメントしづらいんですけど、とにかく結構ね、本当に先ほど上田委員もおっしゃったように、比率としてね、かなり大きいものになってきているので、何とかうまく、うまい見通しを立ててくださいねとしか言いようがありませんけど、ごめんなさい。

以上です。ありがとうございます。

○山田委員長 依田委員、質問ありましたよね、ほかに。

○依田委員 いや、それで結構です。

○山田委員長 分かりました。では、次に関川委員。

○関川委員 私は58ページの地方消費税の交付金等、それから特別区交付金についてお伺いしたいと思います。

皆さんから質問があつて消費税、今回、前年より13億円増えて84億円の計上となっておりますが、自民党さんの公約でもありました2年間の食料品の非課税8%について一日も早く実現していただきたいと思っておりますけれども、今、皆さんの中から御質問が出まして御答弁もありました。同じことを聞こうかなと思っていたんですが、文京区への影響額は10億円という

ことになって23区全体で410億円という、こういう御答弁がありました。

それで消費税は区にとってはマイナスになってしまいますけれども、私たち国民は、国民や区民にとっては消費税が今、3%から始まったものが10%に値上げされて本当に大変な思いをしていらっしゃる方がたくさんいるという中입니다。区民税の、先ほど来ありましたけど、区民税の減収が1億5,300万円減収があって、その恩恵を受けている区民の方は所得税の減税で2万912人の方だという、そういう議論がありましたけれども、納税義務者、文京区14万人のうち2万912人の方だけが恩恵を受けているということでは、住民税の減税のほうが得策かなというふうに思いますので、最終的にはやはり選挙のときの自民党さんの公約であった消費税の減税は2年に限らなくてもいいとは思いますが、消費税の減税で課税最低限、中低所得者階層に最も有効のある消費税減税にやっぱり踏み出すべきだと思います。

先ほど来、国民会議が開かれていて秋には結論が出されるということでしたけれども、一日も早くこの消費税減税を行っていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。これは国に対して言わなきゃいけないか。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 先ほど答弁申し上げましたとおり社会保障国民会議、こちらのほうで適切に今後議論がなされるものと考えております。

○山田委員長 関川委員。

○関川委員 すいません。区からもぜひ社会保障会議、国のほうに一日も早く消費税の減税を行うよう要望していただきたいというふうに思います。

それから消費税3%から始まってもう30年になりますけれども、5%、8%、10%と税率が上がるたびに引き下げてきた法人税を元へ戻すことによって消費税の減税は十分に行うことは可能だというふうに思います。地方自治体にとってはマイナスになりますけど、古い話ですが、もう2006年の特別減税のときから地方特例交付金が創設されて補填がされてきました。きたので、消費税の減税に当たってもこの地方特例交付金のような形で財源補填をしてもらうというようなことが大事かなというふうに思います。そのときはいかがでしょう。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 地方特例交付金につきましては、定義になりますけども、国が主導する税制改正や減税措置によって地方自治体の税収が減収する場合、その減収分を補填するための交付金という位置付けですので、そこはこれから状況も見ながらですけども求めていきたいと考えております。

○山田委員長 関川委員。

○関川委員 ぜひよろしくお願いします。

それから地方特例交付金です。61ページの地方特例交付金について伺いたいと思います。先ほど来から、この地方特例交付金については上昇傾向であるということでありましたけれども、今回2月補正が終わりましたが今後、上振れ分というのはあるのかどうかというのを教えていただければと思います。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 あくまでもですね、2月補正につきましては、現状の資料からの確に見込んでおります。なので、これからちょっと上振れするかどうか分かりませんが、実際に分かるのは3月下旬に都から額が実際に示されますので、その時点でまた決算報告のときにお示ししていきたいと思います。

○山田委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。

それからですね、区に児相所ができて都から270を超える事務の移管がされましたが、全体のパーセンテージ56%になりましたが、それで十分なのかどうか。または、国はやっと小学校のみの学校給食の無償化に踏み切りましたが、その学校給食の無償化の金額は1人当たり5,200円、それを国と都道府県で2分の1ずつにするということのようですが、地方は交付税措置されていますが23区は不交付団体などで、特別交付金で措置されると思うが、思いですが幾らぐらいになるのでしょうか。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 7年度都区財調協議の一番の目的は、児相分のかかる経費の財源の獲得というところだったかと思います。本区の予算8年度につきましては、一応試算したら児童相談所にかかるお金、歳出につきましては約11.3億円、それに対して歳入自体が4.4億円入っております。それに加えて財調算定、あくまでも試算ですが8.1億円入ってきておまして、結果、大体1.2億円ぐらいはちょっと若干、財調のほうでは上ぶれして入ってくる予定と考えております。

それからあともう一つ、学校給食費の無償化の財源ですけど、こちらも7年度の普通交付金のほうで算定をされておまして、都の補助金と特別普通交付金のほうでその財源についても賄われているものと認識しております。

○山田委員長 関川委員。

○**関川委員** 児童相談所のほうは、やっぱり相談件数がどんどん増えているというようなことで今、1.2億円、上ぶれで入ってきているということでしたけれども、やっぱり相談状況に応じて適宜、普通交付金なり、特別交付金で措置をしてもらうように引き続きお願いをしたいと思います。

それから学校給食については、もう7年で算定をされているということでしたけれども、金額的にはどのくらいでしょうか。

○**山田委員長** 進財政課長。

○**進財政課長** すいません、金額については、ちょっと把握はできてないんですけども、一応東京都のほうで今、公立学校の給食費負担軽減事業につきまして、プレス、1月30日に発表されておりますけど、国基準が5,200円、1人当たり5,200円、それに対して都の上限が6,754円というふうなイメージで負担割合が検討されております。

なので、国基準よりも都のほうは上限額を引き上げて給付されるものと考えております。

○**山田委員長** 関川委員。

○**関川委員** 分かりました。学校給食は本来、憲法26条に基づくと、国が、義務教育は国が保障するというふうに定められておりますけれども、国がやっとなら学校給食無償化に踏み出しましたけれども、小中全部じゃなくて小学校だけ取りあえず踏み出していただいたんですけども、中学校あるいは特別支援学校も含めて国が学校給食の無償化に踏み出していただくよう、引き続き要請をしていただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○**山田委員長** 新名企画政策部長。

○**新名企画政策部長** 今の学校給食の財源の部分でございますけども、毎年度、区長会から国に対しての要望の中で、学校給食につきましては学校給食法を改正するとともに、国の負担において無償化を進めることということで既に要望はしてございます。

○**山田委員長** よろしいですか。

続きます、田中香澄委員。

○**田中（香）委員** 58ページの地方消費税のところと特別交付金のところを伺っていきたくと思います。

最初に私の総括は、これまでの議論で分かったこととしましては今、文京区は外国の方も含めて転入される方が多くて、特に生産年齢の人口の方が多く構成をされているということがあって税収の増加につながっているということは、極めて外国の方にとっても私たちにと

っても非常にいい影響をもたらしているなというふうに思っております。

これに対して、一方で文京区の評価が上がって転入している方があって、マンションをはじめとする住まいや土地の値段が上がって家賃が上がっていくといった影響を多分に受けていて、そんな中、低所得の方たちがここに住むことができないと言って実際、引っ越しをされているという、そういった悲しい状況もあるということをお私たち公明党もつぶさに聞いております。そういった意味では福祉的な手当て、これから相談支援、しっかりやっていかなきゃいけない。

そして、その根本的な原因の中で物価高が非常にきついということで、その中で私たち公明党も、そしてまた今回、中道改革連合として選挙で消費税減税を訴えました。ここですね、先ほど文京区の影響ということで私も注視して聞いていたんですが、10億から12億の影響があるということでもあります。しかし私たち、国民側のことからすれば非常にこの減税はやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますのと。

それから後段、会計管理者に伺いたいと思っているのは、私たち公明党あるいは中道改革連合が示している減税政策の一つの財源を示しているアイデアといたしましては、ファンドをつくって、それで財源をつくっていこうという新しいアプローチを考えて提案をしております。さらに言うと、公明党は軽減税率を提案してきましたので、その役割は10%から8%に据え置く、2%のためにあるわけではなくて、こういった物価高に対応して変動させていける、それが軽減税率なんだということで主張させていただいております。そういう意味では年間に約5兆円かかるもの、2年間は国の基金を取り崩して、そしてその後は安定させたそのファンドを利用して利益を生み出したいと、こういったことを考えていますよという今、PRの時間なんですけど。それと実際に文京区はそういった預金と債券がありまして、運用をしていくという視点も非常に重要なんじゃないかなということで、その辺りの実績をお伺いしたいと思います。

それから60ページの特別区交付金、特交の確保について、もうこれ、非常に頑張ってください評価をさせていただいております。今年、東邦音大、購入していただいた140億という大きな買物をしましたけども、ぜひ特交を引っ張ってきてねというふうをお願いをさせていただきました。歳出抑制をしてほしいというふうに要望して、財政課も頑張ってくださいということをお肌身で感じております。

この144億円のお買物に対する特交が半分ぐらい戻ってくるといいなというふうに思ってくるわけなんですけども、それも3月末ということで、その結果が分かるんでしょうか。そ

のスケジュールの確認と、また実際、文京区は特別区の中で頑張っているんだらうなというふうに私は思っているんですが、その立ち位置が分かる客観的な評価ということが資料として分からないということがありますので、この辺りについては、この間、宮本さんも岡崎さんも、また、松丸さんも触れさせていただきましたので、この文京区が研修含めてこの間も庁内に徹底してね、申請しっかりつなげて、取りに行こうねというふうに声をかけていただいて頑張ってきたんだらうと。23区の中で頑張っているということが分かるような、そういった客観的な評価があれば教えていただきたいと思います。この2点お願いいたします。

○山田委員長 宇民会計管理者。

○宇民会計管理者 まず、基金等の公金の運用の実績ですけれども、今年度、新規に改めて債券を購入したものの実績としましては今のところ41億円分を購入して、年当たりの利子がおよそ6,400万円、利子総額が2億6,700万円ほどの実績となっております。また、短期的には定期預金、90日程度の定期預金も活用することとしまして、そちらでもおよそ4,800万円ほどの利子を計上出来るようになったものでございます。

先ほど御提案いただきましたファンドについてですけれども、こちらのほうの公金管理運用方針といたしましては安全性、流動性を十分確保した上で効率性に努めるということで行っておりますので、まずは、そのファンドがこういったスキームになるのか、そういったところを見極めた上で考えてまいりたいと考えております。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 特別交付金についてですけれども、例の大塚四丁目の土地ですけれども、実際にはまだ都からの具体的な内容が実は情報収集できておりませんので、今後、先ほど申し上げたとおり3月末に具体的にどれぐらい見込まれるか、算定されるかというところが分かってくる状況ですので、また決算のときに御報告をしたいと思っております。

それからあと、ちょっと参考までの数値ですけれども、普通交付金につきましては大体、文京区の場合、2.3%、全体の2.3%のシェア率があります。ただ、特別交付金につきましては令和6年度時点で4.5%という率がありますので、やはり特別交付金については他区よりも若干多くもらっているかなと、獲得できているかなと。それに加えて7年度、8年度、また、さらに増えますので、ここの率が上がってくるものと考えております。

○山田委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。宇民会計管理者、いろいろ教えていただいてありがとうございます。大体合わせて1億円ぐらいの部分になっているのかなというふうに思う

んですけども、1点だけ、どういった手続をするとそういったファンドの、ファンドというか、そういったスキームを構築することが可能になるのか。まだその検討にも入っていないと思うんですけども、それは国のお話を今されたということなんではないでしょうか。分かりました。文京区でも研究をしていただきたいと思います。

それからまた進課長には決算のとき、決算のときにまた教えていただきたいと思います。多く獲得しているということが分かって、頑張っていたというところがよく分かりました。これからも頑張ってください。

○山田委員長 それでは品田委員。

○品田委員 私は1点だけ、59ページの森林環境譲与税のところと、あと基金のところ。総括で大体の話はしてありまして、カーボンオフセットクレジットの購入と国産木材の活用について充実をとということでしたので、まず、クレジットのほうは五木村のほかにもどこを8年度、考えているのかと、そういうことと。

あと御答弁で戸籍住民課のフロア、カウンターに木材を利用することなんですけれども、もう少し、もっと積極的に使ってほしいなというふうに思っています。それで、この間、明化小学校に内覧させていただいて本当に木材がふんだんに使われて、子どもたちにとっても施設としても、学校としてもいいなというふうに考えたんですが、ぜひですね、ふんだんに使っていただきたいんですが、8年度の予定を教えてください。

○山田委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、次年度のカーボンオフセットクレジットの対象自治体の拡充の件についてですけども、現在、津和野町と協定締結に向けて準備を進めているということになりますので、拡充先については津和野町を予定しているということになります。

あと、次年度の充当予定の件なんですけれども、先ほど委員からもお話ありましたように戸籍住民課の多摩産材を使った木製カウンターの購入ですとかカーボンオフセットクレジット、それから国産木材、木製普及啓発品の購入ですとか、あと男女平等センター改修工事における、そういったところの国産木材の活用についての費用に充てる予定でございます。

○山田委員長 品田委員。

○品田委員 津和野町と今、交渉中ということで、ぜひ、クレジットが一番ということではないんですけども、交流のある自治体ですので、ぜひ推進していただく。それから基金のことで大体5、5,300万円ぐらい今年8年度に使って、基金に余り積み立てることなく十分に使ってほしいという要望を出したんですけども、今後もそういった形で少しずついろんな

木材利用等に使っていただきたいんですが、東京都とか国の補助とか、そういう形の説明をまずお聞きしたいと思います。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 7年度末時点では大体6,300万円ぐらいちょっと積立てになっておりまして、今回の今、先ほど申し上げたとおり、8年度につきましては5,600万円を使っております。やはりですね、実際に区民から1,000円を徴収して森林環境譲与税に充てておりますので、やはり使い道とか実際に森林環境譲与税を使って、木材を使って何が二酸化炭素、環境にいいのか、そういったところの普及啓発をして、やはり納税者に納得感を得ないといけないと思っておりますので、引き続きいろんな事業を全庁で探して、基金については積極的に活用していきたいと、ためるのではなく活用をしていきたいと考えております。

○山田委員長 よろしいですか。

続きまして松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。私は3点、57ページの環境性能割交付金、59ページの地方消費税交付金、61ページの都区財政調整交付金、3点について伺いたいと思います。

総括でも出ておりますが、今後まだまだ公共施設の整備等で歳出が増えていく中で歳入の確保は非常に重要な視点だというふうに思っています。総括の御答弁でも全職員の皆様にeラーニングであったりとか実施をしていただいて、都区財政調整交付金の額、少しでも多く取れるように、もしくは国の交付金等、補助金を取りこぼしのないようにしっかりやっていくという今後の方針を御答弁いただいておりますが、非常にありがたいといえますか、ぜひ積極的に行っていただきたいというふうに思っています。

ただ、その一方で先ほど来から議論出ていますけど、やっぱり国の税制改正の影響でどうしてもといいますか、地方自治体としては歳入がじわじわと微減してくるようなことが来ておりますので、今この3点、これから御質問させていただきますが、その歳入減の影響があるところに関してお伺いしたいと思います。

まず、環境性能割交付金なんですけども、これ、令和元年に自動車取得税を廃止して環境性能割交付金が導入されました。来年度、今年の4月から廃止、厳密では3月31日で廃止ですかね、という形になります。これ、去年の12月に令和8年度の税制改正において正式に決まったわけですが、長らく自動車ユーザーの方、購入される方とか業界団体さんから、車買うときに消費税もかかるし、この環境性能割もかかるしということで、環境性能割の前の自動車取得税の時代からですけれども二重課税の課題があったということで、そこを今の

物価高騰であったり国内の新車販売を少しでも伸ばすということで、いよいよ廃止になったという背景だというふうに理解をしています。当然、購入者の方の負担軽減となって喜ばしい反面、残念ながら我々文京区、地方自治体としては歳入減の話になります。

普通車のほうはここにあります7ページ、5,400万円が来年度予算で計上しています。軽自動車税に関しては、これ、特別交付金ですけれども、ごめんなさい、特別区税ですけれども、軽自動車税のほうは504万円か、として入ってきています。合わせて6,000万円弱ぐらいかと思えますけれども、これが来年度から廃止になるということで理解をしておりますけれども、その理解でいいのかということと、あとこれ、先ほど上田委員の御質問の御答弁で、地方特例じゃないですね。地方特例交付金での補填があるということでありましたよね。とあります。これ、現時点ではこの予算書には入っていないのか、それとまた国の方針として、この全額、国が補填してくれるという話なのか、また、その期間、どの程度の期間を補填するという、そういったところまで国の方針が出ているのか、まず、お伺いしたいと思います。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 令和8年1月21日に総務省の自治税務局より通知がありまして、一応、全額補填、軽自動車税と、すいません、自動車税と軽自動車税の減収補填特例交付金を創設するというところで通知を受けております。なので全額補填されます。

どれぐらいの期間を補填されるかですけれども、まずはこの文書によりまして8年度においてはという文言で書かれておりますので、それ以降の期間につきましてはちょっと今のところ情報は得ておりません。

○山田委員長 松平委員。分かりました。ありがとうございます。環境性能割、令和元年に入る前、前身、自動車取得税でしたけれども、自動車取得税がなくなるとき、これはもともと60年代にできた道路特定財源ということで、ずっと自動車取得税ありましたけれども、ある程度、2000年代に入って道路の整備も終わったし、また、さっき申し上げた消費税が導入されたタイミングで二重課税だって批判も受けて廃止に2019年、環境性能割に変わったということですけど、そのときも確か地方特例交付金の中にこの自動車取得税の減収分の補填というのは入っていたと思うんですけど、何かちょっと私も調べ切れてないんですが、いつの間にか数年でやっぱり終わっていたかと思います。

この、いつ自動車取得税減収分の補填というのは終わってしまったのかということと、今の現在の地方特例交付金の内訳というのをちょっと併せてお伺いできればと思います。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 今現時点での地方特例交付金の中身につきまして、住宅ローン減税の補填分になります。今、委員おっしゃられたとおり、自動車取得税のときの財源措置につきましては令和元年度に廃止をされまして、それ以降、令和3年12月まで補填が行われた経緯がございます。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 2年間で終わっていたということでございますので、ちょっとこの環境性能割交付金の補填も果たしてどのぐらいになるのかということですが、期間が区切られて2年で終わる可能性もあるのかなというふうに思います。今後、国のほうで今、自動車が電気自動車に徐々に変わっていく中でガソリン税ももう減税になってくるということで、走行距離に合わせた走行税の導入が検討されるという報道も出ていました。走行税というものが入ると、恐らく地方自治体にとっても新たな交付金という形になるのか、分かりませんが、入ってくる可能性があると思いますので、もしかしたらその辺りの環境性能割の代替財源なる考え方なのか分からないですけど、国のほうでもそういったことが議論、考えていくのかなというふうに思います。しっかり今後の動向を注視していただきたいというふうに思います。

続けて地方消費税交付金です。先ほど来からお話出ておりました。ちょっとまず予算額が84億円ということで、昨年度よりも13億、増減率が18.3%、非常に高い額、増えています。ちょっとほかの方も聞いてたらあれなんですけど、これだけ非常に増えている理由って総括のとき、聞かれていましたっけ、御答弁。インバウンドの影響なのか、非常に高い額が地方消費税交付金、増えています。何でなのでしょう。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 やはり一般的には消費動向の順調な推移というところもあるんですけど、あとそもそも物の値段が上がっているというところが大きいのかなと思っています。

都のフレームにつきまして、すいません、都のフレームにつきましては、財源見通しでは前年から12.8%の増というところが示されております。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。今後この地方消費税交付金が伸びていく傾向というのは引き続き来年度以降も、再来年度以降も東京都の自治体としてあるのでしょうか。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 「文の京」総合戦略を立てたときに消費税の大体の毎年の増減って大体1億か

ら2億円程度でいつも見込んでたんですけど、今回はちょっと大きい額が伸びていると。ただ、ここまで大きい額がずっと伸びるかという、ちょっとそこは若干、疑問視しております。ただ、いずれにしても消費税全体の額については上昇傾向にはあると考えております。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 当初、二億円の増額を見込んでたものが13億だけ伸びてきているということでございます。先ほど国のほうでの食料品の消費税2年間のゼロ、影響額が10億から12億ということでございます。物価高騰の影響を受けて当然、減税措置、消費税の食料品のゼロということは今、国のほうで議論されているところでありますけれども、やっぱり歳入が地方自治体としては減る話になります。

もし上昇していくのであれば、もしかしたら減収分に関しても一定程度、吸収できる可能性もあるのではないのかなというところもありますし、そこをどう見ている、どう見ることができそうなのかという御質問と、あとは、この10億から12億、ある程度やっぱり消費税減税しすれば、消費意欲が高まって購買力が促進されている側面もあると思うんですが、この10億から12億を算出した、ちょっとどういう計算方式で係数か分からないんですけど、単純に食料品2%分をガンと減らした数字なのか、その辺りの分、どういう根拠で10億から12億という影響額を出したのか、その辺り、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 まず、見込み方なんですけど、文京区での見込みなのでちょっと粗々の試算になりますけども、まずは総務省の資料で地方消費税なんか、全国でどれぐらい集まるか、それが東京都と特別区に対してどれぐらいのシェア率で配分されているかというところを出しております。

それから実際に軽減税率8%が0%になった場合、地方消費税交付金につきましては8%のうちの1.76%の影響が、減額の影響がございまして、そこから算出をして、大体、文京区でも10億から12億程度というふうな算出をしたというところになります。

それから、あと何だったかな。

（「吸収できるかどうか」と言う人あり）

○進財政課長 吸収できるかどうか。そうですね。吸収できるかどうかという、ちょっと毎年の金額で比較すれば、なかなかそこは難しいのかなと思っているんですけど、そもそもの前提として今回の消費税ゼロの動きにつきましては、やはり国が主導する税制改正でありますので、やはり地方特例交付金で補填されるのがまずは原則かなと考えております。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 分かりました。今後伸びていく分がある程度、一定程度、吸収できる可能性もあるんじゃないのかなというふうに思ったんですけれども、地方特例交付金での補填を国として求めていくということでございましたので、ぜひそこは引き続き、10億から12億の減少というのは非常に大きな話だと思いますので、国への働き掛けをしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

最後、61ページの都区財政調整交付金です。上田委員からも固定資産税の御指摘が、質疑がございました。調整3税のうちの一つ、固定資産について、令和8年度の税制改正において新たに是正措置の話が浮上しました。この背景としては都市と地方の税収の格差の問題があって、実際に東京都、企業も人口も集中している中で、ほかの自治体と比べて税収が突出している。地価の上昇もあり、地域の差があり、東京都再開発や海外からの投資を背景に地価が上昇しているということで固定資産税の収入が大きく伸びていると。その影響も受けて、都区財政調整交付金の都と特別区の増収にもつながっているという背景があると思います。

ただ一方で、多くの地方の都市はやっぱり人口減少と地価が下落していますので、税収は減少して歳入を補うために地方交付金で何とかやっているという全国の自治体がある。この現実を見れば、何とかしなくてはならないのかなという考え方も理解できると思いますが、区としては減収になる。大きな固定資産税が一部国税に持っていくということであれば、地方自治体としては減収の話という大きな非常に大きな話になるかと思います。

そうですね。で、特別区長会として12月に緊急声明を出していますが、これを先ほどごめんなさい、それは上田委員の質疑でお答えいただいていたね。出ております。ごめんなさい。この固定資産税の一部国税化をするという、そのターゲットは、これ、東京都だけに絞られているのか、それでも都市部というくくりで大きく首都圏であったりとか大阪、名古屋等もその検討の土台に入ってきているのかということ、もし情報があれば教えていただきたいのと、一部といっても、どのくらいの一部ということが想定できるのか。また、これも先ほどの地方特例交付金での補填、そういった方向性というのもあり得る話なのか、現時点でなかなか情報をつかみきれてない、分からない部分あるかと思いますが教えていただければと思います。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 特別区長会が出した緊急声明文からいきますと、ちょっと読みますが、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税については著しく税収が偏在している状況に鑑み、

必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされておりますので、やはり東京都の財源が一応は議論に上がっていると考えております。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 ごめんなさい、これ、今のところ、じゃ、東京都だけの話ということなんだろうかね。

○進財政課長 はい、そのように理解しております。補填につきましては、ちょっとそこまではまだ議論が進んでないものと考えています。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 分かりました。令和9年度以降の税制改正で結論を得るということではありますが、これ多分、結論出るにはかなり時間がかかりそうでありますし、しっかり税収の確保、特別区としても確保の働き掛けをしていただきたいと思います。本当に国のそのものの在り方を変える税制改正になるかと思っておりますので、引き続き税収の確保に向けて働き掛けを強めていただきたいと思いますというふうに思います。

固定資産税については、続きは田中さんのほうでお願いしたいと思います。

以上です。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 別に関連というわけじゃないんですけども、ここからちょっとやりたいと思います。60ページ、61ページの特別区財政調整交付金のところで今、言った固定資産税ね。地方税制の在り方について伺いたいと思います。

お話出てきましたけど、昨年12月19日ですよ。取りまとめられた政府の令和8年度税制改正大綱、ここでは格好いい言葉が出ているわけですよ。持続可能な発展のための地方税体系の構築が堂々と掲げられてですね、地方税の偏在是正の必要性が改めて指摘されたわけなんです。

この議論の背景にはですね、人口や経済活動が集中する大都市圏、とりわけ東京に財源がね、税源が集中しているという問題意識があるわけなんです。これ、本当に。地方法人課税に対するその措置に加えてですね、東京都が課税に対する特別区の土地に関わる固定資産税についてですね、著しく税制、税収が偏在している状況に鑑みて、必要な措置を検討して、令和9年度以降税制改正において結論を出したいと、何ともやりたい放題の話を進めようとしているわけなんです。

特別区長会はこれに対して緊急声明を発表されて、ふざけるなど声を上げてくださったわ

けですけれども、小池知事もですね、高市総理と面会して、その場で決まったことがあります。木原官房長官をトップとする国と都との間で協議体を設置して、地方税制の課題を議論するという話になりましたよ。すなわち、偏在是正についての国の思惑と都の反論を協議するということには一応なったわけなんですね。

でもね、この協議体、あくまでも木原官房長官をトップにして官邸側が調整して議題に応じて知事に声かけるといった、その程度のスキームなんですね。これじゃ、まずい。これじゃまずいというので、自民党の都連が中心になってですね、東京都も参画した形で政策研究会を発足させました。メンバー見ると面白いですよ。御紹介しますけどね。小池都知事を中心にして萩生田自民党幹事長代行、井上都連会長、木原総務会長、平政調会長、そこに新しく国会議員になりました川松真一郎、これが顔出しているから面白いでしょう。そこに都議会自民党の小松幹事長が顔を出しているわけですね。そういう話なのね。

ここから都連からね、政府に対して申入れを行うということで、東京の財源を守るための働き、そういう動きがね、見られるところではあります。でね、東京の都市基盤というのはね、長年にわたってその都民、区民の努力によって築かれ、もう延々と築かれてきたものであるわけですよ。高度な交通もそうですし、上下水道、都市インフラ、防災対策、そして教育福祉まで含めた公共サービスは、膨大な投資の積み重ねによって形成されてきたわけなんですね。その結果として形成された税源が、一方的な制度変更によって再配分されるようなことがあってはならない。この点について、これはね、多分多くの自治体関係者にとって当たり前だろ、それはって共有している認識だろうと思います。

でね、改めてここから言いたいんですけど、制度の原点に立ち返って考える必要があるんじゃないかと思うわけなんですよ。固定資産税は地方税法上、言うまでもなく市町村税であります。すなわち、本来は地域の都市基盤を支える自治体の税源として位置付けられている税なわけなんですよ。でもね、東京においては歴史的経緯の中で東京都が課税徴収し、いわゆる、ここでいう特別区財政調整制度によって23区に配分する仕組みになっちゃっているわけなんですよ。

一方でね、これね、国の側から見るとどういふふうに見えるかというと、本来は市町村税である固定資産税、いじるの、大変なんですよ、これ。東京によって一括して徴収されて、再配分されているという制度は、もう明らかに全国の地方税制度の中でも極めて特殊な構造であるわけで、露骨に言いますと国の側からすると、いじりやすいんですよ。東京都に話をつければいいと思っている。そういうわけなんですね。その意味ではね、今後の地方税制の

議論の中でこの制度が様々な形で論じられる可能性が否定できないわけなんです。

しかしながら、私はここで視点を変える必要があるんじゃないかと考えています。それは、東京の財源をどう再配分するかという議論じゃない。もう都市自治体が都市を維持するための財源をどのように制度的に位置付けるかという議論を、やっぱりここから始めなきゃいけないと思うんです。転換点ですよ。東京23区っていうのは人口もそうですし、中間人口ね、だから経済活動ですよ。経済活動の集積があるわけで、さらには国際都市としての役割などにおいて一般の市区町村、市町村とは全く異なる都市構造を抱えています。

例えば文京区において、私も総括で言いましたけど大学、医療機関、研究機関などが集積しているわけですよ。昼夜を問わず多くの人々が行き交う都市環境が形成されています。こうしたとき、都市機能を維持するためには道路もそうです、公園もそうです、上下水道もそうです、東京都がやっていますけども、文京区がやるわけですよ。防災施設、公共施設、極めて高度な都市インフラが必要なんですね。そしてこの都市インフラの維持更新には長期的かつ安定的な財源が不可欠であります。その意味で、土地や建物という都市基盤そのものに課税される固定資産税は、正に都市自治体の基礎的な税源であると言えると思うんですよ。

私は今後ね、地方税制の議論においては、固定資産税を単なる単に偏在する税源と捉えるんじゃないくて、都市基盤を維持するための基幹財源、基幹税源ね、として位置付け直す必要があると考えているわけで、例えばね、都市の高度利用によって生み出される税収を都市インフラの整備や更新に優先的に再投資する仕組みを国の制度として明確化していくこと。あるいは、人口や中間人口、都市機能の集積度などを踏まえてね、都市型自治体の税制という考え方を整備していくことなんですね。

こうした議論というのは、これまで必ずしも十分に行われてこなかったわけなんですけども、また、こうした議論はね、場合によっては国も東京都もあまり歓迎する論点ではないんですね。しかしながら、東京というその巨大都市を支える自治体として、税制の在り方について主体的に議論を提起していくことは、むしろ今後、必要な姿勢であると私は考えます。

そこで伺いたいんですね。ちゃんと質問しますね。政府の税制改正大綱に示された地方税体系の見直しの議論について、東京23区の固定資産税制度にどのような影響を及ぶと認識されているのか、お聞きになっていましたので、それを踏まえてですね、固定資産税が本来、市町村税であるという大原則から都市自治体の税源の在り方について、23区として主体的な政策提言を行っていく必要があるとお考えにならないでしょうか。さらには、東京の都市基盤を将来にわたって維持していくためには、固定資産税を都市基盤を支える基幹税源として、

より明確に位置付けていく必要があるんじゃないかと考えます。

でね、これはね、だから都区間の配分割合の変更を求めるみたいな話にしちゃうと進まないわけですよ。そういうことじゃない。対立を生む議論じゃなくて、まずは共同研究を開始すべきじゃないかと思うわけです。現在、やっているじゃないですか。23区は公用地、公共用地取得ね、その土地取得などの課題について共同研究を行っているじゃないですか。しかもこれ、文京区の発案でね。同様に固定資産税を含む調整税の将来活用の在り方について、23区で研究してね、都市協議の場に提起する、このこと自体は可能であり、建設的ではないでしょうかね。どうでしょう。

○山田委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 委員から御指摘いただきました固定資産税のところですね、これまでも法人住民税等でですね、国からの一方的な見直しというところもございまして、これまでも特別区長会で地方税財源の充実強化というところで、国に対して要望を図ってきたところがございます。今般の固定資産税の動きも委員御指摘のとおり、特別区長会で一致してですね、緊急提言を行っているというところがございます。

今後の動きでございますけれども、やはり共同研究という御提案もございましたけれども、やはりまずは特別区一体として都市基盤を支えるため、都市特有の行政需要があるというところが特別区の特徴でございますので、それを、そちらを基にですね、今後、都とも連携しながら国のほうには要望としてまいりたいというふうに考えております。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 もう委員既におっしゃっていたとおりに思うんですけども、今の固定資産税につきましては、やはり再配分機能を中心に都区財政調整においては1兆5,400億円もの財源を貴重な財源として配分されております。やはり一部国税化になりますと単年度だけでも、例えば法人住民税だとマイナス2,300億円を超える金額となっております、やはりこれが9年度、9年度以降の税制改正で実際に実現されれば大きな減収となると考えております。

やはり再配分論だけでなく、やはり様々な法的なハードル、こちらはあるかとは思いますが、その使い方、使い方というか、その財源が何に使われているか、固定資産税につきましては特に土地とか家屋に関わる税であって、やはり都市部特有の防災対策とか都市部のインフラ、そういったところの経費は必ず必要となってきますので、そういった都市部特有の資産維持論みたいところでひも付けていくような研究はできるのかなと考えております。

○山田委員長 もうちょっと欲しいですね。

田中としかね委員。

○田中（と）委員 あれもちょっと今、どうなっているか教えてほしいの。23区の公共用地取得の課題について共同研究、今、やってんじゃん。文京区の発案で、それ今、どうなっているかだけちょっと教えて。

○山田委員長 長いんです。岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 特別区長会の調査研究機構の内容でございます。不動産取引におけます適正価格というものを担保していくためにですね、区では不動産鑑定の結果を基に一定の行政手続を経た上で、価格を決定しながら地権者と交渉に望んでいるというところでございます。

ただ一方で不動産取引市場におきましては、民間事業者における価格の決定の仕方だったりだとか、あとスピード感との競合になるということもございまして、単に区のほうで公共、公益性を訴えるだけではなくてですね、必要な用地を確保するための様々な手法の研究が必要であるというふうに捉えたところでございます。

それに伴いまして、公共用地の取得に関する課題というのは23区の共通の課題であろうということで、そういう現状認識のもとでですね、文京区からの発の提案事項として手上げをいたしまして、本年度採択されたというところでございます。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 まだあまり研究進んでないという。

○山田委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 今、研究の中身については今、課長が答弁したとおりなんですけれども、このテーマって来年度の研究テーマということなので、来年度1年間かけて調査研究を行いまして、その1年後に発表するという形でございます。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 分かりました。ごめんね、先走って。じゃ、最後にしますね。東京のね、税源が豊かだ、豊かだって言われるのはね、もうこれ、別に降って湧いた話じゃないんですよ。長年にわたる、この都市を支えてきた住民の努力ですよ。自治体による投資の積み重ねの結果ですよ。その成果として形成された都市の税源をですね、それはね、取られちゃ駄目。どのように次の世代に我々が引き継いでいくのかという、その責任を私たち基礎自治体にはあるんだというふうに、それをやっぱり声上げたほうがいいですよ。国とそのね、地方との

議論をね、ただ見守るんじゃなくてね、地方都市自治体としての立場から税制の在り方について主体的な議論を提起していくことが、これから地方自治に求められる姿勢であると思います。

じゃ、おまえ何するんだって話なので、私も先ほど申し上げましたね、自民党都連が声を上げた東京都が参画する政策研究会に対して、自民党の区議連協、区議会議員の連絡協議会から23区の意見、聞けって話をね、直談判してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○山田委員長 よろしいでしょうか。

以上で、2款利子割交付金から11款交通安全対策特別交付金までの質疑を終了させていただきます。

続きまして、12款分担金及び負担金及び13款使用料及び手数料の質疑に入ります。事項別明細書の60ページから83ページまでの部分になります。

進財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、12款から13款までの説明をいたします。

60ページを御覧ください。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金2億9,633万7,000円、63ページの3番、保育園保護者負担金、第1子保育料無償化の実施による減でございます。

62ページを御覧ください。

2目衛生費負担金4億1,704万5,000円、2番、公害健康被害補償負担金の（1）公害健康被害補償給付費、実績見込みによる減でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料471万円、1番、男女平等センター使用料、施設のリニューアルオープンによる皆増でございます。

64ページをお開きください。

2目区民使用料1億9,844万7,000円、1番、シビックセンター使用料の（2）シビックセンター駐車場、実績見込みによる増でございます。

68ページまでお進みください。

3目、産業経済使用料735万2,000円、1番、産業とくらしプラザ使用料、実績見込みによる増でございます。

4目、民生使用料1億2,457万3,000円、71ページの8番、一時保育所使用料、実績見込み

による増でございます。

70ページを御覧ください。

5目衛生使用料1,206万9,000円、3番、健康センター使用料の（1）健康づくり事業、参加者数の見込みによる減でございます。

72ページをお開きください。

6目都市整備使用料2,000円、前年同額でございます。

7目土木使用料12億9,755万3,000円、75ページの3番、自転車駐車場使用料の（1）一時利用制自転車駐車場、実績見込みによる減でございます。

74ページを御覧ください。

8目資源環境使用料211万8,000円、1番、土地使用料、実績見込みによる増でございます。

9目教育使用料1,542万5,000円、2番、幼稚園保育料、第1子保育料無償化による減でございます。

76ページをお開きください。

2項手数料、1目総務手数料1,242万円、1番、納課税証明手数料、証明書交付実績見込みによる減でございます。

2目区民手数料1億971万8,000円、1番、戸籍全部事項証明書等交付手数料、実績見込みによる減でございます。

3目民生手数料4,000円、1番、諸証明手数料、前年同額でございます。

4目、衛生手数料1,761万円、79ページの9番、高度管理医療機器許可等手数料、許可申請件数見込みによる減でございます。

78ページを御覧ください。

5目都市整備手数料971万6,000円、81ページの6番、諸証明手数料、実績見込みによる増でございます。

80ページを御覧ください。

6目土木手数料1,737万2,000円、1番、屋外広告物掲示許可手数料、実績見込みによる減でございます。

7目資源環境手数料2億8,327万2,000円、2番、有料ごみ処理手数料、ごみ処理券販売件数の見込みによる増でございます。

12款から13款までの説明は以上でございます。

○山田委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。お二人ですかね。

それでは千田委員。

○千田委員 63ページ、育成室保護者負担について伺います。2,352人、2億5,798万8,000円ということです。本会議で板倉議員の質問で、育成室無償化の質問に区長は、育成室の保育料については受益者負担の観点から無償化する考えはございませんと答弁されました。また、予算総括質問で金子議員の質問にも部長は、受益者負担の原則と答弁されています。

育成室というのは子どもの放課後の生活、発達を保障する場所であり、保護者の就労も可能にする施設です。なぜ受益者負担の概念となるのか伺います。

○山田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 育成室保護者負担金の考え方といたしましては、これまでも繰り返し答弁しておりますとおり、受益者負担の適正化のところの議論の中で、今の保育負担金、今、育成室の保育料ですね、が決定したものというところで考えを今も持っているという状況でございます。

○山田委員長 千田委員。

○千田委員 今、育成室、保育料は平成28年8,000円、29年に9,000円で30年には1万円となり、今もこの1万円です。文京区のホームページに先ほど課長がおっしゃいました受益者負担について解説しています。そこには受益者負担の対象とする経費について、育成室は公費負担75%、受益者負担25%となっています。非常に、このどっか行っちゃった、分かりやすいイメージ図もあって、カラーのイメージ図もあって、そこに書いてあるんですけども。

それで受給者負担が25%、1万円なら公費負担は75%、単純に3万円と判断してよろしいのでしょうか。

○山田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 はい、そのように受益者負担の適正化の議論の中で、そういった育成室の使用料は、保育料はその区分に適用されておりますので、そういった考え方に基づいているというふうに認識しております。

○山田委員長 千田委員。

○千田委員 公費負担が3万円間違いなのかということをもう一度、確認させてください。今でも、今現在ですよね。結局、令和8年度。もし今、課長さんがおっしゃるように3万円だとしたら、公費じゃない、受益者負担の対象分が4万円ということの判断なんですけど、よろしいでしょうか。

それともう1点、続けて伺います。この料金改定は平成24年に策定した受益者負担の適正

化に向けた使用料及び手数料の改定方針に基づき、原則3年ごとに行うとなっています。しかしながら平成24年に策定したこの料金改定の基本方針ですね、改定されたのは平成28年、確かに2016年4月には改定されています。それから10年経過しているんですけど、いまだに改定されていない。いまだに改定されていないのはなぜでしょうか。2つお答えください。

○山田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 受益者負担の適正化のところの議論で今の保育料の考え方を検証しておるといところでございますので、その間のところで、そういった改定の議論がなかったといところでございます。受益者負担の考え方に基きまして、今も現行の考え方に基きづいて使用料を設定しているという状況でございます。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 「文の京」総合戦略にもちょっと書かせていただいたんですけども、やはりこれまでの経緯としまして新型コロナウイルス感染症とか、あとやっぱり物価、今の現状の物価高騰、そういったところを鑑みまして、今現時点では改定を見送っているところとなっております。

○山田委員長 千田委員。

○千田委員 ということは3万円以上にならないですかね。28年から改定されてなくて既に10年ということは。1万円になったのは平成30年なんです。今、それから10年じゃない、そうですね、平成、そうそう。いいんですね。10年経過してて、それが3万円のままと判断なんですか。これだけ物価高騰している中でも。

○山田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 今、何度も答弁しておりますとおり、その当時の考え方に基きづいて今は設定しておりますので、今後ですね、そういった適正化の所のまた見直しといところがあればですね、そういった議論になるかといことで、現状ではその当時の考え方に基きづいて設定しているといところでございます。

○山田委員長 千田委員。

○千田委員 ちょっと3つの視点から述べさせていただきます。

まず、1つ目ですね、子どもの権利の視点です。子どもは独立した主体であり、親の経済力に関係なく健やかに成長する権利、これは教育、保育、生活などが保障されているべきという考えです。これは、もう国際的にも社会全体で子どもの成長を支えるべきという認識になっています。

2つ目、子どもの基本法です。こども基本法です。2023年に施行されたこども基本法では、子どもの最善の利益を優先することが基本理念として掲げられており、負担の在り方もこの理念に照らして検討されるようになっていきます。

そして3つ目、これ、大事なんですけど無償化の流れです。子どもの権利を優先して幼児教育、保育の無償化や高校授業料の実質無償化など、受益者負担を軽減して社会全体で子どもを支えていく施策が進んでいます。この3つの観点から、また受益者負担についてお伺いいたします。

○山田委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 いろんな視点でというところではございます。繰り返しの答弁になりますけれども、その受益者負担の適正化の考え方に基づいて今、設定しております。

ほかの例えば保育園とか無償化という議論はあるかと思えます。そういった国とか、そういった動き、そういったものがもし今後あるようでしたらですね、育成室のところの議論にもなるのかと思えますが、現状では今、何度も繰り返し答弁しておりますが、受益者負担の適正化の考え方に基づいて設定をしているという状況でございます。

○山田委員長 千田委員。

○千田委員 そうですね。育成室は子どもの、最初に申し上げたとおり、育成室は子どもの生活発達を保障し、また、親の就労を可能にする施設です。この観点から、公費負担による質の確保を重視するべきです。育成室の受益者負担は認められないと思えます。なので、育成室無償化を主張いたします。

○山田委員長 よろしいですか。

品田委員。

○品田委員 1点だけです。65ページのシビックセンター駐車場の料金について、先ほどの実績が増えているということなんですけれども、30分で250円でちょっと状況を教えてほしいんですが、平日の有料、それから無料の状況、それから土日祝日の稼働率等ですね、いろいろどのように使われているのか教えてください。

○山田委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 6年度の実績になりますけれども、有料では年間で全体11万台でございます。平日が7万台で、土日祝日が2万台というような。最初から言います。平日が9万台で、土日祝日が2万台という状況で、金額的にも平日のほうは4,300万、土日祝日が2,500万、トータルで6,800万という実績でございます。

無料については3万5,000台の実績で、トータルで合わせまして14万5,000台の利用実績で
ございます。

○山田委員長 品田委員。

○品田委員 平日はね、シビックセンターに御用がある方が使っていただいでて、また、事業
者も無料になったり有料になったりしていると思うんですけど、私ね、土曜、日曜、祝日、
本当にこの30分250円、31年前、このシビックセンターができてから1度も上がっていない、
1時間停めて500円、どうなんでしょうねって思いました。近隣のね、状況を調べたら、ラ
クアなどは土日祝日30分500円です、倍ですよ。

平日はね、もちろんシビックセンター、役所に来る方があれだと思うんですけど、状況を
見ていると土日祝日、やはりこちらの施設に来ていらっしゃるのが多いのかなというふう
に思ったりして、見ていると役所の角のところ、入っていくところに渋滞して、バス停のほう
まで渋滞していて、御利用はいいんですけども、受益者負担を考えると本当は公共交通で
来ていただくのが一番いいんでしょうけど、やむなく車で来る方もいらっしゃるんでしょ
うけど、維持費、維持管理費、それから点検、また人の手配もありますよね。駐車場に入ると
きの、そういうことを考えると30年間このままの料金でいいのかという。

外から来る方に提供するわけですけども、ちょっと料金設定をですね、もうちょっと値
上げしてもいい、もちろん土日祝日に限ってですけども、近隣の見るとちゃんと料金変え
ているんですよ、平日と土日祝日が。ですので、この辺はちょっともう少しラクア並み
に上げてもいいのではというふうに思っているんですけど、今まで全然上げてこなかった理
由もあろうとは思いますが、このところの、こちらの民間施設のほうに上げている状況を考
えて、ちょっと考えていただきたいんですがいかがでしょうか。

○山田委員長 阿部施設管理担当課長。

○阿部施設管理課長 確かに委員御指摘のとおり、設立当初から30分250円という料金設定で
運用してきているところでございます。その関係で、周辺の駐車場の料金との乖離が生じて
いることは認識してございます。

その一方で、料金の改定につきましては公共駐車場の位置付けであること、それから受益
者負担の適正化の観点から全庁的な見直しの中で検討すべきものと認識してございまして、
他自治体の状況も見て、引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

○山田委員長 品田委員。

○品田委員 私は平日を上げると言っていない。土日祝日に関しては、多分、文京区外の人

が、御利用が多いんじゃないかなと思っています。維持管理費もかかるし、それなりの料金は取ることは必要だという考え、全庁的なのということじゃなくて、ここに限って一体幾らここでかかっているのかを考えたら、日曜祝日2万台という、ここ結構大きいですよ。何も区民と同じ料金ですることはないというふうに思っているんで、研究と言わず、ぜひ検討をお願いいたします。

以上です。

○山田委員長 ありがとうございます。そうですね。関連？

のぐち委員。

○のぐち委員 すいません、81ページの放置自転車手数料のところでお伺いをいたします。資料がある限りなんですが、22年度は5,972台撤去台数だったのが、23年3,508台、24年が3,589台で、25年度が2,673台ということで多分減っているかと思うんですけども、減っていることに対して、この手数料がですね、4,000円、大田区が25年7月から3,000から5,000円に自転車の撤去使用料を上げたんですけども、この4,000円の適正值について、減っているにもかかわらずということもあるんですが、これはどのようにお考えであるのか、お聞かせください。

○山田委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 こちらの放置自転車撤去手数料につきましては、一度算定をしてからその間、見直しというものは行ってまいりませんでしたけれども、撤去にかかる費用ということで実費相当分を該当の方からいただいているものでございます。

○山田委員長 のぐち委員、まだ途中ですけれども、正午になりましたので、ここで一旦区切らせていただきます。

続きは、また1時からということにさせていただきます。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○山田委員長 それでは、おそろいですので、ただいまより引き続き、のぐち委員の質問からお願いいたします。

○のぐち委員 自転車の手数料というところで今、私が22年度からの台数を申し述べたんですけども、要するに5,000台ぐらいから2,000台ぐらいまで、撤去自体は下がっているわけがあります。

文京区が既に一昨年でしたかね、自転車の総合的自転車に対するDX化を進めてというこ

とを今、各種委員会でおっしゃられていて、実際にその影響によって幾つか対策の効果が出て台数の変化があったのか、それとも、いわゆる区民の皆さんの意識の違いがあったのかというところについて、いかがかなと思っていて、実際にその収入を考えるのであれば台数は増えたほうがいいわけだと思うんですけども、それはどういった形で数が減っているのかというのはお聞かせいただきたい。

○山田委員長 大丈夫、まだやるの。

橋本管理課長。

○橋本管理課長 総合的自転車対策のDX推進事業は今年度から実施しております、放置自転車の業務を、効率化を図っております。台数については、昨年度までは1日当たり放置禁止区域を5か所程度、巡回していたところ、今年度から19か所全てを巡回できるようになったことから、台数自体はその分、前年度に比べて今のところ増加傾向にあります。

ただ、最近の状況を見ますと、撤去する前に自転車に警告を行うわけなんですけど、その警告の件数が今年、今年度9月には1か月当たり2,600件あったものが、今年の1月には半分の1,300件にまで減ってきておりますので、これは放置自転車対策の効果とともに、放置自転車対策の趣旨を御理解いただく区民の皆様の意識も変わってきているものと考えております。

○山田委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 大変成果が出ているので喜ばしいことかと思えます。実際に撤去使用料のところ、撤去料について戻っていきますと、大体受益者負担ということで撤去された人が負担するように応分の金額を求めていくということで御答弁いただいているんですけども、実際に5,000円とか、もしくは千代田区と中央区は2,000円でやっているんですね。港区は3,000円、先ほど申し述べた大田区が昨年度から5,000円に上げて幾つかやっているんですけども、実際に文京区が4,000円であるというところで、これ、実際にはやれている区がある以上、2,000円でもいいんじゃないかところがあるんですけども。

もしくはですね、やっぱりこの昨今の人件費であったりとか、いわゆる原油価格の高騰であったりとかで上げてよいかという、実際に過去の御答弁で実は5,000円じゃ全然足りないんですよ。撤去料金というのは全然足りない金額なんですけれども、ここについて増やすのか減らすのかということに対して、他区との関係性も見てどのようにお考えか、教えてください。

○山田委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 撤去手数料につきましては、かつて放置自転車の撤去台数が年間1万台あった時期に実費相当額として算定したものでございますので、今の実態に合わせると実費としては、額は実際に大きくなってしまいますが、自転車を引取りに来られる方に対して手数料をいただき、撤去の趣旨を御理解いただくためには現在の設定額が適正であるものと認識しております。

○山田委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 実際に昔はね、もっと安かったということで、私は高校生のときはもっと安かった。値上がりはしているわけなんですけども、何でしたっけ、忘れちゃった。お金の部分でいうと実際に減ってきているところであるんですけど、ドコモのシェアサイクルであったりとか、移動式のいわゆる簡便な公共の交通機関が増えていることに対して、やっぱり御自身の自転車でお出かけになる方が減っているのかなと思ったりするんですが、そういった相関というのは現状、例えばドコモのあの赤い自転車の使用率と、撤去であったりとか放置自転車の数というのは、何か関係があるのかというのは、区は認識されていますか。

○山田委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 シェアサイクルにつきましては文京区で3社と協定を結んでおりまして、区民の方が利用できるような事業を各社に展開していただいているところでありますけども、こちらも年々利用の実績というものは伸びておりまして、その分、御自分の自転車に加えてシェアサイクルという、公共交通の一部としての利用というものが進んできているものと考えておりますが、このシェアサイクルの増加に伴っての自転車の利用の実態に相関関係があるかどうかの分析までは現在のところ、できておりません。

○山田委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。今後の対策であるとか、それからずっと申し述べている看板のレイアウト等につきましては、私も言いたいこと一杯あって資料もたくさんあるんですけど、ちょっと今日は体調がなかなかあれなものですから、出のところでもたやらせていただきたいと思います。

○山田委員長

以上で、12款分担金及び負担金及び13款の使用料及び手数料の質疑を終了させていただきます。

次に、歳入14款国庫支出金及び15款都支出金の質疑に入ります。事項別明細書の82ページから119ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、14款から15款までの説明をいたします。

82ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金152億8,570万1,000円、4番、児童手当給付費負担金の（1）被用者児童手当負担分及び（2）非被用者児童手当負担分、実績見込みによる減でございます。

84ページをお開きください。

2目衛生費負担金6億5,961万円、4番、障害者総合支援事業費負担金、障害福祉サービス費の実績見込みによる増でございます。

86ページをお開きください。

3目教育費負担金7,607万9,000円、1番、公立学校施設整備費負担金、実績見込みによる減でございます。

2項国庫補助金、1目総務費補助金64万円、氏名の振り仮名法制化対応に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金の皆減による減でございます。

2目区民費補助金1億1,237万5,000円、1番、個人番号カード交付事務費補助金、実績見込みによる増でございます。

3目民生費補助金16億6,586万8,000円、89ページの10番、子ども・子育て支援交付金実績見込みによる増でございます。

88ページを御覧ください。4目、衛生費補助金2億6,578万3,000円、出産・子育て応援交付金の皆減による減でございます。

90ページをお開きください。5目都市整備費補助金1億9,191万3,000円、2番、住宅・建築物防災力緊急促進事業費補助金、助成限度額等の拡充による増でございます。

6目土木費補助金2,705万7,000円、2番、無電柱化推進計画事業費補助金、実績見込みによる増でございます。

92ページをお開きください。

7目資源環境費補助金800万円、1番、社会資本整備総合交付金、アスベスト除去工事費の助成による皆増でございます。

8目教育費補助金6億3,924万3,000円、7番、学校施設環境改善交付金、柳町小学校・柳町こどもの森等改築工事による増でございます。

3 項国庫委託金、1 目区民費委託金423万6,000円、2 番、中長期在留者住居地届出等事務委託金、実績見込みによる増でございます。

94ページをお開きください。

2 目民生費委託金7,226万円、3 番国民年金事務費委託金、実績見込みによる減でございます。

15款都支出金、1 項都負担金、1 目民生費負担金46億4,516万2,000円、97ページの14番、子どものための教育・保育給付費負担金、公定価格の改定による増でございます。

96ページを御覧ください。

2 目衛生費負担金2 億9,910万1,000円、2 番、障害者総合支援事業費負担金、障害福祉サービス費の実績見込みによる増でございます。

2 項都補助金、1 目総務費補助金5,845万3,000円、定額減税補足給付金に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の皆減による減でございます。

98ページをお開きください。

2 目区民費補助金3,201万7,000円、1 番、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金、シビックセンター2階戸籍住民課窓口・来庁者スペースのリニューアルによる増でございます。

3 目産業経済費補助金3,661万1,000円、1 番、商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金、実績見込みによる増でございます。

100ページをお開きください。

4 目、民生費補助金79億710万3,000円、103ページの33番、保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金、第1子保育料無償化の実績見込み及び109ページの76番、東京都認証学童クラブ事業費補助金の皆増による増でございます。

108ページを御覧ください。

5 目衛生費補助金4 億2,977万4,000円、带状疱疹ワクチン任意接種補助事業費補助金の皆減による減でございます。

110ページをお開きください。

6 目都市整備費補助金1 億3,466万2,000円、3 番、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業費補助金、助成限度額等の拡充による増でございます。

112ページをお開きください。

7 目土木費補助金5,085万1,000円、1 番、区市町村無電柱化事業費補助金、実績見込みに

よる増でございます。

8目資源環境費補助金125万円、1番、吹きつけアスベスト等飛散防止対策促進事業費補助金、前年同額でございます。

9目教育費補助金10億3,434万9,000円、115ページの16番、エデュケーション・アシスタント配置支援事業費補助金、実績見込みによる増でございます。

116ページをお開きください。

3項都委託金、1目総務費委託金6億2,232万3,000円、参議院議員選挙委託金及び都議会議員選挙委託金の皆減による減でございます。

2目区民費委託金3,220万3,000円、国勢調査事務委託金の皆減による減でございます。

3目民生費委託金57万4,000円、1番、全国在宅障害児（者）等実態調査事務委託金、調査実施による皆増でございます。

4目、衛生費委託金374万1,000円、1番、衛生統計調査事務委託金、医療関係者調査の実施による増でございます。

5目都市整備費委託金174万円、2番、福祉のまちづくり事務委託金、実績見込みによる増でございます。

6目教育費委託金1,667万2,000円、4番、学校と家庭の連携推進事業費委託金、実績見込みによる減でございます。

14款から15款までの説明は以上でございます。

○山田委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、浅川委員。

○浅川委員 私のほうはですね、まず、85ページの真ん中あたりのところの18、19、20と、それから87ページの下の枠の3番ですね。こちらのちょっと御質問させていただきたいと思っております。

今年度の4月に児童相談所が開設されましたけれども、去年の、去年といたしますが、令和6年や7年のあたりで、何ですかねよ、予算がね、児童相談所、しっかりとつくのかということいろいろと話合いがあったのを記憶しているんですけども、その運営を賄う予算についてですね、年間で12億弱なんですけれども、国と都からはいろいろと負担金や補助金や、あるいは交付金などで国と都、39%賄えて、あとの一般財源が1%というようなお話も伺った次第なんですけれども。

まず、この内容を見ると、なかなか振り分けがどうなっているんだろうというようなとこ

ろの中で、国の支出についてですけれども85ページの18番、児童入所施設に関する負担金ですね。これが3億5,756万と。負担率が2分の1、19、20というのはそれぞれが障害児に関する負担金ということで、一方は1,704万5,000円、もう一方が28万3,000円ということで、これも負担率が2分の1ということになっているようですね。

それで、また87ページのほうですけれども、こちらの3番ですね。児童虐待防止対策に関する補助金ですけれども、この補助率が2分の1となっていて補助金は1億295万2,000円と、この辺りが億を超している国庫負担金と国庫の補助金ということになるかと思うんですが、これだけ見ても虐待についてたり、施設の入所というんですかね、それ、書いてあったりということで、考えてみますと児童相談所なのか、子ども家庭支援センターなのか、または障害福祉課とか生活福祉課のほうにも絡んでいるのかなっていうふうに受け取れるんですけども、この振り分けについて教えていただければと思います。

○山田委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 児童相談所に関する負担金等のお尋ねというところでございます。

今、浅川委員からお話がありました児童入所施設措置費等負担金というところでございますけれども、これは国のほうからの補助というようなところで、また後ほど御審議いただくところではございますが、児童相談所費のところの歳出にところでいきますと児童入所施設措置費等というところで、こちらがお子さんがですね、様々な事情によりまして乳児院でありますとか児童養護施設、里親等々ですね、児童福祉の施設等に、家庭に代わり生活基盤が必要なお子さんたちが、児相が措置をいたしまして、そこで過ごすという費用に対して、措置費という形で区が負担するというところに対して、今もお話がありました各負担金のところが2分の1補助というところで国から充たってくるというところの御説明でございます。

もう1点の87ページ、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金、これ、非常にたくさんのメニューがこの中に入っておりますが、代表的な事業をお示しいたしますと、職員の資質向上を図るための研修や講習会費用の参加に関する費用、それから医師、弁護士、学習指導員等の児童相談所一時保護所のスタッフに関する補助に関する費用、また、これはDXの推進というところで事務効率化を図るための児童相談所、あるいは子ども家庭支援センターにおきます専用タブレットのデジタルツールの導入に関する費用、また、里親養育包括支援機関と、これはフォスタリング機関というところで児相とともにですね、社会的養護に関する費用等々をメニュー化がされておまして、そこの部分の補助金のほうが歳出の部分に当たるというような構造になってございます。

○山田委員長 浅川委員。

○浅川委員 詳しい御説明ありがとうございました。これ、例年、負担金、あと、あるいは補助金というのは出ているかと思うんですけども、金額的にもこのような金額が保持できるような内容で毎年国のほうからおりてくるのかどうか、伺いたいんですが。

○山田委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今、今後、あるいは来年度の歳出歳入のバランスというようなところでございますけれども、この児童相談所運営等にかかる費用というところでございますと、歳出のほうは約11億3,600万円というところに対しまして、この度の歳入のほうを合わせますと4億4,400万ぐらいというようなところでございます。その差の部分のところが一旦区の費用というところでございますが、先ほど来、御議論がありますように、ここの部分、都区財政調整制度の費用等が充たってくるというようなところでございますので、ただ、これは毎年この算定等は変わってくるというところでございますので、事業課といたしましては必要な歳出等は精査にお示しをしまして、この持続的な運営に資するものにしていきたいと考えてございます。

○山田委員長 浅川委員。

○浅川委員 ありがとうございます。こういう何というんですか、児童相談所っていろいろと経費がかかっていくし、人数も増えていくと対象者に対してどんどん予算が上がっていくなという心配もありますのでね、ぜひその辺り、しっかりと予算を抑えていただけるように今後とも、あと、児童相談所の仕事も頑張ってやっていただければ大変ありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山田委員長 それでは山本委員。

○山本委員 93ページの自衛隊のところですか。今ね、社会情勢がこういう状況になっておりまして、大変もう日本においても対岸の火事ではないというような、私も個人的な見解はあるんですけども、そんな中で文京区の方がですね、自衛隊になると、そしてまた、防衛大学校にも入られる方などですね、毎年、区長さんのところに表敬訪問をして区長から激励をいただいたりということをやられているところで聞いております。

募集に関して、これまでも経費がそんなにかかってないんですけども、様々な形で啓発活動、文京区のほうもされているということで大変評価をしております。ここのところの新たな取組などがもしあったらお聞かせをいただきたいのと、あとは数字的なところですけども

も、この間、自衛隊になる人数のほうはどのように推移をしているか、教えていただければと思います。

○山田委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 この自衛隊募集事務につきましては、私どものほうですね、ここのところ新しくしたということはないんですけども、例えばですね、Bーぐるの車内ポスターですとか、あとはですね、区設掲示板へのポスター掲示というところをメインに進めているところです。また、その広報活動等々も例えば自衛隊のコンサートですとか、そういったものにも参加したりとかということをやっているところでございます。

人数につきましては私、昨年、会議のほうにちょっと参加させていただきまして、この地域、よくこの地域からも何人という人数は言ってなかったですけども、自衛隊のほうの募集の方にも出てきていただいて誠にありがとうございますということで、お話をいただいておりますので、着実にそういった広報活動した結果が出ているのかなというところでございます。

○山田委員長 山本委員。

○山本委員 人数の数字は分からないということでございますが、総体的にというか、これからですね、本当に自衛隊になる方が今の目下の社会情勢を見ながらですね、本当にどういふふうになっていくかなというのは大変私も心配をしております。

私一度、かつて防衛庁長官の秘書もやって、音楽会みたいな観艦式ですか、観閲式というんですか、観艦式かな、見学に行ったこともありますけれども、自衛隊のそもそもの専らの活動としては災害時における国内で海外における派遣でしっかりその仕事を任務に当たっているということで、大変敬意を表しているところでございますけれども、今後そういった部分でちょっと減ってきそうな気もするので、その辺をどのように捉えているのかということと、もし、あとできれば区長さん、どんな激励を交わして今年はいいただいたのかって、ちょっと御披露いただけるとうれしいんですけども。

○山田委員長 高橋区民部長。

○高橋区民部長 私、その会議に出ておりました。この度、防衛大学校に2名の方、入隊の方が3名ということで、防衛大学校に入校される方は東日本大震災の残る子どもで、そこで影響を受けて自衛隊として、自衛隊に入ることによってそういった災害支援とか、そういうことと、そういうことを実現するためにというお話がありました。その話を受けて区長のほうからも、そういった志をしっかり持って、そういう、入隊するってすごいことですねということと、

今後しっかりと頑張ってくださいというエールを送られました。

○山田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ私も協力をしてですね、自衛隊募集に関して協力をしていきたいというふうに思っておりますので、区と力を合わせていきたいと思います。

○山田委員長 それでは上田委員。

○上田委員 失礼いたしました。95ページ、都支出金の民生委員・児童委員関係費負担金について伺います。先般、東京都の予算が発表されて、民生委員の担い手不足や活動の高度化、相談件数の増加などを背景として、活動費を現行の月額1万円から3万円へと引き上げるとの報道がありました。一方、本区の当初予算では民生委員・児童委員関係費負担金として、ここにあるように1,727万円が計上されています。これは昨年度の1,739万円とほぼ同額で、欠員が1人増えたかなという微減程度で、東京都の引き上げを反映したものではないと考えられます。

仮に月額1万円から3万円までの引き上げを4月から実施、あるいは遡及して実施する場合、単純計算では現在の約3倍、約1,582万円程度の予算が必要となり、差額3,455万円については補正予算等での対応が必要になるのではと考えます。最も実際には定数数に単純に1万円を乗じた形では計算が合わないので、役職加算等があるのかなというふうに思いますので詳細な積算が必要になると思います。

そこで、当初予算に間に合わなかった理由は何か、東京都からの通知時期とそれに対する区の対応の経過、それから補正予算で対応する場合の総額と負担額、補正のタイミング、そして年度途中での支給開始時期はいつを想定しているのか、遡及支給を行う予定があるのかについてお示してください。

民生委員活動は地域福祉の基盤として極めて重要で、活動費の引き上げ自体は前向きなことだと思います。一方で、東京都の予算発表によって突然明らかになり、区とした準備ができていなかったとすれば、予算編成上の課題があるのではと考えます。これまでも東京都とのコミュニケーションを通じて、制度改正や新規事業の動きを早期に把握するよう求めてまいりました。そこで、当初予算編成段階でこの制度改正の動きは把握できなかったのか、情報収集と財政見通しの制度について今後どのように改善するのか、見解をお聞かせください。

また、民生委員の欠員問題は依然として深刻であります。文京の社会福祉によれば、区内の定員は151人ですけれども、昨年12月の区報特集号によれば現在は民生委員・児童委員が111人、主任児童委員が9人となっており相当数の欠員が生じている状況です。活動内容も

複雑化して、見守りや相談支援の負担が年々増えていますけれども、それが活動費の引上げが実効的な担い手確保につながらなければ、ちょっと困るなというふうに思うわけです。今回の引上げによって担い手確保や欠員解消にどの程度の効果を見込んでいるのか、金銭的処遇改善以外に、負担軽減策や支援体制の強化などをどう進めていくのかをお聞かせください。

ところで民生委員さんの活動費については、歳出では199ページの民生委員・児童委員関係経費として、今年度当初予算では2,954万6,000円が計上されています。うち活動費等が2,940万9,000円となっており、歳入とずれがあります。つまり、一定の区独自加算が行われているものと理解しています。今回の東京都の活動費引上げを踏まえると、こうした区独自加算の位置付けにも整理が必要になってくるのではと考えますが、今回の引上げを受けて区独自加算の考え方をどのように整理するのか教えてください。

○山田委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 民生委員・児童委員の活動費についてのお尋ねにお答えいたします。都においては、民生委員・児童委員の担い手不足や活動内容の多様化等を踏まえ、発表がございましたが、本区の当初予算は都からの正式な通知前に編成したものでございまして、都の発表内容を反映した形になってございません。

次に、都からの通知時期と区への対応についてのお尋ねですが、都の発表は本年1月末において方向性が示されたのみでございまして、当初予算編成時点では詳細が不明であり、反映することができない時期でございました。本区としては、都の正式な制度内容の通知を踏まえまして、今後速やかに具体的な取扱いについて検討してまいります。

また、活動費の増額等に伴う予算措置や都支出金の増額、区の負担額の詳細につきましては、現時点でお示しは難しいと考えてございますが、必要な整理を行った上で本区における予算措置の手続きを行ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、年度途中での支給開始時期や遡及支給についてのお尋ねでございますけれども、現時点において都から明確な示しはございませんが、都の制度内容や対象となる実施時期、財源措置等を確認するとともに、できるだけ速やかに反映できるよう進めてまいります。

次に、制度改正の動きの把握等についてのお尋ねでございますが、区長会において都に活動費の増額を要望したものの、今回は都の予算発表により正式に方向性が示されたものであり、当初予算編成段階において区として具体的な制度内容を想定、把握できる状況にはございませんでした。区としましては、これまでも都との情報共有や各所連絡会等を通じて動きを把握するよう努めていたところでございますので、今後とも引き続き都との連携を図りな

から制度も含めて適切に対応してまいります。

次に、何でしたっけ、民生・児童委員の担い手確保についてのお尋ねでございますが、民生・児童委員は地域福祉の基盤を支える重要な存在でいらっしゃいますので、担い手不足は喫緊の課題であると区としても認識しております。本区の民生委員・児童委員、主任児童委員の皆様は、地域の担い手として高い志を持って活動しておられます。そのため活動費の多い少ないに関わらず、地域福祉のために尽力していただいている方も数多くいらっしゃいます。今般の都補助では都活動費以外の支援策も用意されておりますので、区としては、これまでの民生・児童委員の皆様の取組に深く敬意を持ち、民生・児童委員の負担軽減や研修等活動支援の充実などを直接民生・児童委員、主任児童委員の皆様と意見交換しながら検討を進めまして、活動を支える環境づくりに取り組み、民生・児童委員の確保に努めてまいります。

最後に、区独自加算の取扱いについてのお尋ねでございますけども、本区ではこれまで都の費用弁償に加え、区独自の加算を行うことで民生・児童委員を支援してまいりました。活動費は報酬ではなく費用弁償であることから、区独自加算の取扱いについては制度の詳細や民生委員・児童委員、主任児童委員の状況を確認しながら総合的に判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○山田委員長 上田委員。

○上田委員 まだ、東京都から方針が示されただけで、詳細が分かっていないということで、民生委員さんにも何人かお聞きしましたけれども、まだ詳しいことは分かってないから、あんまり外で言わないでぐらいのことをおっしゃっている方がほとんどだったんですね。そういうふうに、これ、新聞発表されているので公の内容ではあるんですけども、ただ、いつから始まるのかとか、どう、誰が対象なのかとか、そういった細かいところが分からないということですから、その辺も適切なタイミングで補正をしていただいて、民生委員さんが報われる活動が報われるだけでなく、できれば、その担い手不足の解消につなげるような取組を重ねてお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○山田委員長 それでは田中香澄委員。

○田中（香）委員 先ほどの浅川委員の質問の続きをやらせていただきたいと思います。85ページの児童入所施設措置費の負担金についてでございます。

先ほど浅川委員の質疑の結論としたら、運営費の部分は文京区と特区財調の部分で赤字に

ならないという認識でいいのかということが1点と、それから児童相談所の入所した子どもたちの生活の質を担保するという観点と、また、支える職員の処遇改善という観点と、社会的養護の環境整備の観点で質問したいと思います。

児童の現在の入所者数と運営費の総額、そして1人当たりの予算規模というのを伺いたいと思います。また、それは子どもたちの健全な発育や生活環境を維持する上で、十分な水準ということであるというお考えでよろしいのでしょうか。

また、先ほど申しました職員の処遇改善ということに関しては、これはしっかり確認をしていかなければいけないと思っております。これも十分な水準になっているのかということ、ここまでお聞きをいたします。

○山田委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 児童相談所におきます措置した児童の先のですね、里親の方、あるいは施設の皆様に対する処遇というようなところのお尋ねでございますけれども、あと、本区のところではですね、児童相談所のほうで現在、措置を行っている方、お子さんというところは、現状で申しますと48人のお子様方がですね、それぞれの施設等に過ごされているというような状況でございます。

その部分に対してですね、本区の特徴でいきますと私ども、社会的養育推進というようなところで、区内の里親の皆様というようなところは、これを周知啓発を強力に進めてまいりまして、現在のところ17家庭の里親の皆様がいらっしゃるというところがございますけれども、ただ、先ほど御説明申し上げました例えば乳児院でありますとか、児童養護施設というところは本区内にはないというようなところになってございます。

ただ、この場合ですね、先ほどの国2分の1補助、あるいは区からの補助というようなところで、そうした様々な経費に係るところの施設に対する負担金というような形でお支払いをしているというところでもってですね、その中で施設、乳児院の方等々の人件費でありますとか、あるいはお子さんに日常かかる費用負担というようなところを賄っているというような構成になっているところでございます。

何分、非常にこの各施設が都内において非常に多くいろんなところに広がっているというようなところがございましたので、これまでの東京都の児童相談所で話を聞きましたところでは、その施設に措置した後で、なかなかその後、そこに訪問してですね、お子さんの様子を伺ったりというようなところはなかなか難しかったところ、私ども、区の中のお子さんたちに関わりを深めるというようなところでは、児童福祉司を中心としてですね、施

設に対する先生方のお話ですとか、お子さんに対する意見表明等のところを丁寧に行っている現状でございます。

○山田委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 すいません、ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、1人当たり、どのぐらいの財源がかかっているのかということと、職員の処遇の改善については十分なのかどうかということをおっしゃっていただきたいと思います。

○山田委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 恐れ入ります。今、お話のありました48名の皆様に対する措置費のほうで、こちらが、これが今、予算ベースのところになってございますけれども、今、この少し恐れ入ります、歳出の部分にかかってくるんですが、全体の措置費というようなところの計上でいきますと、7億5,600万というようなところで等で計上しているところがございます。

ここの部分に対しまして今、来年度の見込みというようなところでいきますと、これが相談件数が増えているというところがございます、これが60名前後というような部分に対して、この歳出を見ているというところがございます。

○山田委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 すいません。そう、出のところにもね、関係するんでちょっと聞いてしまったんですけども、大体1人当たり1,000万ぐらいかかるのかなというようなところなんですけれども、そこはしっかり水準を保っていただきたいということなので、それはそのままやっていただきたいんですが、一方で里親ですとか社会的養護をしっかり整えて、なるべくそういった家庭的な雰囲気の中で子どもを育てていただく、そういった環境をつくっていただきたいというふうに思っております。それを支える職員の皆様が非常に大変な思いをしているということを聞いております。その方たちの処遇の改善ということはしっかりやっていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山田委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今、委員お話しいただきましたとおり、お子様たちのところでもですね、その中でも特にどうしても御家庭の中で過ごすことが難しいというところでもありますとか、様々な御事情によってですね、保護者のもとを離れて、その部分の里親さんでありますとか、施設のところでお過ごしになる費用というところは、非常に児童福祉の中でもですね、セーフティネットに当たる非常に重要な部分の歳出、あるいは今、御議論いただい

る歳入の部分であると認識してございますので、お子様と、それを支える大人たちの今後のまた、更なる良い環境に向けての歳出歳入のですね、計上につきましては、しっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

○山田委員長 金子委員。

○金子委員 最初に意見留保ということで87ページの個人番号カードの補助金、それから93ページの自衛隊募集の委託費については意見を留保いたします。

質問は87ページの公立学校施設整備の負担金、それから93ページの学校施設環境改善交付金について伺います。これは総括質問でも聞きましたけれども、教育費の中の投資的経費がね、130億円ということで全体の会計規模の8.2%ということになっているわけです。前年増加率は大体3割弱ということなんで、シビックの投資的経費の増加率、前年増加率より半分ぐらいにとどまっているわけですけども、この歳入から見ますとね、義務教育の学校の割にはですね、その分、今のところは合わせても6億円が7億円弱ということでありまして、予算書上の学校・幼稚園施設整備というのが143億円ですから、そこから見ても4.4%ぐらいということで、国の、やっぱりこういう義務教育学校施設にですね、補助金どうなっているのかというのが第一の疑問なんですね。問題意識なんですね。

それで区の予算書、8年度のね、予算書を見てもみますと、公立学校の施設整備の予算というのはですね、678億円計上されていて、前年比でね、13億円減っているんですよ。それで、これ、聞くと、区長会で要望しているという答弁が必ず出てきますよね。ちょっと手元に7年度の区長会の要望書ってあって、それ、読みますと、全部読まないけど、例えば学校施設環境改善交付金について予算を十分確保するという表現になっているんですよ。これね、増やすというふうに要望を明確にしてもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、これいかがですかというのが1つ目。

それから、この要望に関わって、これはね、要望書に書いてあるんだけど、拡充してほしいとかですね、補助対象要件の拡充とか地域の実情に即した単価への見直し、これらも求めているんですね、区長からね。それで8年度の補助単価を見ますと平方メートル当たりね、35万800円になっているんですよ。これ、前年が32万5,700円なので、大体ね、7.7%ぐらいアップしてるんですね、補助単価が、新年度ね。それで課長さん、どうなんですか。今の実勢から見てね、積算ね、予算、予定価格つくる上でということでもいいと思うんですけど、このアップ率で間に合うんですか。その2点を聞きたいと思います。

○山田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 まず、区長会要望におけます要望の内容でございますけれども、我々としたしましては、こちらのですね、交付金等、国の交付金を適切に活用いたしまして各種工事の整備等に充てているというところでございます。引き続きこちらの補助金等を活用していきたいというふうに考えてございます。

また、こちらの単価の部分でございます。単価の部分につきましては御指摘のとおり、当該交付金につきましては配分基礎額という国の単価と実工事費の建築単価を比較しまして補助金額が決定されているというような内容でございますけれども、国の単価につきましては先ほど御説明ございましたとおり、毎年見直しが行われてございますが、やはり実工事費を見た場合に平方メートル単価とはですね、乖離がある状況ということは認識してございます。

○山田委員長 金子委員。

○金子委員 単価については引き続き実勢に見合ったものにね、するように所管から情報を上げてですね、要望していただきたいと思うんですけども、冒頭に聞いた国のね、当初予算はね、減っちゃっているんですよ。だから、この区長会の要望を、ちょっと私の手元にあるのは、これ、7年度のやつなんで、表現がね、変わっているのかがどうか分かりませんが、あまり変わってないと思うんですけど、予算を十分に確保するというのは引き上げてくれて要望しているんですか。23区として。どうなんですか。

○山田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 こちらにつきましては、ちょっと今手元の資料です、ちょっとこちらのほうも要望書がないものですので、ちょっとお答えしかねる部分がございますけれども、引き続きですね、当該交付金のほうしっかり活用してですね、整備を進めていきたいと考えてございます。

○山田委員長 金子委員。

○金子委員 決まったものを活用するのは活用していただきたいんですけど、先ほど言ったように総括でも明らかにしたように教育に占める投資的経費は130億円でね、当初予算説明でも教育関係の投資が増えているから、この財政規模、引き上がっているんだと、こういう説明になっているわけでしょう。それはニーズがあるからで、私たちもこれは教育環境はね、条件整備は大事な仕事だから、きっちりやっていただきたいと思いますが、これは23区でこの要望書がね、7年度のものが予算を十分確保するものというふうになっていたのは、じゃ、この時点で増やしてくださいという表現になってなかったのは、これは何でなんですか。

それと、それともう一つはね、この学校施設環境改善交付金に関わって2024年度から断熱化工事とかね、ごめんなさい、空調設備の整備臨時特例交付金というのは別建てになって、これは断熱化改修は後回しでもいいですと、どうぞお使いくださいとなって、体育館のね、空調を入れるのに全国に使ってくださいって話になっている。文京区はスポットエアコンを入れてきていて、その残っているのはいくかって私たちも聞きましたけどもね、早く取り替えたほうがいいと思うんだけど、そういうふうなことになって、国の財政的な仕組みの中では体育館の空調も本格エアコンに変えられる仕組みがずっと進んでいると。

東京都の財政については、補助については情報収集して適切に対応していただくことに総括でなりましたのでね、それは御対応お願いしたいんだけど、国のそういう方向性を見ながらですね、空調のお金などもしっかり使っていくということも必要なんじゃないかと思うんだけど、全体を増やすと、国のこの学校施設環境改善交付金をね、ただ増額すると、明確にですね、今後もしていただきたいというふうに、これ、最初のお話に戻っちゃうんだけど、いただきたいと思うんだけど、どうですか。

○山田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 学校施設環境改善交付金でございますけれども、こちらは学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、公立学校の施設整備に要する経費の一部を国庫負担にて補助する交付金となっております。

先ほど御説明ございましたけれども、区ではこれまでもですね、空調改修工事等、様々な工事におきまして当該交付金を活用してございます。ですので、今後とも当該補助金を活用しまして、空調改修については努めていきたいと考えてございます。

○山田委員長 金子委員。

○金子委員 じゃ、私は改めて、この義務教育のね、文京区が設置している学校の施設改修、改築もね、ずっと続くわけで、この公立学校の施設整備負担金、これ、前、実制度で報告があつて、使い方についてはいろいろ議論があつてね、なかなか使い勝手がよくないという話も分かっていますけども、分かりましたけども、基礎自治体にこういう学校整備の金がきちっと入ってくるように増額をね、求めるべきだというふうにお願いをしておきたいと思いません。

それはなぜかというところでですね、新年度の国の文部科学省の予算というのは、それは確かに増えているんですよ。5兆8,000億円ですからね。ただ、防衛関係経費、防衛省予算というのはね、それをもう超えちゃっているよね、今ね。だから大軍拡というような言葉を私たち

使って、それはいかなものかというふうに言っておりますけども、それは5年間かけて防衛関係経費が43兆円増やすって話に、それはもう見まがうことなく大軍拡なんですね。

教育の予算が、実際に来るのが十分確保するというので、これ、増やしてもらわないと困るというふうに自治体が言わなかったらですね、やっぱり国の今のお金の使い方というのはそういうことですから大変危惧しておりますけども、ここの学校施設の整備のお金というのをきっちり増やしていただくというのを国にお願いをするよう、これは強く求めておきたいと思います。

○山田委員長 よろしいですね。

それでは、のぐち委員。

○のぐち委員 129ページ、特別区競馬組合収益配分金と特別区競馬組合剰余金配分金並びに東京都競馬株式会社株式配当配分金についてお伺いをいたします。

○山田委員長 そこまで行ってません。

○のぐち委員 え。

○山田委員長 それ最終。

○のぐち委員 129ですよ。

○山田委員長 まだ行ってないです。

（「私、手を挙げました？」という人あり）

○山田委員長 挙げてましたね。さっきね。

それでは海津委員。

（「手を挙げるのが早かった」という人あり）

○海津委員 ありがとうございます。教育委員会、この間、総括質問したときに、教育委員会の施設について、学校施設についてお尋ねしました。教育委員会はユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備をしていると答弁されました。しかし明化小学校の階段は、メインの階段は手すりが片側のみです。また、柳町小学校では、車椅子の児童が集団の動線とは別の遠い場所にあるエレベーターを使わざるを得ません。

そこでお伺いいたします。明化小学校の階段手すりが片側のみである設計を、教育委員会はユニバーサルデザインとして適切だと評価しているのですかということが1点目。

2つ目、柳町小学校のエレベーター動線によって、車椅子の児童はほかの子どもと同じ動線を使えず、毎日長い距離を移動することになります。それで現状は、子どもの現状をですね、この現状を子どもの最善の利益にかなう設計だと考えていらっしゃるのか。ぜひ学校の

設計についての観点から明確にお答えください。

○山田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 まず、明化小学校の階段についてでございます。こちらにつきましては、当該階段につきましては単なる通行としてだけではなく、発表などの場としても使用するという趣旨で設計をしております、児童の様々な学びの場として活用していくために片方に手すりを設置したというものでございます。

一方の柳町小学校のエレベーター等の位置でございますけれども、こちらにつきましては、学校施設の改築に伴うですね、諸室や整備の配置につきましては、ユニバーサルデザインの考え方に基きまして、障害の有無に関わらず利用者が円滑にできるように配慮してございます。

そういう意味ではですね、柳町小学校の改築におきましても学校運営上の安全面や災害時の危機管理など多角的な視点から適切に対応してまいりまして、児童の安全等、危機管理の観点でしたり、あるいは併設する認定こども園等々の利用も含めた総合的な判断によりましてエレベーターを配置しているというものでございます。

○山田委員長 海津委員。

○海津委員 まず1点目ですけども、明化小学校が発表の場であるからといって、片側だけの手すりでもいいはずがありません。例えば左側が、もし登っていくときに、左手が不自由な人がいたら、もう上れないわけですよ。それから発表の場にも参加できなくなるかもしれない。なぜ、そうしたことが発表の場であるからデザイン上ですか、そのところに左側に手すりを、片側だけしか手すりをつくれなかったというのは、どう考えてもバリアフリーからの観点からも、ユニバーサルの観点からも違うと思います。もう一度、明快にお答えいただきたいことと。

あと、ユニバーサルデザインという認識をもう一度、区として御説明いただけますか。ユニバーサルデザインとは、文京区が目指しているユニバーサルデザインの考えを今、ユニバーサルデザインのガイドラインをつくっていると思うんですけども、その観点から御説明いただけるとありがたいんですけども、いらっしゃいますかね。

○山田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 明化小学校の階段の手すりについてでございますけれども、公共施設の設計につきましては高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、いわゆるバリアフリー条例をはじめとし、関係法令に合った形でしっかり行ってございます。

バリアフリー条例におきましては、階段に手すりを設けることが示されてございまして、学校施設の設計につきましては障害の有無に関わらず、利用者が円滑に利用できるように配慮していると認識してございます。

また、ユニバーサルデザインについてでございますけれども、都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドラインによりますと、ユニバーサルデザインはできるだけ多くの人にとって快適な環境とするため、初めからあらゆる方法でバリアを生み出さないようにするものという考え方というふうに認識してございます。

○山田委員長 海津委員。

○海津委員 今、とてもショックを受けてしまったんですけど、ユニバーサルデザインが、まず、動線を障害の有無に関わらず、動線分けないということが基本中の基本なんです。それに比べて今、おっしゃっていることは違うだろうということをまず1点申し上げておきます。

それからバリアフリー法にかなっていると言いますが、これ、最低の基準なんですよね。片側に階段を設ければいいというものではなく、バリアフリー法の最低の基準を満たしていればいいということではないはずなんですよね。

例えば特定の子どもだけが毎日、エレベーターがないために長い距離の移動を強いられて遊びや休息の時間を失っても、それは文京区の言う子どもの最善の利益というのに合致しているんですか。お答えください。

○山田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 こちらですね、例えば垂直移動に配慮を必要とする児童、そういう方がいらっしゃった場合につきましては、学校での生活となる教室をエレベーターの近くにするなどですね、障害の有無に関わらず、全ての子どもたちが快適な学校生活をこれにより行うことができるような、学校全体での教育環境を整えていきたいというふうに考えてございます。

○山田委員長 海津委員。

○海津委員 例えば新しい学校じゃなくて改修するとか、今、現存している学校に対して、そういう方が入られてきたときには、そうした教室移動とかはあり得ると思います。でも、建て替えですよね。建て替えのこれからの新しい学校の中で、なぜそんな遠回りを強いるようなこととか、片手だけ、片側の手すりなんていうことが、もう当然のように、子どもの最善の利益をこれからつくろうとしている区が言えるのかというのがすごくショックです。教員の付添いなどを運用として対応するというふうにさっきの答弁にも言われましたけれども、

それって運用を受けるために子どもが毎回許可を受けたり、大人の手を借りなければ移動できない業務状況そのものが、子どもの自尊心や傷つけるという指摘はあるわけですよ。そうした認識は持たれてないんですか。不平等を前提とした管理で、真っさらな、真っさらなところからですよ、ゼロからつくれる学校設計で、それをする、しようとする文京区の考えをもう1回整理して教えてください。

○山田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 ユニバーサルデザインはですね、障害を持つ方だけではなく全ての方にとって使いやすい計画とすることが求められていると認識してございます。先ほど申し上げた都立のガイドラインによりますと、建物に入る外部の動線は誰もが同一経路にですね、通れることとなってございますが、内部についてはですね、分かりやすい誘導、あるいは円滑な垂直移動手段の確保が求められてございます。そういう意味では、こういった計画に基づいてございますので、適切なものであるというふうに認識してございます。

○山田委員長 海津委員。

○海津委員 外部だけじゃないですよ、移動は。中も同じように動線を分けずに移動ができるように。例えば元町ウェルネスパークなんかは、そこにのっとなってきちっと動線を分けないように、階段の横にエレベーターを設置していきなりして、きちっとユニバーサルデザインを担保しています。なぜ、ここだけがこんなことになってしまい、今の学校施設の担当のところが、その認識でいらっしゃるということ自体が非常にショックです。

これ以上言っても今のところはあれだと思しますので、もう一度アップデートしたユニバーサルデザインの認識を持っていただいて接見に臨んでいただきたいと思います。建物はですね、子どもの最善の利益を掲げる文京区がつくる子どもの権利条例をしっかりと形にあらわしているものですので、区民の方々に文京区は子どもの最善の利益を決して障害の有無で分けないということが分かる設計に努めていっていただくことを要望して終わりにします。

○山田委員長 以上で、14款国庫支出金及び15款都支出金の質疑を終了させていただきます。

続きまして、16款財産収入から21款特別区債までの質疑に入ります。事項別明細書の118ページから143ページまでの部分になります。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、16款から21款までの御説明をいたします。

118ページをお開きください。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入3億8,723万9,000円、2番、土地貸付収入の（1）総務部、大塚四丁目の都市土地貸付による増でございます。

2目利子及び配当金8,851万5,000円でございます。

120ページをお開きください。

2項財産売払収入、1目物品売払収入711万円、土木部の車両売却の皆減による減でございます。

2目不動産売払収入6億8,171万円、1番、建物売払収入、旧区立根津一丁目住宅建物売払による皆増でございます。

122ページをお開きください。

17款繰入金、1項繰入金、1目基金繰入金200億3,761万3,000円、1番、財政調整基金繰入金80億2,000万円、当初予算の歳入不足を補填するための繰入れでございます。

続けて4番、学校施設建設整備基金繰入金76億4,000万円、柳町小学校・柳町こどもの森等改築や小学校・中学校の学校施設快適性向上の事業に充当するための繰入れでございます。

続けて6番、区民施設整備基金繰入金42億9,000万円、文京白山の郷大規模改修工事や公園再整備事業に充当するための繰入れでございます。

続けて8番、森林環境基金繰入金5,661万7,000円、カーボンオフセットクレジット購入やシビックセンター2階の戸籍住民課窓口来庁者スペースリニューアル及び男女平等センターの改修工事等に充当するための繰入れでございます。

続いて、2目特別会計繰入金8,888万9,000円でございます。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金20億円でございます。

124ページをお開きください。

19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金850万円でございます。

2目加算金1,000円でございます。

2項特別区預金利子、1項特別区預金利子1,205万2,000円でございます。

3項貸付金等元利収入、1目国民健康保険高額療養費貸付金返還金10万円でございます。

126ページをお開きください。

2目介護保険高額介護サービス費貸付金返還金10万円でございます。

3目生業資金貸付金元利収入46万1,000円でございます。

4目女性福祉資金貸付金元利収入2,000円でございます。

5目奨学資金貸付金返還金804万4,000円でございます。

6目入学支度資金貸付金返還金138万1,000円でございます。

7目災害援護資金貸付金元利収入2,000円でございます。

128ページをお開きください。

4項受託事業収入、1目民生費受託収入9,688万円、1番、保育園受託収入、実績見込みによる減でございます。

2目衛生費受託収入1億3,297万5,000円、1番、予防接種受託収入、四種混合ワクチン接種者数の見込みによる減でございます。

3目土木費受託収入2億2,174万5,000円、4番、公共下水道枝線整備費収入、施工規模による減でございます。

5項収益事業収入、1目競馬組合配分金6億8,543万3,000円、1番、特別区競馬組合収益金配分金、実績見込みによる減でございます。

130ページをお開きください。

6項雑入、1目弁償金13万6,000円でございます。

2目納付金7億3,451万8,000円でございます。

3目違約金及び延納利子3,000円でございます。

4目、管理費受入1億6,807万9,000円でございます。

132ページをお開きください。

5目滞納処分費1,000円でございます。

6目雑入12億3,630万4,000円、137ページの46番、デジタル基盤改革支援補助金。システム標準化対応の進捗による減でございます。

138ページをお開きください。

下段から、20款寄付金、1項寄付金、1目一般寄付金3億7,420万5,000円、1番、一般寄付金、141ページの（7）一般寄付金、ふるさと納税の実績見込みによる増でございます。

140ページをお開きください。

2目指定寄付金2,927万8,000円、1番、指定寄付金の（4）子ども宅食プロジェクト寄付金、実績見込みによる減でございます。

21款特別区債、1項特別区債、1目総務費11億円、1番、シビックセンター改修費、シビックセンターゴンドラ更新工事及びシビックセンター議会フロア改修工事によるものでございます。

2目民生費38億円、3番、本駒込二丁目土地取得費及び4番、大塚四丁目土地取得費及び

5番、根津二丁目土地取得費によるものでございます。

142ページをお開きください。

3目教育債21億円、1番、柳町小学校・柳町こどもの森等改築費、改築工事によるものでございます。

土木債は、元町公園整備費による皆減でございます。

16款から21款までの説明は以上でございます。

○山田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。昨日も伺ったんですけど、ふるさと納税に関するところで、昨日は流出の抑止のお話を聞かせていただいたんですけど今、御説明で今年のふるさと納税の収入の見込みは2億7,000万円、一般寄付金のところという御説明がありました。昨日の品田委員の統括質問で、ふるさと納税寄付のほう、これは見込みを入れて4億1,600万円で、合わせて大体7億円ぐらい入ってきているというのがあったんですけども、これに関して今、ふるさと納税寄付のほうは何か年々すごく伸びていまして、遺贈文化醸成事業とかもやっていますし、これからも伸びていくと思うんですけども、返礼品に関して、今、何か取り組まれていることとか、新たな手法とかがあるのであれば教えてください。

○山田委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、委員からお話ありました令和7年度については、大学寄付の対象の大学が拡充されたということと、遺贈寄付の文化助成事業ということを新たに始めたというところでございます。今時点で8年度、新たに始めるというメニューがもう明確に決まっているものがあるわけではないんですけども、これまで取り組んできたものと同様にですね、区の魅力、地域の活性化に資するような取組ということは今後も進めてまいりたいと考えております。

○山田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。それでですね、23区は流出が大きいということで、ほかの区がどんな感じなのかちょっと調べてみたんですけども、ふるさと納税の収入が23区で一番多いのは品川区でした。品川区は、ふるさと納税寄付とふるさと納税、合わせて約27億円、これ、令和6年度で入ってきているんですけども、ふるさと納税寄付に関しては3,941万円だけで文京区よりはるかに少ないんですよ。返礼品のほうは26億7,800万円ということで結構大きいんですけども、令和5年度、前の年は2億6,125万円しかなくてですね、一気に10倍ぐらいに伸びていまして、何なのかなと思って調べたんですけども、やっぱり高

額の物が売れている。品川水族館の夜間貸切りが90万円とかですね、そういうものが結構売れているみたいで、あとは何かゴリラの一つかみという、ふくらはぎのマッサージ機が売れているそうなんですけれども。

何が言いたいかというと、寄附は順調に伸びているので、返礼品も品川区、1年間で25億円も収入が増えていることを考えると、文京区においても何かヒット商品みたいなものを売り出せば、ここが飛躍的に伸びるんじゃないかなと思っているんですね。

例えば高額のものというのであれば、例えば東京ドームで野球ができる100万円とか、額が大き過ぎると売れないんじゃないかと思っても需要はこの品川区の90万円の水族館貸切りというのを見るとあると思うので、その辺の検討をぜひ進めていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○山田委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、文京区の返礼品の中で人気があるものということで申し上げますと、椿山荘の宿泊券あるいは東京ドームホテルの宿泊券、それから東京ドームのディナーですね、こういったものが割と人気なものがございます。それから出版社のほうでの歴史の本ですとか漫画の本ですとか、そういったものも最近人気が出てきているところでございます。

今、委員からございました東京ドームで野球ができるようなのはいかがかと、そういったものについてはですね、今、返礼品の開拓については令和6年度から委託事業者のほうにお願いをしているところですけども、定期的な打合せの機会がございますので、こちらからも提案をしながら事業者と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

○山田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。今、宿泊券とかディナー券とかという金額の割と高いものをお示しいただいたんですけども、これ、さっき話した品川水族館の90万円の貸切りはですね、1名から50名まで御利用いただけますというふうになっているんですね。そうすると分かりやすく100万円と計算しても50人でいくと1人2万円、単純にいくと、というふうになるんで、少人数で利用できるものではなくて、さっきお話しした東京ドームなんかは何十人という単位で利用できる返礼品になるので、そうすると金額の高いものでも需要が出てくるのかなと思いますので、ぜひそういうヒット商品を生み出していただければなと思いますのでよろしくをお願いします。

○山田委員長 続きまして金子委員。

○金子委員 最初にですね、129ページの競馬組合とかの配分金については、意見留保という

ことは従来どおりであります。質問は122ページの繰入金と122ページの繰越金のところで聞きます。これの入繰りについては総括なども聞きましたので、それ前提としてですね、聞くわけでありませうけれども、令和7年度の決算需要見込みは60億円だとね、だから繰越金にあと40億円、新年度が始まると年度中に補正されて、60億になりますよという見通しだということですよ。

ただ、その分は繰入金との関係ではね、取りあえず留保財源がそこでは数字上、出てこないから、繰入金はやっぱりこれ、総額で財調と学校と区民足すと約200億円ですけど、200億円繰り入れる必要だと、これ、こういう予算になっているわけですね。2月の、この間の補正予算の審議のときに上ぶれ分というのを聞いたんですね。上ぶれ分で代表的なのは特別区交付金だと思ったんで、実績、聞きましたら大体7億円から、私も調べて、課長さんもおっしゃってたんですけど17億円ぐらいまで、例年ね、幅があつて、ざっくり10億円ぐらいかなというふうに私は思いましたけれども、それぐらいはある意味、お認めになっているわけだというふうに思います。未来のことは分からないということだと思いますけども。

それでもう一つね、ちょっとこれ、今日聞きたいのは、先ほどもちょっと話題に出ていましたけども、じゃ、こういう当初予算を立てたときの安全率というのはどのように考えるのかと。これ、安全率はね、結局、歳出で言えば小さく計上しておこうと、先ほど株式譲渡の交付金のところで安全率が15%というような御説明があつて、なるほどねと、そういうふうに、それが過少なのかどうかはちょっと別にしてね、数字を小さくして当初見込んでいるわけですよ。

今度、歳出で、歳出のほうは分かりやすいですよ。足らなくなっちゃ困るから少し多めにというのは安全率。このね、歳出の安全率というのはね、私ね、何度か耳に委員会で、議会で聞いてきた。令和3年の区民税を質疑したときに普通徴収のほうの安全率は1%だというふうに言っていたのね。ただ、それは普通徴収って当時100億円ぐらいだったので、1億円からそのときはね、8,000万円ぐらいで収まっていますという答弁だったです。今年の場合、140億円だから、普通徴収はね、だから1.4億円と、ぐっと増えてくるんですね。それから、さっきの株式譲渡割交付金みたいなのも15%になる。

それからね、かつてね、これね、令和4年度ぐらいのときにコロナのときに子ども向けの給付金事業を急遽やることになって、そのときに安全率はね、予算その項目で、全体ですけども当時1.1倍で歳出経費を計上しておりますと、これが議会の答弁なんです。じゃ、10%というのはね、ちょっとそのときに、お？ と思いましたが。

それで聞きたいのは、結局ね、歳出歳入でどれぐらいの安全率というのを全体として見込んでいるんですか。例えばね、簡単なんですよ。歳出歳入で1%ずつって見込んだら1,604億円ですから、結果終わったら32億円、譲与が増えるということになるのね。もし歳出歳入で2%ずつだったら46億円ということになるんですよ。まあ、正確に当初計上は見積りしておりますという答弁がよくあると思うけれども、ぴたぴたということはないと思うんですよ。だから、この安全率というのは全体として何ポイントぐらい、歳出歳入それぞれ見込んでいるんですか。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 まず歳出からですけども、歳出事業につきましては約1か月以上かけ、1か月ぐらいかけまして、もう朝から晩まで全事業を全て見て確認をしております。それぞれの事業について、その安全率を一律かけているわけではなくて、各事業それぞれの担当課から、例えば見積りも1社じゃなくて複数の見積りを出してもらって、そこから、それぞれの項目を私が全部見て、これは要る、要らない、そういったところから予算を計上し、あくまでも無駄にならない余りを、結局、予算が余ってしまうと2月補正で減額しないといけないので、そういったところで歳出を組んでおります。

一方で歳入につきましては、基本的には地方自治法に歳入見込みのやり方が書いておまして、これは大きな考え方ですけど、現在の経済の状況に即応して、しかもあらゆる資料を見て予算を立てよと、そういうふうな大きな前提があります。その上で過去実績を見て、やはり歳入が当初予算で見込んだよりも2月補正で割れてくると、それはちょっとやっぱり過大に見込みすぎたんじゃないか、楽観的に見たんじゃないかというところにつながりますので、まずは余りにも楽観的にならないような歳入見込みを立てつつ、東京都が出すフレームですね、それを参考にやりつつ、しかも株式等譲渡所得割交付金、あれが一応代表的なものですけど、やっぱり経済の状況に影響される大きなものについては一定の安全率を見て、若干、先ほど申し上げたとおり普通に計算すれば財調フレーム、都の下側で言えば28億円になるんですけど、そこまで見込むと2月補正で減額補正の可能性があるので、一旦15%まで落としているというふうな状況になります。

ただですね、全体的に言えるのは歳入については積極的に見ているというか、なるべく正確に見るようにしています。その理由の大きな一つとしては、結局、その歳入をきちっと見ていかないと基金のお示ししている8年度末残高、あちらに影響してくるんですね。結局、歳入をちゃんと見込まないと8年度末残高が減少してくる傾向になりまして、そこは一定、

今まで基金残高を課題として捉えている中で、歳入を低く見るというのはちょっとやっぱり財政課としては若干、ちょっと方向性が違いますので、結論、適正に見込んでいるところとなります。

○山田委員長 金子委員。

○金子委員 まあ、しかし、終わってみたら上ぶれとか、1%とかね、1.5%ぐらいでも30億とか40億ぐらいになるわけですよ。だから少なくともですよ、今度の当初予算で繰入金かね、3つの基金で200億円、繰り入れる見込みながらね、これはそっくりそのまま、これ、貯金がなくなっちゃうんですというわけでは、それもさらさら、さらさらと言わなくてもいいけども、全くそういうわけじゃないと。少なくとも皆さん、答弁でいけば財調基金で弾力的に、そこで吸収しているんですというわけだから、その学校基金と民設基金はね、全部不落随契でぴったりいきますっていうわけじゃないと思いますけども、でも、財調基金のところだけで見てもね、先ほど1%ずつの歳出歳入の安全率で32億円って言ったでしょう、ね。合わせると、1,604億円だから2%分で、そういうことになるんですよ。

だから、財調基金が80億円、当初で繰入れたといっても、これは貯金がなくなっちゃったというわけじゃないんですよと、いきなりね、新年度に入ったら。それはよくね、区民以外にもね、分かるように説明しておく必要があるというふうに思います。よく予算審査特別委員会やっている間に3月15日のだと思っただけで区報が出てきて、基金繰入れは何百億円で、財政の見通しは楽観視できないと、やっぱり書いてあるんですよ。でも、そういうわけじゃないと、80億円ということ言えばね。それはね、そういうふうに指摘をしておきたいと思います。

最後にちょっと1点だけ。この財政見通しを考えると、基金200億円繰り入れるというんだけど、同時にですね、決算ときに出てくる振興会計の貸借対照表見るとね、現金預金というのが大体この間の年度末でいくと現金、要するに現金のところであって、136億円というのが書いてあるんですよ。私、前、聞いたことがあって、令和5年度末のときは現金預金が200億円あったというふうに答弁をね、会計管理者の方に聞いたことがあるんだけど、この基金の残高と、それから現金預金の残高というのは、この貸借対照表で言えば同じ表に出てきているわけなのでね。現金のこの年度末の残高というのは基金とは別にあると、そういう理解でいいと思うんだけど、また、同じ資産の部に計上されているんですよ。基金も現金預金もね。だから基金とは別に現金が、最新の昨年度の資料でいうと136億だけでも、これは基金と別という理解でよろしいですか。

○山田委員長 宇民会計管理者。

○宇民会計管理者 基金と別の現金ということではありますけれども、基本的に国庫等補助金等が年度末に入るというところもありまして、お金の流れとして、その時点でこの金額がその時期、切り取るとあるといったような状況です。その後、年度が変わって支払い等でそれがどんどん減少していくと、そういう動きになっていくものでございます。

○山田委員長 金子委員。

○金子委員 最後にどんどん減少しているというけど、入ってくる分もあるわけでしょう、現金でね。いろんな保険料とか、それこそ国税とかね、入ってくるものはある。冒頭に言ったのが答弁なんです。基金とは別ということですけどって言った、だから別なんです、これ。同じ資産のほうに並んでるんですから。

区の財政状況を説明するときに、現金の在り高までね、私が勤めてたような中小企業と違うんで言う必要はないとは思いますが、ただ令和5年で言えば200億円なんでね、年度末が。そういうのも含めてですね、財政状況というのはよく見てですね、必要なニーズについてはきちっと見積もって、量出制入ということですから施策を展開していただきたいというふうに思っております。ここは以上です。

○山田委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 それでは129ページ、改めまして特別競馬組合収益金配分金と特別区競馬組合剰余金配分金と東京都競馬株式会社配当金配分金についてお伺いをいたします。

まず、前年減ということでありましたけども、特別区競馬組合収益金配分金というところは、いわゆる皆さん御存じのとおり、文京区は2号でございますから2号交付金をもらっているわけでございます。2号金と5号金と6号金で合ってますかね。ちょっと課長がいないと。いたいた、うそうそ。

1号金は大井、品川区が持っているところで3億円もらえるんですけども、2号交付金というのは場外発売設置区に当該年度の売得金額に応じた金額がもらえて、文京区と港区だけです。で4号、5号につきましては市区町村にそれぞれ分配が得られるわけでございますけども、文京区は御存じのとおり、黄色いビルがあって、それによって7,000万ぐらい得られているんですけども、実際にこの金額について、どのように区は有効的に活用されているかということで、これ、別に目的があるわけじゃないので一般財源に入ってしまうかと思うんですけども、どのようにお使いになっていらっしゃるようになっているのか、教えてください。

○山田委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 こちらの競馬組合等からの分配金につきましては、おっしゃるとおり一般財源ということで、入ってきた時点では目的はないということなんですけれども、直近で申し上げますと公園の整備ですとか細街路の整備ですとか、例えば防災センターの運営ですとか、あとはですね、バリアフリーのまちづくりといった、道づくりですね、といったようなところで活用させていただいているのが直近の状況でございます。

○山田委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 本当に設置して、いろいろ住民の皆様にご協力いただいているからこそ、このような収益があるので、それをぜひ有効活用していただきたく思っております。

特別区競馬組合剰余金配分金につきましては、23区が持っている特別競馬組合の収益金を23区で割って、これ、令和元年では1億円ぐらいだったんですけれども、もっと昔の資料で出すと平成23年には2,000万円とか、平成20年には1,000万円ぐらいだったんですが、平成28年から1億円を超えるようになってきて、それから令和2年ぐらいから2億、3億とどんどん増えていって、これ、予測見通しで6億円なんですけれども、これ、7億円、8億円に増え続けるような見通しというのは今、どのように持っていらっしゃるのかというのを、その数字がもし、お持ちでいらっしゃったら教えていただきたいんですけれども。

○山田委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 競馬組合全体の売上げということで申しますと、令和6年度、それから令和7年度、まだ終わっておりませんが、いずれも2,000億円を超えるような見込みということで右肩上がりという状況もございますので、この傾向が続くということであれば、この今、分配金6億円というところなんですけれども、この辺りも変化が出てくるのかというふうには思っております。

○山田委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。こちら23区で財政に寄与するために持っている競馬でございますから、この金額に関しても有効利用していただきたいというふうに思うんですけれども、その有効利用の活用方法につきましては昨年の予算審査特別委員会で、田中としかね委員と、それから高山泰三副議長がですね、いみじくも次ですね、東京都競馬株式会社株式配当金配分金のところに合わせてですね、東京都競馬株式会社の株について御意見述べていらっしゃいまして、大変参考になるというか、よいことであつたんですけれども、実際に特別区の競馬組合というのは箱物を借りているわけで、大井の視察に私たちも1年に1回お

邪魔しておりますけれども、あそこの上で競馬をやっている、その分配金が今、言った数字いただいているんですけども、それを土地を持っているのが東京都競馬株式会社なんですね。

東京都競馬株式会社ってこれ、すごい組織でありまして、実際に伊勢崎オートレース場とか、それから東京サマーランドとか、それから商業施設でショッピングモールのWIRA大井とか、WIRA大森とか、それから倉庫も持っているということで、東京都が最大の出資者になっていて、30%の筆頭株主であると。特別区の競馬組合が14%持っていて、この株式を譲ってほしいというふうにずっと陳情を出していたんですけども、ずっと断われ続けているので、平成29年からもう言わなくなったと、特別区長会が、要するに東京都にお願いしても全然もう駄目なので言わなくなったということなんですけども、もう10年ぐらいたってきますから、そろそろ、この東京都の競馬会社にですね、やっぱり特別区でもうちょっとやっぱり株の譲渡をお願いするようにしていただきたいなというのを言っていただけないかというのが1点と。

それから、どうせ言ったところでくれませんから、金のなる木は、絶対に東京が手放すわけないので、実際この東京都株式会社の株を買うというのがいいんじゃないかなというふうに思っています。本当に昨年の予算審査特別委員会でこの発言がありまして、今、株価が5,800円ぐらいで、実際にはですね、時価総額でいうと1,600億円ぐらいになるんで、ちょっと全部買うのはなかなか難しいんですけども、いわゆる配分金の6億円を文京区だけでも充当して行って、せっせと買い続けるというのはいかがなものでしょうかという話でございます。

実際にその文京区が買って行って、これ、非常に優良物件だと思うんですね。実際に東京都競馬株式会社というのはリニューアルもするというので、いろんなところにも持っているし、そもそも大井競馬をリニューアルプロジェクトが2030年度以降あるというのが昨年の12月に発表されて、アリーナをつくるであるとか、それから市原市にトレセンを移動して販路も備えてしっかりやっていくというふうに、随分このイメージアップであったりとか、お金の収益構造を変えていこうということでやっていたりすると思うんですけども、そもそも論のやっぱり土地を買うというところで、ぜひ東京都競馬株式会社の株の取得について、ちょっと進めていただきたいと思うんですがいかがでしょう。

○山田委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、委員からお話がありましたとおり、東京都競馬株式会社の株式というものについては、もともと各区が持っていた株式を昭和61年にトゥインクルレースが始まった

という、この辺りを機にですね、無償で組合に譲渡して集中化をして、株主としての発言権強化を図ったという経緯があったというところがございますけれども、その後ですね、おっしゃったとおり、東京都のほうへの陳情ということで29年度が最後ということになっておりまして、その後はそういった動きは起こっていないというところなんですけれども、文京区が独自で買ってというようなことは、この23区共同の事業というところから考えますとなかなか動きとしては難しいというふうには考えますけれども、最後の陳情から10年近くがたっているという状況がございますので、今、この状況をですね、各区がどのように考えているのかというようなことについては、機会を捉えてですね、各区の情報を確認したりですとか、そういうことはできるかと思っておりますので、その辺りから進めていければというふうに捉えているところがございます。

○山田委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 思ったより前向きな御答弁があったかなと思っているんですけども。

（発言する人あり）

○のぐち委員 ぜひ、ぜひやっていただきたいというふうに思うんですけど、今、総務課長おっしゃったようにですね、でも実際に本当に時もたち、それからいわゆる環境も変わってきてですね、T C Kを取り巻く環境も随分変化をしてきて、収益構造も変わってきて、これから本当に右肩上がりであろうというふうに思われている中で、やっぱり自社株買いじゃないんですけど、特別区23区でもやっぱり東京都の競馬株式会社の株の買い進めであったりとか、そもそもT C Kに買取りを進めてもらうであるとかをしていくことは、とても大切なというふうに思っています。

その部分におきまして、いわゆるこの配当金の金額で1,400万円ぐらい入ってくる部分だけを毎回報告いただくんですけども、ではなくてやっぱり、ここの株の数をどうやって増やしていくのかというのも戦略的に立てていただきたいなというふうに思っているんですけども、かなり前向きな御答弁いただいたので、逆にもう聞かないほうがいいなと思うので、これで、その答弁で終わりにしていただきたい思っています。ぜひよろしくお願いします。

続きまして141ページ、1番、日本中央競馬会地域貢献寄附金ということです。J R A、日本中央競馬会はですね、環境整備事業としてずっとこれを39市区町村ぐらいに配り続けているんですけども、今年の2月22日の報道発表で26年から用途について限定しなくていいよということを書いてくれたんですね。それが随分、報道各社でもですね、取り上げられまして、実際にこの6,800万円ぐらい、いわゆる全国39の市区町村にしか配られてない金額なん

ですけれども、これ、どのように使っていくお考えなのかというのを教えていただきたいと思っています。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 すいません。ちょっとすいません、今の情報については、まだすいません、ちょっと把握できておりませんで、今後早急にちょっと確認をしていきたいと思っております。

○山田委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 すいません。どこの部分が把握できてない。使途撤廃のやつか。ちょっとそれ、くぐっていただければですね、出てくる。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 すいません。使途の使い道が一般財源化されて、どこに使うかというところの検討がちょっとまだできてないと。

○山田委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 分かりました。本当にいわゆる環境整備事業として今までやってきた部分でもらっていたお金なので、大きく逸脱する必要は全くないかなとは思いますが、せっかくなので自由に使ってよというふうに中央競馬会が言っているわけですから、何か皆さん、年度ごとにお金が変わってもですね、何か有効活用をしていただきたいなと思いますし、何か今、直近でこれに使いたいというのが出てくればちょっと教えていただきたい。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 基本的にはやはり区民の福祉向上につながるものに使っていききたいと思っております。

○山田委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 それで困ってたらですね、やっぱり株の購入に充てるというのがいいんじゃないかなと思いますので、これ、ぜひやっていっていただきたいなというふうに思っております。

すいません、以上です。

○山田委員長 それでは山本委員。

○山本委員 122ページの基金繰入金ということで、ずっとですね、基金のほうはちょっとこのところですね、だんだん目減りをしているということで、緊急的なときに使うお金がだんだんと減っているということでちょっと心配をしております反面、いろいろと税金が還元される政策を積極的にどんどんしてほしいということも言っていましたので、その辺

のアクセルとブレーキで非常に申し訳ないというか、質問もしづらいところなんですけれども、過去の数字上ですけれども、予算における基金の割合というところでちょっと観点をしてみますと、平成4年のときにはですね、大体、年間の一般財源とほぼ同じぐらいの700億円前後の基金があった、もう大分30年以上前ですけども、ということになりました。その後はいろんな経済情勢等で基金が大分底をつきかけたということで、様々な取組をされたということでございます。

喫緊では今年度から新たな一般財源各部枠ということで、職員の様々な提案をですね、積極的に取り入れて予算化をされているということでございますけれども、その辺の今後のですね、基金の、獲得に確保につきましてはどのように考えているのかということと、あとも何か財政指標等があれば教えていただきたいんですけども、年間の一般財源に対する割合が多分もう5分の1とか6分の1ぐらいに基金が落ち込んでいるような、一般財源がどんどん増えているんで1,600億円ということなんで、そういうふうな割合で見ると、かなりちょっと心もとないのではないかとこのところもあるんですけども、その辺はどういうふうにやっていくかということをお聞きしたい。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 委員おっしゃっていただいたとおりですね、総基金残高の減少傾向は一定の課題と捉えております。ただ一方で御承知のとおり、直近では食料品等物価高騰対応給付金、こちらも一般財源、約7億円を投入して、区民を物価高騰から守るための取組を進めているところです。

歳入につきましては、やはり特別区税はもちろんですが、併せてやはり財調、特別区特別交付金、こちらの獲得にやはり今後も力を入れていきたいと考えております。各部と協力しながら、いろいろなアイデアを出して東京都に申請し、それが算定につながるように取り組んでいきたいと。

それからもう一つ、歳出面ではやはりスクラップ・アンド・ビルド、こちらにも力を入れないといけないと考えております。なかなか今年度の当初予算を見ましてもスクラップしている事業はなく、ただ一方で事業の見直しとか特定財源の獲得、そちらについては幾つかの事例があるんですけども、完全に大きなスクラップというのがなかなか出てこないもので、そこら辺については関係課ともちょっと協力をしながら真に必要な事業となっているかどうか、そういういったところもチェックをしていきたいと考えております。

○山田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ努力をお願いしたいということと、必要などころにはしっかりと予算をつけていただきたいということで、過去にはあったんでちょっと確認のためにお聞きしますが、マイナスシーリングなどもですね、よもや考えなきゃいけないような状況が来るのかどうかだけ、ちょっと教えて、感触を教えてください。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 今現時点では量出制入という考え方で、やっぱりやるべき事業を先に考えて財源を充てるという考え方になります。ただ一方で、他自治体を見るとやはり財政危機に陥ってくると、逆に財源を考えて事業を考えるというふうな流れになってきますので、そういったことにならないよう、きちっと取り組んでいきたいと考えております。

○山田委員長 山本委員。

○山本委員 続きまして、135ページの32番の区市町村振興協会交付金というところですが、宝くじのほうでですね、いろんな自治体に対する助成制度があるというところなんですけれども、その中の一つに、あえてお祭りということでは書いてないんですけども、そういった備品等々ですね、助成金があるということで、もう何年もたっております。これ、制度の性質上ですね、毎年やるということは、こちらからも言えないし、お願いすることできないということですが、実際にはずっと毎年やっているということで非常にいい制度だなというふうに思っておりますが、直近の例えば御神輿の例えば修復等ですね、今年度7年度の実績等どれくらいあったのか。

あと、申請するに当たって非常にハードルが高いというか、非常に細部にわたって細かな審査等々があると聞いておりますけれども、その辺の申請件数に対してはどれくらいあって、実際に下りたのは何件くらいということで、ちょっとまず、数字を教えてください。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 6年度の実績になりますけれども、実はこちらの交付金につきましては2,300万円、6年度収入しておりますが、リサイクル事業費集団回収支援事業というところの事業に充てておまして、総額2,800万円に対して2,300万円を充てていると。

ちょっと簡単に具体的な内容を言いますと、区内590の団体が活動しておりますが、資源回収業者に引渡した資源量に応じて、資源の量に応じて1キログラム当たり6円の報奨金をその団体に支払っているという事業となっております。

○山田委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 今、山本委員の議員のですね、御質問のあったところは39番のコミュニティ助成事業の受入金のことだと思うんですけども、そちらのほうにつきましてはですね、去年は7団体が申請をして、1団体が実績としては1団体、こちらのほうで実績があったというところでございます。

御神輿とか以外にもですね、様々なものがあるんですけども、なかなかこちらのコミュニティ助成のほうもですね、件数のほうが例年、今まで二、三年前までは2件、2団体が実績としてあったりしたんですけども、昨今はですね、1団体ずつのこと、1団体ずつですね、ということになっておりまして、なかなかこちらのほうのですね、自治総合センターのほうの予算のほうもなかなかないということで今、少しずつ減少になっておりますけども、全く申請が、実績がない自治体もございますので、一応文京区としては今のところ1団体、必ず通っているという状況でございます。

○山田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ自治総合センターにお願いをして予算をいっぱいつけてもらって、文京区には広く周知をしていただければと思っております。

最後に141ページの本駒二丁目の土地活用ということで、14億5,000万ということでございますが、ちょっと若干当初の計画よりも取得するに当たりまして1年半ぐらい遅れましたので、若干、取得金額も少し物価上昇等で変わったのかなと思うんですが、その辺はどれくらいの金額が下がると感じておりますでしょうか。

○山田委員長 岡村課長が来てない。

山本委員。

○山本委員 特に出なければいいんですが、多分恐らく、そのね、ちょっと時間が、タイムラグがあったことによって、当初の取得するときの財政状況の金額でも若干上がったんだというふうに思います。

実は、その間にですね、私も一抹の責任は感じているところございまして、いわゆる昭和小学校の移転、教室の不足から伴う高齢者在宅サービスセンターの移転先ということで、いろいろ私も協力をさせていただきながら頑張らせていただいたんですけども、近隣のところではいい交渉ができずに物件が取れなかった、獲得できなかったということでこっちになったんで、ぜひこっちのほうでですね、何とか本駒二丁目で実現を図るようお願いしたいと思っております。

一般質問でも聞いたんであれなんですけども、あれから二、三週間たって近隣の方たちに

対する戸別訪問等々、その後の最新情報を教えて課長、いただけますでしょうか。

○山田委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 ただいま山本委員からの御紹介がございましたけれども、来年度の取得に向けてですね、本駒込二丁目の国有地につきましては、ただいま国との協議などを進めているところでございます。せんだっての自治制度のところで御報告させていただきましてけれども、今年度ですね、地域での意見交換会や戸別訪問などの状況を鑑みまして、全体としてですね、国有地の取得に向けて進めてまいりたいという判断をしておりますので、今後、具体的に国との協議を進めてまいりまして来年度の購入に向けて進めてまいりたいと考えてございます。

○山田委員長 山本委員。

○山本委員 そして、ちょっと今の段階でのスケジュール感もお聞きしたいんですけども、今年度、新年度取得をして、それから幸いにも更地になっておりますので、建物が、工事が始まるということでございますけれども、おおむね今の想定では何年何月ぐらいまでには、何年度中には完成できそうだということを、もし言えるのであれば教えていただき。

○山田委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 これから土地の取得をしますというような状況でございますので、なかなか確定的なところは言えるところではございませんけれども、おおよそですね、国との協議が順調に進んでまいりましたら、来年度の下半期ぐらいには土地の取得をすることができるかなというふうに考えてございまして、来年度の下半期から9年度ぐらいの間にかけて設計などを行った上で、その後、建設工事という形になってまいりますので、単純にですね、それらの事務手続に要する期間を積み上げますと、およそ12年度から13年度ぐらいまでにかけてですね、整備についてはかかるかなというふうに考えているところでございます。

○山田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。そこまで教えて。そうするとやっぱりちょっと、昭和小学校の100周年にはちょっと間に合わないような感じもしないではないんですけども、できる限り近隣の理解を得ながら、個別の中身のちょっと状況も分かる範囲で教えてもらいたいという部分もあるんですけども、交渉の話の内容としてですね。それはちょっと別のところでお聞きしますので、よろしく進めていただきますようお願いいたします。応援をさせていただいております。

○山田委員長 では、依田委員。

○依田委員 最初1つ目は答弁不要なんですけども、119ページの利子及び配当金のところで、各基金の利子があります。こちら今、金利上昇の局面ではありますけれども、また、機動的にですね、その局面捉えてちゃんとしっかり利子収入を得ていただけたらなと思います。

その次のページの121ページのところの不動産売払収入のところ、建物売払収入ですね、その中の。ここを伺いたいんですが、こちら、根津一丁目の住宅の、要は共同住宅マンションを8戸売りますということで、この予算に載っているのは基本的にはこの最低売払価格の8戸分で大体載っていると思うんですけども、実際には1月の27日にこの入札、行われまして、8戸のうち一応、番号についているんで1番から8番まであってですね、4番と6番が入札不調でしたと、入札ありませんでしたということです。1番と2番と8番に関しては、ほぼほぼ、その最低売払価格で札が入ってそれで落札されましたということになっております。

当然、不調だった部分をこれからもう1回やり直すということなんですけども、結局、入札の方が、入札者が少なかったということが反省点だということで、その点検に関してはもともとね、現地の見学会に来た方しか入札資格ありませんよということだったので、それ自体は変えないんですけども、現地見学会の曜日を増やしたりとかですね、申込みの期間を長くしたりとか、または業界団体、他区も含めていろいろと情報を流して行って、より入札に参加してくれる方が増えてくれるように取り組みますということは伺っております。

もちろん、それはそれで正しい方向性と思っているんですけど、一応過去の反省としてですね、この1番と2番と8番のほぼほぼ最低売払価格で入札がされた物件についてなんですけども、ちょっと伺いたいんですけども、これって要は1社、1人の者が入札をしているので、こういう結果になっているということだと思います。一応まず、その確認をさせていただきたいのが1点で。

その前提でお話しさせていただくと、結局、入札もいろいろやり方あると思うんですけども、今回の場合は何か特定の部屋に行ってですね、実際、札を入れるという形で入札されたのかなと思いますけれども、そうすると当日、自分が1人かどうか、1人だったら1人って分かっちゃうわけですね。そうすると、かつ今回、最低売払価格が明示されているということで、当日行って自分しかいなかったら、じゃ、最低価格で入れたら落とせるわけじゃないですか。ということで、そういう1番と2番と8番、こういう結果になっているのかなと思います。

その制度設計に関して、例えば実際にね、電子入札であるとか、現場に行かないようなやり方であれば、ほかに入札者がいるかどうか分からないようなふうにはできるのかどうかということと、また今回、その最低売払価格が明示されているんですけど、それを明示しないようにしたら、もうちょっと高い札を入れるんじゃないかみたいなどころもあると思うんですけど、今回のようなケースは余りないとは思いますが、あと今回ね、もう既に最低売払価格は不調だった4番と6番についても明示してしまっているんで、今さら隠すことはできないんですけども、ちょっと今後に向けての反省点とか、そこら辺の制度設計を変えることができるのかどうかというのをちょっと伺えればと思います。

○山田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、1点目の御指摘はそのとおり、委員御指摘のとおりでございます。実際にですね、入札に参加した方が1社ずつでしたので、最低売払価格と同額又は非常にそれに近い金額になったところでございます。

今回の入札のやり方につきましては、基本的に8戸売却のマンションの部屋がございまして、それぞれ時間を決めまして、1戸ずつ入札に参加する方を一つの会議室に集まっていたきまして、そこで実際に入札の箱にですね、入れていただき、かつ入札が終わった結果についても参加者の方には御説明するといった流れで実施したところでございます。こちらについては既存の区のですね、契約事務規則ですとか、入札参加者心得紙入札用などのルールにのっとりやっただころでございます。

やはりこちらの課題としては今、委員から御指摘いただいたとおりの課題がございまして、結果として参加者が1社しかない場合には当然、低い価格での入札になってしまうという課題があるのは事実でございます。その一方で、今回応募した方は結構複数のですね、複数の部屋を希望されている、入札を希望されている方が多かったところも踏まえまして、逆にですね、どうしても最初の入札で落とせないケースなども実際あったところでございます。そういった場合には、逆に落札した方の金額がその場では分かりますので、御自身が最初に入れた価格との差を認識することで次の入札に生かすことができるといったところでは、そういう安い金額が出ることもある一方で、逆にそういったより高く出る可能性もある、一長一短がある制度でございます。

ほかの手法はですね、確かにいろいろあるにはあるんですけども、例えば民間のインターネットオークションなんかを活用するとちょっと手数料を要してしまったりですとか、今、契約事務で行っております電子自治体調達サービス、インターネット活用のシステムを使っ

たやり方もやれなくはないんですが、これは逆に入札する方に少しコストを負担していただくことになりますので、それぞれ一長一短、課題があるのも事実です。しかしながら今回の結果を踏まえまして、今後、今回の課題についてはしっかり認識した上で、よりよい入札のやり方については今後も考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○山田委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。いずれにしてもね、入札参加者を増やすということ、まず大事ということだと思います。それから今、おっしゃったように順番にね、やっていくということにそれなりに意味ありますよということは納得いたしました。

ごめんなさい、予定価格、最低売払価格を明示するという点に関しては、これ自体にはいかがなんでしょう。もちろんその価格自体はね、区の内部でちゃんとオーサライズされたものだということは把握しているんですけど、それを何か出すか出さないかみたいなのは、どれだけこの区の裁量でできるものなのかと、その効果みたいなのはどうか。

○山田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 大変失礼いたしました。3点目の御質問でございますけれども、実はですね、平成25年度に区の契約事務規則が改正されまして、公有財産の売払いにつきましては予定価格をですね、最低売払価格を事前に公表できるようになりまして、以来ですね、公有財産の売払いの場合については予定価格を事前に公表しております。

この趣旨といたしましては、この公有財産の売払いに限りましては非公表の場合と比べてですね、公表したほうが入札への参加がしやすくなったりですとか、入札の不調のリスクが軽減される、さらには事務の効率化を図られるという考えから、当時、規則も改正され、その運用をしてきているところでございます。

また、最低売払価格自体は財産価格審議会にて御審議いただいて出された適切な価格でございますので、そういった形で今、公表する、事前公表の形で運用しているところでございます。

○山田委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。そういった考え方があることは分かりました。いずれにしても先ほどのね、インターネットも含めたいろいろやり方はあると思います。本当にこういうものを個別の、個別性が大きいというのがありますし、まとめて出てくることはあ

まりないとは思いますが、もう過去の事例はね、毎回そんなに役に立つかどうかは分からないんですけども、ただ、本当に制度設計によって結果が大きく変わってしまうというところはあると思いますので、できる限り大きい、多くの収入が得られるようにですね、工夫をしていただければなと思います。

以上です。

○山田委員長 そろそろ時間ですが、上田委員。

○上田委員 それでは、122ページの基金繰入金について伺います。ここに計上されている基金ではなくて、令和8年度予算において繰入れが予定されていない基金、また、近年繰入れが行われていない基金について伺います。

例えば国際交流基金とか住宅対策基金については、これまで今後の活用を検討するか、あるいは整備統合を含めた見直しを行うか、方向性を検討していくとされてきましたけれども、現時点で具体的な方針が示されておられません。そこで、これらの基金について今後どのように扱っていくのか、また、いつ頃までに方向性を示す予定なのか、検討スケジュールの目安をお示しく下さい。

次に、140ページの特別区債について伺います。18ページの第3表では本年度の起債の利率について年5.0%以内とされていますが、昨年度は年3.0%以内であり、上限が引き上げられております。昨年12月には日本銀行が政策金利を0.75%引き上げて、さらに次年度の追加利上げの可能性も報道されており、金利は上昇局面に入っていると考えられます。現在はインフレ基調の中で建設工事費の上昇も続いており、将来的なコスト増を踏まえれば起債の活用により、起債をしてでも必要な施設改修等を前倒して実施するという判断も財政運営上の一つの選択肢となり得ると思います。

加えて物価上昇局面では、基金の実質価値が目減りするという側面もあります。もちろん公債費は義務的経費であり、公債費負担比率が高まれば財政の硬直化につながることも留意が必要ですが、これまでの質疑において本区の公債費負担比率は一般的に警戒ラインとされる15%を大きく下回り、令和6年度決算では0.6%にとどまっていること、また、特別区債については世代間の公平性の確保や財政負担の平準化の観点から活用していること、さらに財政指標を踏まえながら中長期的な観点で管理していく考えが示されております。

こうした金利水準や物価動向、将来の建設コストなどを総合的に勘案しながら、バランスを考えた財政運営、公共施設マネジメントが重要であることは言うまでもありません。昨今の金利環境の変化を踏まえ、起債の方針をどのように対応させていく考えなのかを伺いたい

と思います。

○山田委員長 すみません、3時になりましたので、ここで一旦休憩とさせていただきます。
半でお願いいたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時29分 再開

○山田委員長 よろしいでしょうか。それでは、おそろいですので、定刻前ですけれども、始めたいと思います。

ほかり議員の質問に対する答弁の補足がございましたので、畑中総務課長。

○畑中総務課長 ほかり委員のふるさと納税の返礼品に関する御質問のところ、ちょっと答弁の補足をさせていただきたいと思います。

実は先ほど3時にプレスリリースしたんですけれども、5月2日に東京ドームで行われます井上尚弥選手の世界タイトルマッチのチケットを出品することになりました。

（発言する人あり）

○畑中総務課長 ふるさとチョイスを運営しているトラストバンクの関係での出品ということになりまして、ほかのサイトでは買えないんですけれども、一応、ふるさとチョイスでの出品ということになりました。また、今後も機会を捉えてですね、新たな返礼品というところについては検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○山田委員長 よろしいですか。上田さんの、では答弁からお願いいたします。

阿部観光・都市交流担当課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 国際交流基金についてのお尋ねですけれども、国際交流基金の活用目的は、文京区の基金条例において国際交流の促進というふうに定められてございます。過去には姉妹都市であるカイザーслаウテルン市への少年サッカーチームの派遣等に活用してまいりました。今後もですね、基金の設置目的に沿った各種の国際交流事業において、一定の財政支出を伴う場合にですね、有効に活用してまいりたいというふうに考えてございます。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 住宅、ごめんなさい、住宅対策基金につきましては、令和4年度に条例廃止して以降、ちょっと検討が進んでおりません、今後ですね、関係部署と調整を図りながら、今、残高が約2,700万円残っておりますので整理をしまして、また、スケジュールをお示し

していきたいと思っております。

それから特別区債の活用方針についてですが、現状では総合戦略で積極的に活用することとしております。直近の利率なんですけど、今時点では令和7年度12月時点でもう2.6%で、令和8年度の見込みでは3.8%まで上がる見込みとなっております。今回、利率の引上げを行っておりますけども、引き続き基金につきましては貴重な財源として活用するとともに、一方で公債費の歳出の部分、それから実際に借入れを行うと減債基金に積み立てていくお金もあります。それが実際的に両方合わせて義務的経費的な扱いになりますので、そういったところも注視しながら活用は積極的に行っていきたいと考えております。

○山田委員長 よろしいですか。

それでは田中香澄委員。

○田中（香）委員 140ページの特別区債のところでお伺いをしたいというふうに思います。

今回70億の内訳、先ほど上田委員からもラインナップのところも紹介していただいて確認を皆さんでしたところでございます。シビックや将来の福祉や教育の拠点となる土地取得に重点が置かれているということで、評価をするところであります。昨年よりも増額をされているということも評価の点だと思えますけれども、何よりも利率が低いときに借りていただいたということで、それはよく借りていただいたというふうに評価をするところでございます。

一方で、本当はもっと文京区だったらば、この財政力であれば、もっと借りれてもよかったんじゃないかなって、あえて思ったようなところで、昨年も副議長が一生懸命おっしゃっていたお気持ちがすごく1年、よく実感したというところでございます。

その部分とですね、それで、そうは言ってもこれから世界情勢が非常に荒れているということで、そういった情勢の緊迫化の中で原油や天然ガスの供給がどうなるのかということで、エネルギー価格の高騰がするかもしれないし、基金も金利も上がるかもしれないというところで、非常に不透明だということもよく理解をしましたので、これをしっかり注視をしていかなきゃいけないんだなというふうに思っております。

そういう意味で、こういった公共施設をこういった区債を活用して、また、様々な財源確保をしながら進めていかなきゃいけない。だからこそ、公共施設のマネジメントが大事なんだということで、ここでマネジメントのところ、総括でもお聞きをさせていただいたんですけども、聞いていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、とにかく公共施設、改修しなきゃいけない、そういったロードマップも

ある中で、プライオリティ、優先順位をどういうふうに決めていくのかという透明性も含めて、私たち議会も、また、区民も注視をしているところでもあります。合意形成、しっかり図りながら進めていきたいというふうに思っているところであるんですが、まずですね、総括のときにお伺いをしました、答弁の中には、これからシステムというものが稼働されていくというところで、集約されたデータの分析を進めるとともに、各施設の所管部署へのヒアリング等を通じて運営状況等を正確に把握していくと言っています。

このヒアリング、また、運営状況というものの、どういったことを把握して、いつまでにするのかということについて伺いたいということと、それから2つ目は、残高等の財政状況を考慮するということがあります。例えば100億が最初にあって、200億が最初にあって、金額が先だということなのか、そうやって当て込んでいくということなのか、それで整備箇所を決めていったり、そうしていくのかということなんですかという、すごくシンプルな質問を投げかけたい。

それから、整備時期は8年度中に決まっていくんでしょうかということと、それから会議体についてですけれども、既に活発な議論を行っているということでもあります。その議論の進捗だったり、また、区議会への私たちの報告はいつ頃伺えるのか、資料の公開等はいつ頃されるのかということについてお伺いをしたいと思います。

○山田委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 幾つか御質問いただきました。まず、所管部署に対するヒアリングの内容というところがございます。施設の老朽化等への対応に関しましては様々勘案しながら進めていく必要がございます、例えば施設の現状の老朽化の状況であったりだとか、併設施設の状況だとか、あと施設の稼働状況ですよね。その運用の運営の状況ですね、の確認をするだとか、あと、工事期間中に適切な代替場所が確保できる、あるいは代替事業は実施ができるかとか、様々工事に起因する影響がございますので、そういったところをヒアリングで確認をしてみたいというところがございます。

そのヒアリングに関しましては、本年度もですね、このシステムの構築に並行して進めているところではございますけれども、来年度にかけてもですね、引き続き続けてみたいと考えているところがございます。

また、その財源等の考え方というところがございますけれども、公共施設の総合管理計画によりまして改修時期等の集中を回避するという考え方がございまして、コストの平準化を図りながらですね、整備上の課題等、財源と両にらみしながら計画的に進めていくというこ

ととしてございます。

計画の基本方針といたしまして予防保全の考え方のもとですね、施設の定期的な改修を行うことで施設の長寿命化を図っていくこととか、ライフサイクルコストの削減も図っていくということでございます。そういったですね、施設整備を捉えまして、更新等の機会を捉えてですね、公共施設の集約化や複合化なども進めておりまして、既存のリソース等も活用しながらですね、行政需要への対応も含めて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、その方向性のお示しではございます。令和6年度にですね、公共施設等総合管理計画ができておりまして、大きな施設の更新や大規模改修の大きな方向性としてお示しをしているところですが、また直近の工事の部分をですね、より詳細に計画化してまいりたいというふうに考えているところでございまして、今回構築をしております公共施設マネジメントシステムによる情報の分析も踏まえまして、個別施設の計画というものを来年度の策定に向けて進めてまいりたいというところでございます。

また、議論の、庁内での議論の進捗というところでございます。例えばですね、先月の自治制度委員会の中でも御報告させていただきました脱炭素の推進方針などもですね、この公共施設マネジメントの一つの一環として進めておりまして、そちらも一つの成果だということ考えているところでございます。

そういったこととか、あと脱炭素以外にもですね、ユニバーサルデザインの推進に関することとか、先ほど申し上げました個別施設計画のこと、また、そのシステムに関することですね、その検討委員会や検討部会などを敷きながら検討を進めてございまして、適宜ですね、状況に進捗がございましたら、区議会のほうにも御報告してまいりたいというふうに考えてございます。

○山田委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。そういうヒアリングをまだ今年度も来年度もやっていくということですね。すぐには終わらないということはよく理解はできるんですけども、それが終わらないと計画に反映させることができないということですので、優先順位をしっかりと整理をして機動的に進めていただきたいし、また、先ほどいろいろヒアリングをする中で施設の稼働状況だったり、併設の施設のことだったり、様々代貸し場所が確保できているかというようなことは、仮に区民もいる皆さんが早く直してもらいたいと思うだけじゃなくて、じゃ、あそこがあるんじゃないかとか、みんな、それはもう文京区の所管が頑張

るだけじゃなくて、私たち区民も理解をしたり、一緒にそういったものを進めていくという視点が必要だから、そういったことを共有をするということが非常に重要なのかなというふうに思いましたし。

また、両にらみということを言われております。確かに金額がありきではないのだろうところなんですけれども、そうやって両方見ながら決定をしていくという本当にその難しさみたいなもの、すごく何ていうか、もどかしく感じる部分もございます。そういった部分をなるべく払拭して進めていただきたいし、来年度の個別計画を立てるということですが、それにおいても、それを今度、全体的に何をどこからというようなことが、非常に会議体の中でしっかりと推進していかなくちゃいけないというふうに思っていますので、そういったことがなされるように進めていただきたいなど、注意深く見ておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○山田委員長 では、関連で品田委員。

○品田委員 そうは言っても、やっぱり老朽化が激しいところとか、230を全部並べて順番をつけるとかいうのはやっぱり、5個や10個、どうしても優先すべきところは、議会でも白山とか千駄木の交流館の話とかしていますので、ある程度、大優先をつけて、その後、少しずつ優先順位をつけていくとかいうふうな流れかなと。

それから、いろんな例えばこういう項目は何ポイントとか、何か分かりやすく、老朽化で何ポイントで、こんなにたくさんポイントだったら、そこからやるとか、何か分かりやすくしないと何か横やりが入っちゃって、何かすると、えってなってしまうところもあると思うんで、その辺は明確にするのと、あと最優先順位ぐらいはちゃんとつけて、個別計画の中で最も進めなくちゃいけない、もちろんマネジメントもあるでしょうし、役所の中で大優先してほしいという要望もあるというふうに思うので、そんな感じで見せていただくといいかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○山田委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 施設整備の優先度というところでございます。総合管理計画の中にも書かさせていただいておりますけれども、予防保全と、あと事後保全ということで、2つ工事の種類としてはあるのかなというふうに思っております。

当然、今現在、もう既に不具合が生じているような、緊急に対応しなくてはならないというものは当然優先度が高いものとして、それは事後保全としてやっていくところにはなりませんけれども、それに含めまして正に長寿命化を図っていく、施設の長寿命化を図っていくと

いう意味で予防保全も行っているというところでございます。

優先順位のつけ方というのは様々ありまして、そこは来年度の個別施設計画の検討の中です。検討をしていきたいというふうに思っているところですが、例えば国のほうでも劣化度などの判定を行うような基準をもっておりまして、各自治体です。施設整備の優先順位の考え方を、そういうものを参考に整理をしているというところもありますので、そういったところも検討を進めていきたいというふうに思っております。

今の品田委員からもございましたような、例えば施設の劣化度です。部位部材の経過年数であったりだとか、それが、それを放置した場合です。何か不具合がある状態を放置した場合の被害の損失の係数だったりだとか、あとは耐用年数だとか、そういった劣化度に加えまして、あと施設の重要度です。例えば避難所になるとか、そういうような施設の重要度などの加算などを行うような、そういったですね、国の基準もあつたりしますので、そういったところも参考にしながら、区にとってどのような基準がよろしいかということも含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

○山田委員長 よろしいですね、田中香澄委員。

続きまして海津委員。

○海津委員 私のほうは119ページの3の1、土地建物貸付収入について。総括質問で行いました元町ウェルネスパークについての賃料についてお伺いいたします。

この間、答弁で55%減額していることを用途制限などを考慮したためと説明されました。しかし、公募要項のどこを読み直しても、どこにも条件によって賃料が半分以下、55%オフになるという価格ルールは示されていないんですね。応募を検討した事業者は、制約があることは理解ができたと思います。ただし、最初から55%減額という大幅な価格設定がなされているというのは、知り得たのかなというのは非常に疑問です。

そこで、もう一度お伺いいたします。55%減額というのは、公募時点で公式に示されていたのか。全事業者が55%減額という同じ情報を持って応募できたのか。それとも事業者選定の後に55%減額が決まったのか、まず、この点をお伺いします。

○山田委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、公募のときに減額が示されていたかということになりますけれども、こちらについては、公募の段階では具体的に55%減額というところについては、お示しはしておりません。参考地代ということで金額をお示ししたのになります。

こちらについて、事業者のほうが減額されていたことが分かったかどうかということに関

してなんですけれども、事業者がそういったところの提案をしていくときにはですね、当時の路線価ですとか、そういったところで計算はできるのかなと思いますので、減額率が55%というのは分からないかもしれませんが、一定減額されているというところは認識できたのかなというふうに思っています。

○山田委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。要は、55%減額というのは事業者を選定した後に後付けで決めたということが一つ、今はっきりいたしました。そうした中で、情報公開でとった資料を見ていくと、今回55%減額というのは実施設計に基づき算出した容積未消化分による容積率45%と、区の認定こども園等を利用することが最初、一、二階部分でということがあって、その部分を10%合わせた45%で55%だというふうに示されています。

そこでお伺いしたいんですけど、実施設計は通常、事業者選定の後に、今回もそうですが、示されるものと、この45%というのは、減額率というのは事業者選定前に決まっていたわけではないんですよね。選定後に45%選定後に決まったものなのか。だから実施設計があった、あって45%になったという理解でいいのか、そこをもう一度教えてください。

○山田委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、後付けというところに関してなんですけれども、公募の時点では減額されていきますので、55%減額というのは後付けということではございませんで、今、委員がおっしゃった貸付料の計算シートの部分ですね、こちらについて実設計後の45%というところではありますけれども、区側で公募要項つくってかけたときに、大体それぐらいになるだろうという想定はかけておりましたので、当時と同じ考え方で減額した賃料として示してございます。

○山田委員長 海津委員。

○海津委員 ごめんなさい、容積率が実施設計に基づき算出して書いてあるんですよね。45%。今のお話聞いていると、もう事前に公募条件の中に45%というのは皆さんが分かるような状況で、まずは示していたという理解でよろしいんですか。

○山田委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 公募要項の中では、減額の割合というのは示してございませんので、その時点では事業者のほうで45%減額、55%減額が分かったということではございません。最終的な賃料の決定については、令和4年の公有財のところでは実施設計が決まった段階での割合として示してございます。あくまでも参考地代ということですので、その時点での想定

で割合をつけたものとなります。

○山田委員長 海津委員。

○海津委員 容積未消化分が45%ということなんですよ。ということは算定根拠となる、本来建てられる容積率と実際の設計容積率はどれくらい違う、それぞれの数字を教えてくださいませんか。

○山田委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 すいません、今ちょっと具体的な数字がちょっと手元にないので、実際の容積率との差というのがちょっとすぐには答えられないので、ちょっと確認いたします。

○山田委員長 海津委員。

○海津委員 やっぱ、どうも納得いかないんですよ。45%が容積未消化になるという算定根拠というか、それも別にその公募のところでしっかりと示されているわけではないんですよ。なのに、もういつの間にか45%プラス10%、55%、何か出来レースのように見えてしまうのだと思うんですよ。事業者はそもそもが採算計算が必要です。だから、やはり一定の評価に値するようものはきちっと出しておかなくちゃいけないわけなんですけども、と思うんですよ。

だけど今、お話からすると、そうしたものは分かる人には分かるよねというところの中でつくられてきて、結果とすると事業者選定後に半額以下、55%オフというですね、破格な減額に至ったというふうに理解になるんですけど、私の頭の中でもう一度整理して歳出で質問しますが、ここはここまで、今、分かったことは、後付けで55%が決まりました。皆さんの算定、プロポーザル時点では55%オフというのが誰にも分かっていなかった、ほかの方々が同じ土俵に乗っていたわけではないということが分かりました。55%分というのは非常にほかのところでは見られない数値ですので、ルールが見えないまま進んだ公募というところには言えるかなと思います。

次に、137ページの放デイについてお伺いします。今、放デイのところは137ですね、このところで今、障害児家庭の経済格差を埋めるために放デイでの所得制限を撤廃して放デイを無料にするということが今、様々な自治体で増えているんですよ。障害児家庭にも自治体が寄り添っているということではとてもいい施策、制度だと思っているんですけども、文京区でもきちっと進める方向でいってほしいという願いも込めて今、どんなふうな段階で調査等もされているのか教えてください。

○山田委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 こちらの施策につきましては、23区の中でも既に幾つかの区が実施しているところがございますが、その中でも直近で実施している複数の区におきましては、国の幼児教育保育の無償化や、東京都の独自施策として実施をしている就学前の児童発達支援等の利用料の無償化などの流れを受けて、障害のあるお子さんを育てる家庭の経済的な負担を軽減する目的で実施しているとお聞きしております。

○山田委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ文京区においてもそこは同じですので、しっかりと経済格差なく進めるように、障害児家庭は非常に様々な点で出費が多いですので、負担軽減に向けて進めていただくようよろしくお願いいたしますと思います。

それと、さっきの元町ウェルネスパークにちょっと一言忘れてたもんでお伝えしたいのが、今回の決定って、要は普通の行政手続というのが通常では条件、賃料とかの条件、それから事業者を選定という形だけでも、今回は事業者の選定、賃料決定という形に最終的になっているんですね。これは、これって事業者の採算が合うように逆に決まってから選定され、価格もつくられていたというようにさえも映ってしまうので、その辺りをもう一度丁寧に歳出のところで御説明いただけるように御用意をお願いしたいと思います。

○山田委員長 今、手を挙げたのが、菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 先ほどもちょっとプロポのときの敷地条件のところについては、プロポのときに、すいません、1個戻りますけども、敷地条件で建蔽率80%、容積率400%という記載がございますので、そちらについてやっております。

先ほどの減額率のところですけども、公募要項を、応募要項を出した時点のときに55%減額した金額でお示しをしておりますので、後付けというわけではなくて、公募の時点ではもうそういう減額という考え方自体はあったということになりますので、後付けということではないというふうにお伝えいたします。

○山田委員長 海津委員。

○海津委員 何か最初に言われてた後付けじゃないって言われているところと、何か一貫性がないように聞こえるので、私ももう一度整理をして歳出のところに臨みたいなど。ありがとうございます。

○山田委員長 田中としかね委員はいいですか。やる。

最後になりました、お待たせしました。田中としかね委員。

○田中（と）委員 137ページ、46番と番号が振ってありますが、自治体システムの標準化とデジタル基盤改革支援補助金についてです。区政運営におけるね、この自治体のデジタル基盤整備という観点から質問したいと思うんですけども、現在、国はですね、自治体の基幹業務システムの標準化、共通化を進めているわけですよね。これは行政手続の効率化や自治体間のデータ連携を促進することを目的とするものでありましてですね、その方向性自体は一定の合理性があると考えます。

この政策というのはですね、デジタル庁と総務省が中心となって推進しておりまして、実務的な事務については地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISを通じて進められています。自治体にはデジタル基盤改革支援補助金が交付されてですね、住民記録や税や福祉などの基幹システムを国の定める標準仕様へ移行することが求められています。

でね、この制度については、いろんなね、全国の自治体から様々な問題、課題も指摘されていることからですね、文京区としての認識と対応について順次、伺いたいと思うんですけども、まず、今回のこのシステム標準化に伴う総事業費について伺いたいと思います。

国の制度では基本、住民基本台帳や税や福祉などの20業務について、標準準拠システムへの移行が求められています。併せてガバメントクラウドへの移行も進められています。この移行は単なるシステム更新ではなくてですね、システム改修、データ移行、業務フローの変更、クラウド移行、そうしたものを全て含んで、自治体行政の基盤を全面的に再構築する大事業であります。

伺いたいんですけども、文京区において、この標準化、クラウド移行に必要と見込まれている総事業費は幾らになるのかね、その内訳であるシステム改修費であったりデータ移行費であったりクラウド移行費、業務改革費ね。それぞれ、どの程度の規模になるのか。これ、ざっくりで結構です。お示しいただければと。なんでかという、その規模感を皆さんと共有したいというだけですので、よろしくお願いします。

○山田委員長 野苺家情報政策課長。

○野苺家情報政策課長 システム標準化に係る経費でございますけれども、先ほど委員から御紹介いただいたとおり、ここに係る経費は国がですね、補助対象として10分の10ということで補助を各自治体に出すというスキームで動いております。文京区は16億9,047万7,000円、これを上限額としまして補助を受けるということで現在、動いているところでございます。ですので、システム標準化に関わるような経費として、導入の経費としてはこの額が文京区の額という認識でございます。

その他内訳につきましては現在、様々なですね、流動的なところがございまして、大変申し訳ございません、ちょっとここですね、正確な金額を申し上げることはできない状況でございまして。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 大枠というか、総額ね、が分かれば大丈夫ですのでね。

その次に区の財政負担について伺いたいと思うんですけども、国が10分の10やりまっせと言っているんですよ。このデジタル基盤改革支援補助金によりまして全部ここで補填しますよと、自治体の負担なんて軽減しますよというふうに言っているんですけども、でもやっぱり、いろんな自治体からはね、補助対象外経費が多いんじゃないとかね、想定よりコストが膨らんでいるんですけど、みたいな声がやっぱり聞こえてくるわけなんですよ。

特に何かというと庁内のネットワーク整備であったり、周辺システムの改修だったり、独自機能の対応なんかね。これ、東京都の関係で文京区はありそうですよね、独自機能って。それ、ちょっと変えられないですよみたいなね。こうしたものは補助対象外になる場合もありますよという話なんですよ。

そこで伺いますけども文京区において、この結果として区の一般財源で負担しなくちゃならないようなものがね、幾らになるかもしれないのか、さらに、その費用がね、今後区財政にどんな影響を及ぼすことがもしかしたらあるかもしれないと見込んでいるのか、ちょっと見解を伺いたいと思います。

○山田委員長 野苺家情報政策課長。

○野苺家情報政策課長 実質的な区の持ち出しといいますか、負担についてでございますけれども、導入については現時点では大きなですね、負担というものはないかなと思っております。しかしながら導入後の運用の経費につきましては、これは確実にですね、標準化移行前と比較しますとコストがですね、上がるかなというところで見立てを立てております。

参考までですけども、昨年、都がですね、各自治体の数字をまとめておきまして、移行前と比べて東京都全体で約1.6倍に運用の経費が増加するのではないかという数字が出ております。この調査の中で本区においても概算ですけども1.58倍程度、運用コストが増えるというようなことが今、試算としては出ているところでございます。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 それもね、ちゃんと国が補償しますよということはね、一応構えは見せて

いるということで、大丈夫そうだということでよかった、よかったって言いたいところなんですけども、ここから先、また私の今回のテーマに関わることでして。自治体の政策のね、その裁量について伺いたいと思うんですよ。

今回のこの制度では、自治体の基幹システムを国が定める、また標準仕様に合わせるものが求められているわけですよ。これ、総務省はね、例外は許さんぐらいの構えなんですよ。これは確かに業務の効率化というメリットはある一方で、この自治体がね、独自施策を行う際の柔軟性が失われるんじゃないかという懸念も、うがった見方かもしれんけど、あるんじゃないかなと思うわけですよ。

文京区はこれまで子育て支援もそうですし、福祉施策もそうですし、教育支援もこうした分野ですね、独自の制度を展開してきましたよね。当然。そこで伺いたいんですけど、今回のシステム標準化によって文京区が独自に実施している制度や施策に制約が生じる可能性があるのかどうかね。また将来、その独自施策をね、導入する際に、このシステム上の制約が万が一、生じる可能性はないのかということをおちょっと確認したいんですけど。

○山田委員長 野苺家情報政策課長。

○野苺家情報政策課長 標準化に伴いまして、区が独自に行っていた業務ができなくなるかということにつきましては、これはできなくなるということはないと思っております。

標準化につきましては国の定めた仕様をまず遵守することが絶対でございますけれども、ある一定の基準を満たせばですね、この仕様を踏まえ、標準の仕様を踏まえた上で独自のサービスを持つことも、可能というような制度設計になっております。ですので、この制度設計の中でですね、区独自のシステムを持ちながら標準化も達成していくということが現実でできるかなと思っておりますので、業務が止まるということはない認識でございます。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 はいはい、分かりました。で、そのガバメントクラウドについてなんですけど、これ、出のところの質疑になるのかな。ここでやっても大丈夫？ まあ、野苺家さん、大丈夫か。ガバメントクラウドについて伺いますけど、この今回の標準化ではね、自治体がガバメントクラウドへ移行も進めることとされちゃっているじゃないですか。このクラウドの活用自体はシステムの安全性や効率性を高める可能性を持つんですけど、一方でね、それが運用コストの増大を招いてんじゃないの、何、1.5倍とかね。海外企業へ依存、Amazonが嫌だつては言いませんけどね、長期的な費用見通しということでやっぱり課題も指摘されているわけですよ。

伺いたいんですけど、このガバメントクラウドの利用に伴う年間運用費用というのはどの程度になるというふうに想定しているのかというね。現在のシステム運用費と比較して、将来的にやっぱりコストが増える、1.5倍って話聞きましたけど、その長期的な財政見通しをちょっとお聞かせください。

○山田委員長 野苺家情報政策課長。

○野苺家情報政策課長 ちょっと先ほどの御答弁と重なるところが一部ありますけれども、今現在ですね、進行形という形で標準化を進めております。その中で、ガバメントクラウドにかかる経費についてもちょっと流動的なところがございますので、財政的にコストが増えるということは確実なところではございますけれども、その額につきましては、大変申し訳ございません、今現在ですね、ちょっとこちらでお伝えできるような数字はないという状況でございます。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 さっきは国がね、将来的なやつもというふうに聞いてたけど、まあ、あれを、今回の補助金ね、こちらに出ているやつ、毎年これ、出ていますよね。補助金が。これ、もう基本的に移行費用への支援であって、将来の運用費用は自治体負担だよって、またね、何か言ってきたらどうすんのって話ね。

国はね、初期投資で、初期費用は国が支援するけど、将来コストは結局やっぱり自治体が負担するというような構造になっちゃ、まずいわけだね。今回のシステム移行によって、そうならないようにということは、財源どのように確保していくかということ、やっぱりこれ、国に頼るしかないのかな。

○山田委員長 野苺家情報政策課長。

○野苺家情報政策課長 デジタル基盤改革支援補助金につきましては、委員おっしゃるとおり導入に関する補助金でございます、この導入後のですね、ランニングコスト、運用のコストについても今、国がですね、補助金の制度設計をしているところでございます。具体的には、地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金という名称で、その設置に向けて今、国が検討を進めているというところでございます。

この補助金につきましては、各自治体標準化前の経費と標準化後の経費を比べまして、その差分をですね、この補助金で各自治体に補助をするというスキームでございます。ですので、この制度がですね、着実に履行されまして補助対象経費、我々が求めているものがですね、認められれば、基本的にはここについても大きな持ち出しというものはないかなと思っ

ているところでございます。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 物すごい力入っているね、国ね。そうか。それを信じて。

最後にまた、その自治体の主体性という観点から話をしたいわけですよ。今回の制度ではね、その自治体の基幹業務システムが国の標準仕様であり、共通クラウド基盤の上で運用されることになるわけですね。確かにこの効率化の、これは効率化を進める一方で、さっきも言いましたけど、自治体行政の基盤が国の設計した共通インフラに依存する形で変化するというふうにも見えるわけですね。地方自治の観点から言えばですね、これ、自治体がどこまで主体性を維持できるのかということについても、やっぱりね、ここは矜持というか、持っていてほしいと思うんですね。

これ、冗談みたいに聞こえるかもしれませんが、23区が抱えている東京都の特殊な関係性ね。これをね、先ほど固定資産税も含めて、そうですよ、これを完全にフラットにされてしまって国と直でやられてしまうと、もしかしたら、えらいことになるんじゃないかなということをお私にはやっぱり考えたりもするわけなんですね。

そこで最後に伺いたいんですけど、今回のシステム標準化政策について、文京区としてですね、どのようにこの自治体の主体性を確保していくお考えなのか。制度の運用においてね、必要な改善をね、国に対して、やっぱりこれはちょっと言っておきたいとかというのはありますかどうかということだけ伺いたい。

○山田委員長 野苺家情報政策課長。

○野苺家情報政策課長 このシステムの標準化によってですね、各自治体の独自性や主体性ということが失われるという認識では、まず、本区としてははないというところでございます。今回、対象業務が20業務ということでございますけれども、各自治体、この20業務以外ですね、もうこの数以上の業務を当然抱えておまして、そこは当然、各自治体の主体性を発揮しながら行政が行われているというところでございます。ですので、この20業務が標準化になったからといって、独自性が失われて全国一律で画一的なものになるということではなくて、こういった条件が整った中で各自治体が競い合いながらですね、どんな魅力を発揮できるかということが今後、競争の時代に入っていく中での大きな課題というかですね、我々が知恵を用いてまいらなきゃいけないポイントかなと思っております。

○山田委員長 田中としかね委員。

○田中（と）委員 ありがとうございます。言っていることは多分、重なると思うのでね、反

対の立場ではもちろん全然ないんですけども、行政のデジタル化というのはこれからの自治体運営にとって不可欠な基盤であることというのは承知しています。

その一方で、その推進に当たって財政負担であったり、政策の裁量であったりね、長期的なコストといった課題についても、やっぱり丁寧にね、検証していく必要があるということでは言をまたないと思いますとして、文京区として国の制度に言われましたからということではなくてですね、自治体としての主体性を確保しながら、これはやっぱり区民にとって最も望ましい行政基盤というふうなことで堂々と言えるようにね、構築して行ってほしいと思っておりますので、以上です。

○山田委員長 では、関連で、千田委員。

○千田委員 今の話なんですけど、やはり自治体が持つ膨大な個人の情報データを民間企業が利用できる形、標準化ですよ。なので、民間企業に開放する、裏面ではそういうことだと思います。なので、膨大な血税を投じてすごく7,742億円、国では予算付けていますけれども、これだけの予算を使って私たちの税金ですよ。税金を投じて、自治体を振り回している政府の責任は非常に重大だと思います。そこは指摘させてください。

以上です。

○山田委員長 それでは、以上で、16款財産収入から21款特別区債までの質疑を終了させていただきます。

続きまして、一般会計予算の歳出の審査に入ります。

歳出の1款議会費、2の質疑に入ります。事項別明細書の146ページから147ページまでの部分となります。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 歳出の説明に先立ちまして、職員給与費について各款に計上しておりますので、冒頭、一括して御説明させていただきます。

職員給与費の総額は196億3,696万2,000円で、前年度に比べ13億1,569万5,000円、約7.2%の増となっております。このうち、特別職を除く一般職の給与費総額は1,998人分、195億4,902万5,000円で、前年度に比べ約7.2%の増でございます。令和8年度の給与改定分につきましては、前年度と同様、計上を見送っております。また、一般職の予算人員1,998人は前年度に比べ32人の増でございます。

職員給与費の説明は以上となります。

それでは、146ページを御覧ください。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 5 億8,029万3,000円、11番、議会関連フロア改修工事関係経費による増でございます。

2 目事務局費 1 億6,660万1,000円、1 番、職員給与費の増でございます。

1 款の説明は以上でございます。

○山田委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。お一人ですかね。海津委員のみでよろしいですか。

では、海津委員。

○海津委員 私からは1点、予算の区の発表がですね、区長のプレス発表を待つまでは正式ではないというような、議会運営委員会で報告された後にも、そんなニュアンスの発言があったかと思うんですよね。これは議会としてどう整理をされるのかというのが、議長にお伺い。議会運営委員会は朝一番に区から予算の説明を受けて、それが私は正式だと思うんですけど、区の見解だとプレス発表、区長のプレス発表までは正式じゃないみたいな感じがあったんですが、二元代表制としていかなものかなというふうに思うので、ちょっとそこだけ1点お伺いしたいと思います。

○山田委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 予算につきましては、幹事長会のほうで企画政策部長から、令和8年の予算が整ったので議会に対して説明する機会を設けていただきたいという申出を受けて、議長のほうが日程を設定し、1月30日だったかと思いますが、その日に議会運営委員会で御説明をいただいたと思います。その後、プレス発表があるので、その公開についてはその後に行ってくださいというのは区側からの依頼、要望ということで私としては認識をさせていただきます。

○山田委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。あくまでも依頼ということで、正式なところは議会にきちっと報告いただいたところだというふうに認識をして、これからも進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

（発言する人あり）

○山田委員長 今の答弁はないですか。返しは、そうやって言われて。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 実際、議会のほうに先んじて情報提供していただいた上で、公的な

形、公表という形でプレス発表していますので、そういった区側からの要望についてはですね、議会側としても一定配慮していただければと思っております。

○山田委員長 新名企画政策企画政策部長。

○新名企画政策部長 企画政策部のほうからちょっと答弁させていただきますけども、本区の当初予算の外部への公表につきましては、今年度言いますと先ほど委員が言われたとおり、1月31日の日の午後2時に区長からの予算のプレスということで公表させていただいております。区のホームページには、それが終わる午後3時という形で掲載をさせていただいております。

また、議員の皆様には事前に会派回りという形で御説明をさせていただいておりますけども、SNS等への投稿については午後3時以降という形でお願いをさせていただいております。そのため、その日の午前10時に開催をされました議会運営委員会におきましては、私のほうから概要の報告をさせていただいたということでございますが、お願いということで午後3時までには時限秘という形にさせていただいたというところでございます。

また、来年度以降の当初予算のプレス発表、また、議会への報告につきましては、改めて議長、副議長とも相談させていただきたいと考えております。

○山田委員長 海津委員。

○海津委員 お考えは理解しました。ただ、やはり議会運営委員会は傍聴可であり、ですので、そこで区民の方々にも時限秘というのは、やはり筋が通らないのではないかなというふうに思いますので、そこは議会としてもしっかりと考えていかなくちゃいけない課題だと思えます。

以上です。

○山田委員長 それでは、以上で、1款議会費の質疑を終了させていただきます。よろしいですよ。

それでは、歳出の2款総務費の1項総務管理費と2項企画費の質疑に入ります。事項別明細書の148ページから159ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、2款、1項から2項までを御説明いたします。

148ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費66億4,300万7,000円、1番、会計年度任用

職員雇上、人員査定及び給与改定による職員給与費の増でございます。

150ページをお開きください。

2目男女平等事業費1億7,572万8,000円、153ページの上段2番、男女平等センター関係経費の（1）施設管理運営費、男女平等センター改修工事完了に伴う指定管理業務の再開による増でございます。

152ページを御覧ください。

3目、福利厚生費1億2,032万1,000円、1番、職員被服費、空調服の貸与開始による増でございます。

4目、衛生管理費9,906万1,000円、1番、職員健康管理の（1）職員健康診断、定期健診等対象者数による増でございます。

5目財産管理費2,398万6,000円、155ページの上段3番、用地等取得・処分、鑑定手数料による増でございます。

154ページを御覧ください。

6目会計管理費1億620万6,000円、4番、公金取扱手数料、振込手数料の改定による増でございます。

7目用品購入費1,431万8,000円、1番、指定用品一括購入、実績見込みによる増でございます。

156ページをお開きください。

2項企画費、1目企画調査総務費6億4,968万3,000円、3番、行財政改革推進経費の（2）小石川地方合同庁舎整備負担金、工事負担金の実績見込みによる減でございます。

2目財政管理費248万9,000円、1番、予算関係事務、予算書の印刷による増でございます。

3目広報広聴費2億4,600万8,000円、1番、広報活動の（6）こどもメディアパートナーの皆増による増でございます。

4目、電子計算事務費33億17万4,000円、2番、住民情報システム経費、システム標準化の進捗による減でございます。

2款、1項から2項までの説明は以上でございます。

○山田委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

それでは関川委員。

○関川委員 私は157ページのところの先ほど来から出ています、ふるさと納税についてお聞きをしたいと思います。ふるさと納税については入っている寄附が37億4,205万円というこ

とで、それで区民税に影響する額が今年度は44億円ということでありましてけれども、その辺のプラスマイナス、あと、返礼品のお話がさっきから出ていますけど、この1億5,000万ぐらい組まれている中で返礼品の問題等々はどうなんでしょう。あと、この入りと区民税への影響のプラスマイナスはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○山田委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 流出額のほうがおおよそ45億円ということでお話がありましたけども、歳入のところで申しますと令和7年度、今まだ途中ではございますが、4億円を超えているような状況でございます。令和6年度と比べると大分多くなってございます。

ただ、流出額を補うのに十分かと言われれば、残念ながらそういう状況ではございませんが、歳入としては年々増加しているというような状況ですので、少しでも歳出、流出の歯止めになるように取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○山田委員長 関川委員。

○関川委員 返戻金で4億円かかっているということですが、区民税への影響、今年度444億円で所得税の減税があったから、これ、この金額だと思いますが、ここ二、三年もつと80億とか90億とか区民税への影響が出ていると思いますが、その辺いかがでしょうか。

○山田委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 すいません、先ほどの答弁、ちょっと補足をさせていただきます。歳出の1億5,000万というところのお話ですけども、こちらは歳入があったうちのおおよそ5割が歳出という形で出ていってしまうというのが、今の現状のふるさと納税の仕組みということになっておりまして、こちらに計上しておりますのはポータルサイトの利用料ですとか、委託事業者への委託料というところでの1万5,000円の計上というところでございます。

○山田委員長 関川委員。

○関川委員 1億5,000万のうち5割が出ていってしまうというようなことや、この間の区民税への影響、今年44億なんですけど、その前年とか前年、もっと多かったと思いますが、それは幾らになるんでしょうか。

○山田委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 ふるさと納税のですね、影響額についてのお尋ねのことだと思います。令和7年度実績としてはですね、今、関川委員がおっしゃられたとおり、44億9,000万という形で11月時点の数字でございます。令和6年度のこちら、金額につきましてはですね、税務概要のほうでもお示しはさせていただいておりますが、39億5,000万という形でございます。

○山田委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 この歳出の1億5,000万というのは全て区の歳出の費用ということで、このうちの5割と、そういうことではございませんで、一定歳入があった中での歳出額として見込まれているのはこの1億5,000万ということでございます。

○山田委員長 関川委員。

○関川委員 ふるさと納税制度が導入をされてから久しくなっていると思いますけど、このふるさと納税そのものに対する、もう世田谷区などは、区民税への影響は90億円というようなことで、大変な、地方自治体が大変な状況になっているということで、破綻をしているんじゃないかというようなことで、もっと改善してほしいということで、特別区長会や東京都も国に対して要望をしていますけど、その内容はどういうことでしょうか。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 代表的なものを申し上げますと、住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の2割から以前の1割に戻す、控除額に上限を設ける、また7年度から8年度にかけて新しく項目を追加しておりまして、寄附金控除の対象額から返礼品相当分を除外し、他の寄附制税制との整合性を図ること、もう一つが、ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入することにより、寄附受入額による自治体間の格差を調整することということが述べられております。

○山田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。私たち、23区の共産党区議団も昨年の8月にふるさと納税についての申し入れ、総務省に申し入れを行っているんですけども、今、財政課長さんが4項目お示ししていただいたんですけども、このうちで改善されたものはあるのでしょうか。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 改善されたというところはちょっと把握はできておりません。

○山田委員長 関川委員。

○関川委員 特に3番目の減収について、地方交付税、または、23区は不交付団体ですけども、補填との、補填をしてほしいという、特別区長会や東京都もこれについて要求しているんですが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 予算で計上しているとおり、地方特例交付金では見込まれておりません。

○山田委員長 関川委員。

○関川委員 そういふことで、減収のままになっているということでは、もうこの制度そのものが出発のときと違って変えられてしまったというようなこともありますので、このふるさと納税制度については、日本共産党は廃止を求めますけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○山田委員長 誰が答えますか。企画。

進財政課長。

○進財政課長 特別区長会として、国の施策及び予算に関する要望として出しておりますので、これの、これに対しては反対の立場であります。

○山田委員長 関川委員。

○関川委員 せひこのふるさと納税については廃止を目指して、せひ検討していただきたいと思ひます。

以上です。

○山田委員長 続きまして、田中香澄委員。

○田中（香）委員 令和8年度の予算に関わる物件費のことを総括質疑させていただいたんですが、一つの例として159ページのシステム経費ということをお上げさせていただきたいと思ひます。といつても先ほど、としかね先生のほうからいろいろ質疑をされて、必要な経費ということもよく理解をしております。このシステム経費だけではなくて、理由の中にはですね、この物件費が膨らんでいますという要因の中には業務委託に関わる人件費の単価や、また資材価格の高騰など云々、いろいろ要因があるというふうにお分析をしております。

今、401億円、物件費がかかっている、5年前と比べて3倍ほどになっているのかなというふうにお思ひしております。この傾向がこれからも続くのか、また、そうは言つてもこういふふうにして何とか精査していくというふうな決意だけをお伺ひをして終わりたいと思ひます。

○山田委員長 進財政課長。

○進財政課長 やはりですね、予算編成をやっていく中で各課とヒアリングを重ねる中で、委託費とかコンサル費とか、そういったところについてはやはり要求が昔よりは大幅増えてきたなというのが本当の実感になります。コンサル経費についてはやはり専門的な知識が必要というところで、そこを精査しながら本当に職員でできないのか、本当に専門性があるのか、そういったところで予算をつけていきたいと思ひております。

また、つけた後には、やはりそのコンサルからのそういった専門的な知識を職員がノウハ

ウを吸収して、職員自身はその知識を持って業務を進められるように進めていければと思っております。

また、委託費につきましては、やはり行政需要がもう最近では予算規模が膨らんでいるのも分かる通り、様々な行政需要が膨らむ中で、委託費を使わざるを得ない、委託をせざるを得ないというのは分かるんですけど、一方で、本当に職員の努力によって業務の効率化とかで自分自身でできないのか、そういったところも精査をしながら今後予算をさらにきっちりと精査していきたいと考えております。

○山田委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 そういった好事例といいますか、頑張ってやっていたら課もあるんでしょう。そういったところも評価しながら進めていっていただきたいことをお願い申し上げます、終わらせていただきます。

○山田委員長 それでは、松平議員。

○松平委員 私は157ページの広報広聴費についてお伺いをしたいと思います。広報広聴費、来年度予算で約2億5,000万弱ぐらい、前年度比で670万増ということで計上されています。広報戦略課さん、2025年の4月から新しく名称が改称となりました、伝える広報から伝わる広報に、目的としても進化させるということが目的ということでございます。

これまで様々な委員会で既に広報戦略課長からも御答弁いただいておりますが、今年度、既に今まで持っている既存の媒体、区報、ホームページ等々でどういった広報ができるかというこの見直しと、あと、新たなツールの活用を積極的に進めていっていらっしゃるかというふうに思います。特に区報のインパクトのある1面を書いたりですとか、私もインスタ見させていただいてはいますけども、動画を取り入れたり、コンテンツの工夫に非常に積極的に今年度、取り組んでいらっしゃるというふうに思います。その点に関しては大変高く評価をしたいなというふうに思っています。

来年度に向けてなんですけれども、より一層伝わる広報になるようにということで各メディアの活用を進めると、また、先日の2月の議会の名取議員からの一般質問させていただきましたが、その御答弁でも特にホームページについて、検索性の向上に努めていくという御答弁をいただいております。具体的にどういう形で来年度、広報戦略課として進めていくのか、まず、お伺いしたいと思います。

○山田委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 まず、今年の広報について、総括的な御指摘ありがとうございました。

今、お話ありましたように広報戦略としましてもですね、これまでの在り方から新たに何が
できるかというのをこの1年、模索をしてまいったところでございます。

そういった中で、まずは既存媒体の見直しということで、今、御指摘もいただきましたが
区報や、あと新たにInstagramを開設して、かつ使い方もですね、これまでのSNSの
活用の仕方ではなく、まずはInstagramにおいては、ある程度、イメージ戦略で区民の、
何でしょう、所属意識を高められるような動画であったり、写真であったりというような形
で、媒体の特性に合わせた使い方をちょっと模索してまいりました。

先ほど財政課長からもありましたが、こういった取組についてはですね、職員自ら考えな
がら、ちょっとやりながらという形にはなりますけれども、着手することによって、職員自
身も経験を積んでいけるような状況が今できてきたのかなと思っております。

そういった中で来年度に向けた取組につきましては、引き続き区の媒体の有効な活用の仕
方というのを、さらに精査をしていきたいと思っております。これまで区報、SNS、ま
たホームページやケーブルテレビといった自社媒体といたしますか、そういったものが幾つか
ございますが、画一的な使い方が多かったのも、そういったことではなく、区報であれば先
ほどいただいたようにインパクトを与えるということもございますが、お手元に届くという
効果が非常に高い媒体でもございますので、そういったような使い方がさらにできないか。
また、ほかの区も様々な活用の方策を模索しているところがありますので、そういったと
ころも参考にしてやっていきたいと思っております。

また、御指摘あったホームページについてはですね、これまで区としても様々な情報をい
ろんな形で発信してきておりますけれども、区民にとって区の情報を得る一番肝心な場所と
いうのがホームページじゃないかなというふうに考えてございます。そういった意味で検索
性というお話もございましたし、さらにたどり着きやすく分かりやすいホームページにする
ということが肝要かと思っておりますので、そういった使い方についてやっていきたいと
は思っておりますが、区のホームページの作成の方法についても各課でそれぞれ構築して
いくような状況もございますので、区全体でですね、そういった考えを持ってホームペー
ジの作成に当たれるような取組を次年度も進めていきたいというふうに考えてござい
ます。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 分かりました。ありがとうございます。区ホームページのほうも、より区民が使
いやすく、検索性を高めてやっていただけるということで、より一層、発信力を持って広報
業務に取り組んでいただきたいなというふうに思います。もっともっと広報戦略化というこ

とがございますので、積極的に展開していただきたいなというふうに思うところであるんですが、例えばなんですけども、今、御答弁は、要は自社媒体、自社媒体って言い方はあるのか分からないけど、自社なのか、自分たちが持っている媒体をもう一回活用していくということだと思うんですが、例えば外部の団体との連携についてちょっとお伺いしたいと思います。

外部の団体、例えば防災に特化した、もしくは子育てに特化した、福祉に特化したサイト、これ、企業であつたり団体さんがやっている専門的なサイトであつたり、あとは雑誌であつたり、SNSだつたり、そういうところがたくさんあるかと思ひます。あとは拡散能力が高い、例えばインフルエンサーさんとかも今ありますけれども、そういったことの連携、こういったことも考えられるのではないのかなというふうに思ひますけれども。

もちろんプレスリリースを発信して、メディアが拾ってくださいというような取組というのはもちろんあるんですけれども、より区として、ここはちょっと、より一層発信力を持ってやっていきたいというふうに考えた事業等々は、紹介してもらうためにも区側からアプローチをしていったり外部の団体との連携をしていく、こういう考え方もあるのではないのかなと思ひますけれども、その辺り、区の見解としてどうなのか、お伺いしてみたいと思ひます。

○山田委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 御指摘ありがとうございます。おっしゃるように、我々の使命としましては、いかに区民や、それ以外の方も含めてですけども、に情報が伝わるかというのが肝要と考えてございますので、特に自分たちが持つてるメディアにこだわるわけではなく、御指摘があつたようにですね、様々な情報の伝達の手段を駆使して伝えていくべきというふうに考えてございます。

そういった中でですね、これまでも私どもとしてもプレスリリースという形ではさせていただいておりますが、それ以外にもですね、現在、一個人が情報発信能力、かなり高くなつてきている世の中でもございますので、特に新聞でなければならぬとか、雑誌でなければならぬということございませんので、そういった伝えたい情報の特性に合わせたメディアの選定であるとか、取材対応であるとか、あるいはインフルエンサーの活用とか、そういったものも特に制限なく検討していきたいと考えております。それぞれの施策の中で検討したいと思ひます。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 ありがとうございます。それぞれの施策の中で、そういった可能性も検討はできるということかなというふうに思います。来年度予算でも計上されているのは、あくまで自分たちが持っている、自分たちというか、区として持っている媒体のかかる費用ということで予算が計上されているところではありますけれども、いわゆる一般企業であれば、私も一般企業に勤めていたときに宣伝等々も担当したことあるんですけども、いわゆる広告宣伝費というものを持って、それをもって、ほかの他メディア、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等と交渉しながら自分たちの商品売り出していく。売り出していくというか、それがいわゆる広告だけにとどまらず、何かタイアップしたときに一定程度、広告宣伝費という形でメーカー側等が支払うということは、これ、よく企業であれば一般的なことかと思えます。

これ、ちょっと自治体でこういう考え方が合うのかどうかっていうの、私、分からないんですけども、より戦略的、積極的に外の媒体との連携というのを考えたときに、やはりその広告宣伝費というものを区として予算として計上していくという、こういう考え方というのはできるものなのか、ありなのかどうかというのをちょっとお伺いしてみたいと思います。

○山田委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 本区の中ではですね、なかなかそういった広告費と言われる費目自体はございませんので、場合によっては委託費等の中に含まれているケースはございますけれども、特にそういう大がかりな広告というのがあったケースは余りないかなと考えてございます。

一方で、自治体、行政においてもですね、宣伝活動というのは非常に重要だというふうに考えてございますので、様々な国や都をはじめ、ほかの自治体においてもですね、そういった広告を使った活動というのはやっておられますので、そういった部分について区として取り入れていくことについて、ありかなしかという話であればですね、ありではないかというふうに考えてございます。

ただ、当然ですね、費用がかかることとございますので、その内容であるとか効果といったものはしっかりと精査をした上で、財政課等と協議をさせていただきたいと考えてございます。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 ありか、なしかといったら、ありかということでお話をいただきまして、ありがとうございます。

最後にもう一点だけお聞きします。今、区が持っているホームページだとか、すいません、

今、区が持っている媒体としては、例えば区報であったり、ホームページであったり、今、こういう、これから、こういうイベントを行いますであったりとか、補助金ありますという、特にイベント行事であれば事前の告知、いわゆる事前のパブリシティ、前パブの部分に注力をして行ってきたところだと思うんですけども、TCNさんとかだと、こういうイベントやりましたという終わった後の報告も中にはありますが、どちらかといえば事前の告知、前パブの部分を注力、注力というか、そこに中心的にやってきたんじゃないのかなと思います。

今後ですね、いわゆる区の行事に参加した、イベントに参加したということが終わった後の後パブのところにも注力していくことで、いわゆる、そこに実際に参加することができなかった、行事に参加できなかった区民の方も知ることができますし、あ、こういうイベントやっていたんだというところで、またそれが次の次年度の行事の参加率の向上につながるですとか、そういったことも考えられるのではないかなと思うんですが。いわゆる後パブ、終わった後のイベントが終わった後の広報について、区としてどういう考えを持っているのか、最後に伺いたいと思います。

○山田委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 御指摘ありましたですね、事前周知という広報の仕方というのがですね、本区の中ではかなり数が多かったということで、そういった印象が非常に強い部分があるのかなと考えてございます。

先ほど来、お話をしているようにですね、様々な媒体の特性ございますので、そういった中で事前に周知をすべき内容と、あとは御指摘あったように事後報告といいますか、こういったイベントありましたといったようなレポート的なものを出すというのに長けた広報媒体もございますので、そういったものの使い分けかなというふうに考えてございます。

その考えに至る前の大前提という形になるんですけども、区がイベントを行ったり施策を行ったりする目的というのは、基本的には例えば環境問題であれば環境のイベントに来ていただきたいというのは、あくまでも環境に対する行動変容を起こすといったようなことが最終的な目標になってございますので、その手段としてイベントがあり、広報があるというふうに考えてございます。

そういった意味ではイベントの周知が必要ということではなくて、イベントに来られなかった方に対してもですね、ほかのメディアを通して行動変容を促すことができれば、それはそれで一つ行政としての課題の解決の道筋がついているものというふうに考えておりますの

で、今、お話があったように、あくまでもそのイベントの周知であるとか、事前の告知だけではなくて、そういった事後報告も含めて行動変容を起こせるようなですね、発信をしていきたいというふうに考えてございます。

そういった中で、例えば具体的にお話をしますと、SNSの中でもXやLINEについては比較的拡散力が高いので、事前に発信をして短い言葉で発信をする、目立っていくという手の効果もございますし、フェイスブック等についてはですね、写真が多く張れるとか、文字がたくさん書けるとかというようなございますので、そういった意味ではレポート的な表現を、レポート的な活用をしていくというのに長けたものもございまして、そういったような使い分けをしていく中で、区の発信の力を高めていきたいというふうに考えてございます。

○山田委員長 松平委員。

○松平委員 非常に御丁寧に御答弁いただいて本当にありがとうございます。ぜひ、そのイベントに来られなかった方への、に対する行動変容も起こせるような広報の出し方ということにも、ぜひ力を入れていただきたいなというふうに思いますし、より一層伝わる、伝わるですよ、伝わる広報になるように進化をしていただいて、ぜひ区民との距離がもっともっと、区と区民の距離が縮まるような広報活動というのをやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○山田委員長 関連ですか。え。

じゃ、田中としかね委員。

○田中（と）委員 すいません、ちょっと関連。関連というかね、何、話したいかというホームページの検索性という観点、これだけちょっとだけ話をしたいだけなんだよね。

あのね、ホームページの検索性という観点で言いますとね、今、話聞いていると各課がそれぞれ工夫を凝らしてね、キャッチーとか、分かりやすいとか伝わりやすいとかという、そういう例えばレイアウトだったり、あるいはマルチの媒体ね。いろんな何だ、SNSだの、何だ、よく知らないんですよ。インスタグラムだったりね。そういうのをいろいろ考えているように聞こえてくるわけなんですけど、本当に今後のことを考えるとですね、私はAIを通してね、区民が知りたいことをね、一人一人がもう本当にそれぞれの国民が、個人があれ、どうなっているのって質問するだけで、ぴよんと答えてくれるという未来がすぐやってくると思うわけなんですよ。

でね、そのときに区が何を準備しなくちゃならないかという、決してレイアウトとかじゃないの。いろんな媒体の工夫でもないんですね。AIに食わず情報の整理だけでね、いいと思うんですよ。決して水差してるわけじゃないんだけどね。シンプルに文字情報だけ整えておけばですね、今後、ホームページ上に構成されている様々な情報を、今の段階だと、これにAIを読み取ってもらって答えさせてもらうっていうんだと、かえってね、AIは分からないのよ。そうじゃなくて単純に、それぞれの課が報告している正確な文字情報をAIに食わせさえすればね、完璧な答えが一对一で返ってくると思うんですけど、その点についてどう思いますか。

○山田委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 おっしゃるとおりだと思ってございまして、先ほど申しあげましたホームページの検索性や情報の正確性ということについては、おっしゃるとおりですね、いかに正しい情報が速やかにたどり着けるかといったところが本来の目的かなというふうに考えてございます。

一方で、お話あったようにレイアウトであるとか、どういったような見せ方をするかという、そういった取組については、逆にいわゆる飛び道具みたいな形になりますけれども、SNS等を活用してですね、Xやインスタグラムや、そういったようなところについては、何とか、見てもらう工夫であるとか、気付いてもらう工夫といったようなところでは、そういった活用になりますけれども、そこで気付いていただいた方にたどり着いていただく先のホームページは、おっしゃるようになりますね、情報がしっかりと整理されて整って存在しているといったようなものが必要かと考えてございまして、そういった意味で、それぞれの媒体の使い分けというのを今後も引き続き取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○山田委員長 続き、はい、大丈夫です。

続きまして、上田委員。

○上田委員 まず、149ページの外部監査経費について伺います。中核市では御存じのように包括外部監査の実施が義務付けられており、文京区も児童相談所を設置するなど、中核市が担う行政機能に近い役割を行う、担うようになっていきます。文京区では過去に包括外部監査を廃止した経緯がありますが、特別区の中には外部監査を実施している自治体ももちろんありますし、行政の高度化、複雑化が進む中で、外部の専門的知見による監査の必要性はむしろ高まっていると思います。そこで、包括外部監査の再導入や現在の外部監査制度の拡充について検討してはと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、151ページの内部統制関係経費についても伺います。令和8年度にはマイクロソフト365や顔認証システムが新規導入されるとのことで、内部統制の仕組みがデジタル技術と連動して整備されつつあります。また、AGORAの総括質問に対する答弁では、フロントヤード改革による記入ミスなどのヒューマンエラーの削減にもつながるといような説明がありましたし、内部統制の観点からもDXを活用した事務処理の正確性や効率性を高めていくことが重要だと思います。そこで内部統制の強化という観点から、DXについて改善すべき事務を整理リスト化して優先順位をつけてデジタル化を進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

それから続いて、契約関係事務について伺います。まず、公契約条例の実効性の確保については、共産党さんの総括に対する答弁で、必要に応じて立入調査もできるとの御説明がありました。そこで、指定管理者制度における労働条件モニタリングの仕組みなども参考にしながら、抜き打ち調査を含めた計画的な調査を行うことで条例の実効性を高めていってはどう思うのですが、いかがでしょうか。

また、契約事務のDXについてですが、電子契約を進めていくというふうに伺っていますが、電子請求についてもさらに推進することで、事務の効率化だけでなく支払い遅延など内部統制上のリスク低減にもつながると考えます。電子契約及び電子請求の状況と今後の方針についてお聞かせください。

まず、そこまでお願いします。

○山田委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 包括外部監査制度ですけれども、委員からお話ありましたとおり、文京区では平成17年度まで実施をして、それ以降、廃止をしたという経緯がございます。6年間は実施をしたというところですが、一定の役割を果たしたという判断で、その時点では休止をしたということでございます。

現在、この包括外部監査を導入している区が23区中4区あるということが確認はできております。今、やっている4つの区の事例なんかも参考にしながらということにはなりますけれども、今ですね、この後の話にもつながりますが、令和2年度から内部統制制度が導入されて、財務事務、それから個人情報の取扱いというところについては一定、監視の監査の制度が整っていると。今、内部統制の制度にのっかってですね、監査委員の意見もいただきながら進めているというところですので、当面はこの内部統制制度をしっかり充実させていくということが本来のところかというふうには思っておりますけれども、ほかの現在やって

いるところの状況というのは随時確認をしながら、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

現在のところ、新たにこの包括外部監査を再開するという考えはございません。

○山田委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 ただいま委員から御意見のあった包括外部監査についてですけれども、自治法の逐条解説によれば、包括外部監査人は特定の事件について審査をすることとしているように法令上、決まっております、その内容については、その包括外部監査人が自由に選択することとなります。

一方で、その条件としては、やはり事件、選択するものの特定性をしっかりと持つことが必要であったり、実際に監査委員が実施している監査と重複しないというような要件、ないしは、その内容について区側から何ら指定することができず、包括外部監査人の識見によって、その内容を決定することが相当であるというふうに意見が書かれていることを踏まえると、包括外部監査制度を導入することについては相当な課題があるものというふうに監査事務局長としては認識しております。

○山田委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 2点目の内部統制のDX化というところですが、現在、様々な行政手続、DX化に取り組んでいるということで、これは事務の効率化、また、住民の方の利便性というところで進めているところですが、DX化が進むことによって内部統制という観点からしてもミスが機械的に制御できるというところでは一定の意味があるものだというふうに考えてございます。

委員からお話ありましたとおり、メールの誤送信防止の機能ですとか、支払い遅延防止の機能ですとか、実際にもう実装を始めているものもございますので、今後随時ですね、そういうDX化、進めていくことによって、内部統制の不備な事案ということは一つでも減らせていけるよということに取り組んでまいりたいと考えております。

○山田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、公契約条例に関する御質問でございますけれども、今回の総括質疑のですね、答弁で申しあげました立入調査につきましては、こちらは労働者の方からですね、労働報酬下限額が下回っているといった申出があったときに実施するものでございます。

幸いのところ、今のところ、まだそういった事例は生じておりませんが、実際実施するに当たりましては委員からも御指摘いただいたとおり、契約管財課では既にそういった社会保

険労働士などを活用したモニタリングなども行っておりますので、そういった取組のやり方も踏まえながら、もしこういった事態が発生したら立入調査をやっていければと思っております。

なお、これとは別にですね、今年度、公契約条例が適用される工事契約に関して9社、委託契約に関して4社、計13社に対しまして、契約管財課の職員がちょっと現場にですね、訪問いたしまして、公契約条例のですね、従業員の方への周知状況ですとか、そういったものを確認したりしてきたところでございます。こういった職員ですね、現場確認につきましても来年度、さらに計画的にですね、あと対象の場所も増やして取り組んでまいりたいと考えております。

併せまして、電子契約に関するところでございますけれども、昨年ですね、10月から試行的に導入しております、現在は土木部と情報政策課の契約を対象に試行で行っております。今年の3月1日現在で現在17件、実施しているところでございます。メリットとしては事業者側での収入印紙が不要になったことですとか、メールでのやり取りとなって郵送が不要になったことなど、あるいは、さらには契約書などのペーパーレス化が進んだといった効果も出ているところでございます。

今後ですね、事業者の皆様ですとか関係課などの意見も踏まえながら、この試行の対象ですね、部署の拡大に向けて検討してまいります。

○山田委員長 宇民会計管理者。

○宇民会計管理者 電子請求についてですけれども、一部の自治体で既に電子請求を導入したというような事例は聞いております。ただ、電子請求、対象者全てが電子化のほうに移行できたというわけではなくて、一定、文書等でのやり取りというのも並行して行っているというような実態を聞いているところでございます。

今後、導入した場合におきましても、そういった移行期間が生じること、そういった移行期間中の書類の確認等で正確性ですとか、円滑な事務をどう確保していくのか、そういった課題もございますので、引き続き他自治体の動向や、あるいはベンダーからいろいろ意見を聴取して効果的なシステム導入という観点で研究を進めていきたいと考えております。

○山田委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続いて、157ページの行政運営の中の公共施設マネジメントについて伺います。特別区長会調査研究機構の令和8年度研究テーマとして、特別区における公共用地の着実な取得に向

けた手法等に関する調査研究が選定されたことについては、私が昨年9月の一般質問でもお願いした内容であり、研究の進展に期待しております。

また、令和8年度から公共施設マネジメントシステムを運用し、ランニングコストも含めた管理を行っていくことについても確認しています。また、近年は人口増に伴い公共サービスの拠点となる土地が不足していることが課題となる中、本区では学校改築に伴う仮校舎用地の確保など土地取得を進めてまいりましたが、その時点時点でリアルタイムに将来の公共サービス需要を踏まえた施設ニーズを算定し、既存施設の利用状況の精査を行って、施設配置の最適化を図ることが公共施設マネジメントだと思いますし、先ほどの質疑で、そのようにするということをしました。

一方で、15ページから17ページの第2号及び、326ページから330ページの債務負担行為に関する調書にあるとおり、債務負担行為の件数がかなり増えている状況も見受けられます。公共施設整備においては長期的な財政負担を伴う事業も多いことから、施設管理と併せて債務負担行為の状況についても一体的に把握管理していくことが重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

ところで、施設整備においては近年、コンストラクションマネジメント、CMの活用が増えています。行政計画の策定におけるコンサルタント委託も含め、専門的知見の活用は重要ではありますが、その活用が増える中で本当に必要な業務なのかを検証する視点も必要ではないかと思います。

そこでCMの導入による効果について、コスト管理や事業マネジメントの観点からどのように検証しているのかを伺います。ちなみにDX分野にはベンダーロックインという用語がありますけれども、いつの間にか仕様作成に関与した企業と関連するベンダーしか受注できない仕様になっていて、競争性が低下する場合があります。CM方式とか、コンサルタント活用が契約の公平性、競争性、公共性を確保する仕組みとなっているか、どうチェックしているのかを伺います。

○山田委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 公共施設マネジメントに関しまして、債務負担行為との一体的な検討というところがございます。債務負担行為されている金額、また、歳出予算に組み込まれている予算というところも含めてですね、工事費全体については把握をしまっているところは委員の御指摘のとおりだというふうに考えてございます。

この間ですね、御答弁申し上げましたとおり、公共施設マネジメントシステムにおきまし

て工事費の管理といったところを管理ができますし、今後もその工事履歴というのが積み重ねていくことができますので、そういうところも含めてシミュレーションをしながらですね、今後の計画については考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、コンストラクションマネジメントの今後のところですが、CM委託に関しましては区の人員的体制以外の部分で一定の委託費用を発生させるということにもなりますので、その必要性などはしっかりと検討しながら、導入していく必要があるというふうに考えているところではございます。ただ、当該事業の緊急性とか必要性だとか、区の体制なども総合的に勘案してですね、決定していくというふうに考えてございますので、今後も諸条件を検証しながらですね、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○山田委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次に、広報宣伝活動について伺います。新規事業の暮らしのミニガイド作成は区民に最新の情報を伝えるため、QRコード等を活用してウェブで情報更新をしやすくする工夫をされると伺っております。先ほど松平委員も指摘されましたが、4月に広報課が広報戦略課へと改編されて、紙媒体とデジタル媒体の役割分担を整理しながら、SNSなどデジタル広報の取組が活発になっていることは私も評価しています。媒体の使い方の精査を行うということにも期待しております。

一方で、昨年12月に出た文京区広報メディアに関する区民意識調査報告書を見ると、こうしたデジタルと連動した広報の効果を評価する項目が十分とは言えないかなというふうに思います。せっかく新たな広報をされているのに、その効果検証が見えにくいことはとても残念だというふうに思っています。やはりデジタル広報については、アクセス数やSNSのエンゲージメントなど、KPIを設定した上で効果検証を行っていくことが重要ではないかと思うのですが、現在、どのような指標で広報活動を評価しているのか伺います。

また、新規事業のこどもメディアパートナーについては、これまで実施してきたメディアパートナー事業を子どもの権利に関する条例の施行に合わせて再構築するものとのことで、子どもが自ら取材し、情報発信を行うことは、子どもの意見表明や社会参加を促す取組であると同時に、子どもの視点から地域の魅力や課題を発信するという意味で広報の新しい可能性にもつながるものと考えます。

そこで、このこどもメディアパートナー事業について、これまでのメディアパートナー事業からどのような点を見直し、どのような目的で再構築するのか、また、区の広報施策の中

でどのような役割を担うものと位置付けているのかを伺います。

○山田委員長 御答弁をいただきたいところですが、5時になりましたので、引き続き来週9日月曜日に上田委員の御答弁からお願いしたいと思います。

本日は、これにて予算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 5時00分 閉会